

令和 8 年度 認証評価

(令和 7 年度分)

愛知学院大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	26
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	37
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	37
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	45
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	51
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	55
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	65
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	88
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	91
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	100
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	100
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	103
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	107
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	110
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、愛知学院大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 15 日

理事長

龍谷 顯孝

学長

木村 文輝

ALO

犬飼 順子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

昭和 22 (1947) 年、大学設置委員会が組織され、そこで設けられた「大学設置基準」に準じて、多くの国・公・私立大学は昭和 24 (1949) 年に開設された。本学においても、小出有三初代学院長の発案により愛知学院内に「駒沢大学愛知分校」を設置し、これをベースとして愛知学院は高等教育機関としての設立が企画された。曹洞宗宗務庁へ短期大学の設立の趣旨を具申すると同時に、愛知県下の 12 の公私立学校に呼びかけ、「愛知県短期大学設立期成同盟」を組織して事務所を愛知学院に置き、会長に小出有三学院長が就任して活動が開始された。昭和 24 (1949) 年 10 月、設置者・財団法人曹洞宗興学財団の専務理事によって「愛知学院大学短期大学設置認可申請書」が当時の文部省に提出された。このことは他校に先駆けていち早く短期大学を設置し、日本一早く高等教育に乗り出すことを決意実行したものを示す。この申請書の設置要領は、「教育基本法及び学校教育法の規程に基づき、実質的な大学専門教育を施すと共に、本学設立の趣旨である仏教主義、特に禅的教養を身につけた香り高き利生済民の人材を育成すること」を目的とした。

昭和 25 (1950) 年 3 月、愛知学院大学短期大学は大学設置審議会の答申に基づいて、設置が認可された。昭和 25 (1950) 年 9 月には、「商科」のほか「文科」の学科を増設することを申請し、翌昭和 26 (1951) 年に開設した。昭和 28 (1953) 年 4 月に愛知学院大学が設置され商学部商学科の設置とともに、翌昭和 29 (1954) 年短期大学「商科」が廃止された。

以後、愛知学院短期大学は定員 25 名という極めて小規模な二部の「文科」のみの短期大学が継続した。昭和 60 (1985) 年頃、18 歳人口の増加と共に大学・短期大学への進学志願者が上昇、それに対応して、「文科」の定員増を文部省に申請、平成 2 (1990) 年期限付き定員増が認可され (平成 10 (1998) 年まで)、定員 50 名と改められた。翌平成 3 (1991) 年に恒常的な定員増が実施され、臨時定員増とあわせて 75 名の定員となった。

平成 4 (1992) 年 4 月には、従来の英語教育とは一線を引き、国際化時代の到来に対応するために、英語で自由にコミュニケーションができる実践能力と国際感覚を身につけた教養ある人材育成を目的に、「英語科」が設置された。のち平成 11 (1999) 年 4 月には、愛知学院大学短期大学部へと名称変更し、併せて英語科を「英語コミュニケーション学科」に名称を変更し、国際化にふさわしい学科として 100 名の定員で発足した。

しかし、その後 18 歳人口の急速な減少と 4 年制大学への志向が高まり、短大の取り巻く状況は極めて厳しい状況となった。平成 13 (2001) 年 4 月には「文科」二部を「人間文化学科」二部に名称を変更した。平成 16 (2004) 年 4 月には、半世紀に及ぶ歴史があり健全な運営に努めてきた「人間文化学科」二部の募集を停止し、平成 18 (2006) 年 3 月を以って在校生を全て卒業させ廃止した。平成 18 (2006) 年には国際社会に通用する人材養成のため運営・維持に努めてきた「英語コミュニケーション学科」の募集を停止し、平成 19 (2007) 年 4 月愛知学院大学文学部「グローバル英語学科」の設置と共に、翌平成 20 (2008) 年 3 月「英語コミュニケーション学科」を廃止した。

一方、時代の流れと共に多様化する社会に対応して、昭和 43 (1968) 年に設立した愛知

学院大学歯科衛生士学院は、昭和 52（1977）年愛知学院大学歯科衛生専門学校と校名を改め、以来歯科衛生士の教育のリーダーとして、全国の歯科衛生士学校を指導する任を担っており、わが国の歯科衛生士教育において全国のモデル校としての役割を果たしながら、実績と社会的ニーズに応えうる歯科衛生士教育を実践してきていた。平成 22（2010）年歯科衛生士教育は 3 年制以上の教育課程を編成することに伴い、平成 18 年（2006）4 月に愛知学院大学短期大学部に 100 名定員の 3 年制の「歯科衛生学科」を開設した。さらに平成 21（2009）年 4 月により高度な口腔保健学を学ぶため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定による、「専攻科」（口腔保健学専攻）を設置し現在に至っている。

<学校法人の沿革>

年	元号	事柄
1878 年	明治 9 年 5 月	曹洞宗専門学支校として開設
1902 年	明治 35 年 9 月	曹洞宗第三中学林（5 年制）と改称
1925 年	大正 14 年 2 月	愛知中学校設置
1947 年	昭和 22 年 4 月	新制愛知中学校設置
1948 年	昭和 23 年 4 月	愛知学院と総称 新制愛知高等学校設置
1953 年	昭和 28 年 4 月	愛知学院大学設立 愛知学院大学商学部商学科設置
1957 年	昭和 32 年 4 月	愛知学院大学法学部法律学科増設
1961 年	昭和 36 年 4 月	愛知学院大学歯学部歯学科増設
1962 年	昭和 37 年 4 月	愛知学院大学商学部経営学科増設、歯科技工士学校設置
1964 年	昭和 39 年 4 月	愛知学院大学大学院商学研究科（商学専攻）、法学研究科（私法学専攻）修士課程設置
1966 年	昭和 41 年 4 月	愛知学院大学大学院商学研究科（商学専攻）、法学研究科（私法学専攻）博士課程設置
1967 年	昭和 42 年 4 月	愛知学院大学歯科技工士学校専修科増設
1968 年	昭和 43 年 4 月	愛知学院大学大学院歯学研究科博士課程増設、歯科衛生士学院設置
1970 年	昭和 45 年 4 月	愛知学院大学文学部宗教学科・心理学科増設
1974 年	昭和 49 年 4 月	愛知学院大学文学部歴史学科増設 愛知学院大学大学院文学研究科（宗教学仏教学専攻・心理学専攻）修士課程増設
1976 年	昭和 51 年 4 月	愛知学院大学大学院文学研究科（宗教学仏教学専攻・心理学専攻）博士課程増設
1977 年	昭和 52 年 4 月	愛知学院大学歯科技工士学校を愛知学院大学歯科技工専門学校と改称 愛知学院大学歯科衛生士学院を愛知学院大学歯科衛生専門学校と改称

1978年	昭和 53年 4月	愛知学院大学大学院文学研究科（歴史学専攻）修士課程増設
1980年	昭和 55年 4月	愛知学院大学大学院文学研究科（歴史学専攻）博士課程増設
1986年	昭和 61年 4月	愛知学院大学文学部国際文化学科増設
1988年	昭和 63年 4月	愛知学院大学文学部日本文化学科増設
1990年	平成 2年 4月	愛知学院大学商学部経営学科を経営学部経営学科に改組 愛知学院大学大学院文学研究科（英語圏文化専攻）修士課程増設、大学院法学研究科（私法学専攻）を（法律学専攻）に変更
1991年	平成 3年 4月	愛知学院大学留学生別科設置
1992年	平成 4年 4月	愛知学院大学大学院文学研究科（英語圏文化専攻）博士課程増設、大学院文学研究科（日本文化専攻）修士課程増設
1993年	平成 5年 4月	愛知学院大学大学院経営学研究科（経営学専攻）修士課程増設
1994年	平成 6年 4月	愛知学院大学大学院文学研究科（日本文化専攻）博士課程増設、大学院経営学研究科（経営学専攻）博士課程増設
1998年	平成 10年 4月	愛知学院大学情報社会政策学部情報社会政策学科増設
2001年	平成 13年 4月	愛知学院大学商学部産業情報学科、経営学部国際経営学科を増設
2002年	平成 14年 4月	愛知学院大学法学部現代社会法学科増設、大学院総合政策研究科（総合政策専攻）博士課程（前期・後期）増設
2003年	平成 15年 4月	愛知学院大学文学部心理学科を心身科学部心理学科に改組 栄サテライトセンター開設
2004年	平成 16年 4月	愛知学院大学心身科学部健康科学科増設
2005年	平成 17年 4月	愛知学院大学薬学部医療薬学科設置、大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程設置
2006年	平成 18年 4月	愛知学院大学薬学部医療薬学科を6年制に移行 愛知学院大学情報社会政策学部情報社会政策学科を総合政策学部総合政策学科と改称 愛知学院大学大学院文学研究科心理学専攻を心身科学研究科心理学専攻に改組
2007年	平成 19年 4月	愛知学院大学文学部グローバル英語学科を増設 愛知学院大学商学部産業情報学科をビジネス情報学科と改称、経営学部国際経営学科を現代企業学科と改称
2008年	平成 20年 4月	愛知学院大学心身科学部健康栄養学科を増設、文学部宗教学科を宗教文化学科と改称 愛知学院大学大学院心身科学研究科（健康科学専攻）修士課程増設
2009年	平成 21年 4月	愛知学院大学大学院薬科学研究科（薬科学専攻）修士課程増設
2010年	平成 22年 4月	愛知学院大学大学院心身科学研究科（健康科学専攻）博士課程増設

2012年	平成 24年4月	愛知学院大学大学院薬学研究科（医療薬学専攻）博士課程増設
2013年	平成 25年4月	愛知学院大学経済学部経済学科を増設
2014年	平成 26年4月	愛知学院大学名城公園キャンパス開設
2015年	平成 27年4月	愛知学院大学文学部国際文化学科を英語英米文化学科と改称
2017年	平成 29年4月	愛知学院大学大学院経済学研究科（経済学専攻）修士課程を増設
2022年	令和 4年4月	愛知学院大学心理学部心理学科を増設
2023年	令和 5年4月	愛知学院大学心身科学部を健康科学部（健康科学科、健康栄養学科）へと改称
		現在に至る

<短期大学の沿革>

年	元号	事柄
1950年	昭和 25年4月	愛知学院短期大学商科第一部・第二部設置
1951年	昭和 26年4月	愛知学院短期大学文科（宗教教育専攻第二部）増設
1954年	昭和 29年3月	愛知学院短期大学商科第一部・第二部廃止
1992年	平成 4年4月	愛知学院短期大学英語科増設
1999年	平成 11年4月	愛知学院短期大学を愛知学院大学短期大学部と改称 愛知学院短期大学英語科を英語コミュニケーション学科と改称
2001年	平成 13年4月	愛知学院大学短期大学部文科（第二部）を人間文化学科（第二部）と改称
2006年	平成 18年4月	愛知学院大学短期大学部人間文化学科廃止 愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科を増設
2008年	平成 20年3月	愛知学院大学短期大学部英語コミュニケーション学科廃止
2009年	平成 21年4月	愛知学院大学短期大学部専攻科（口腔保健学専攻）増設
		現在に至る

(2) 学校法人の概要

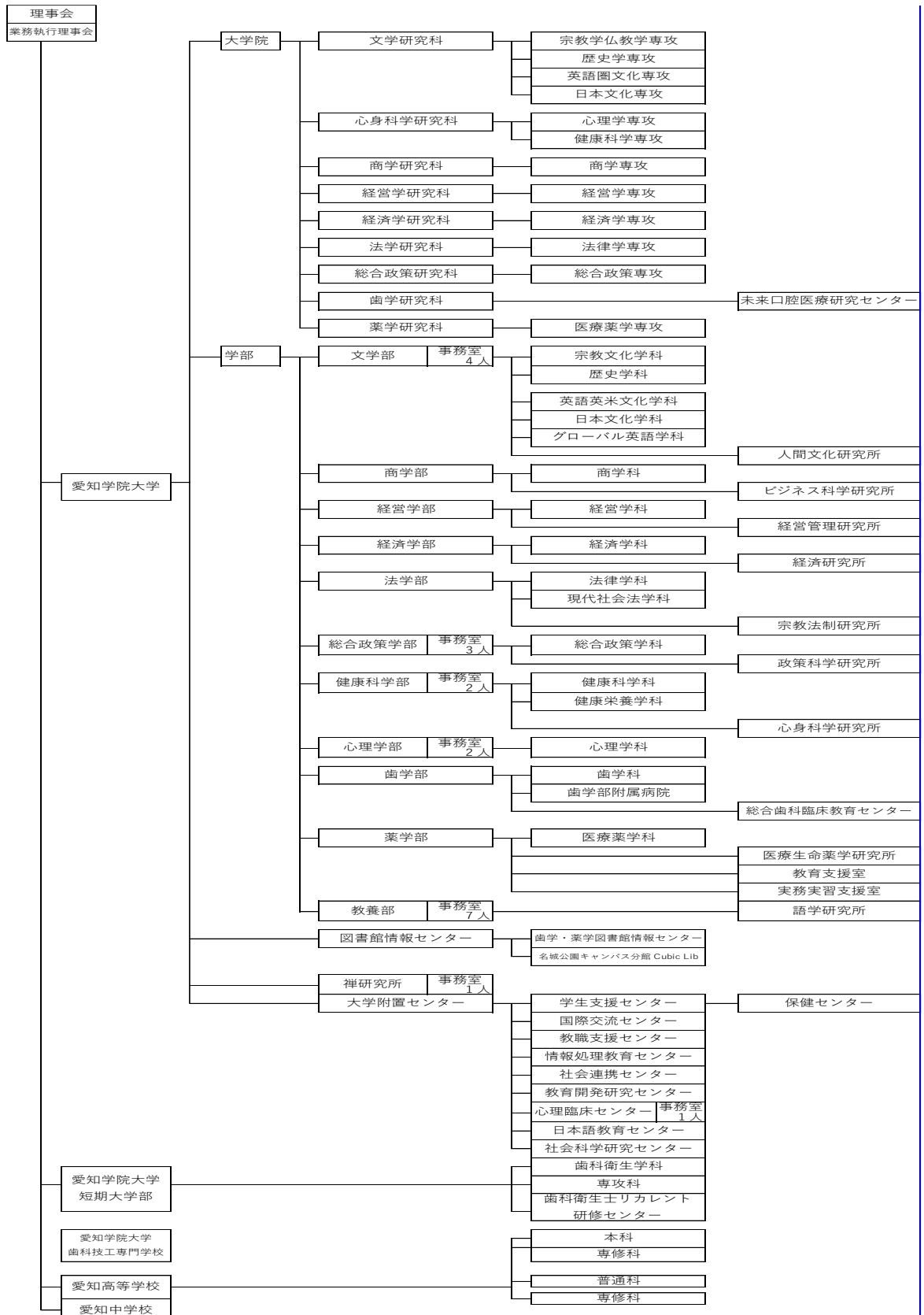
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在

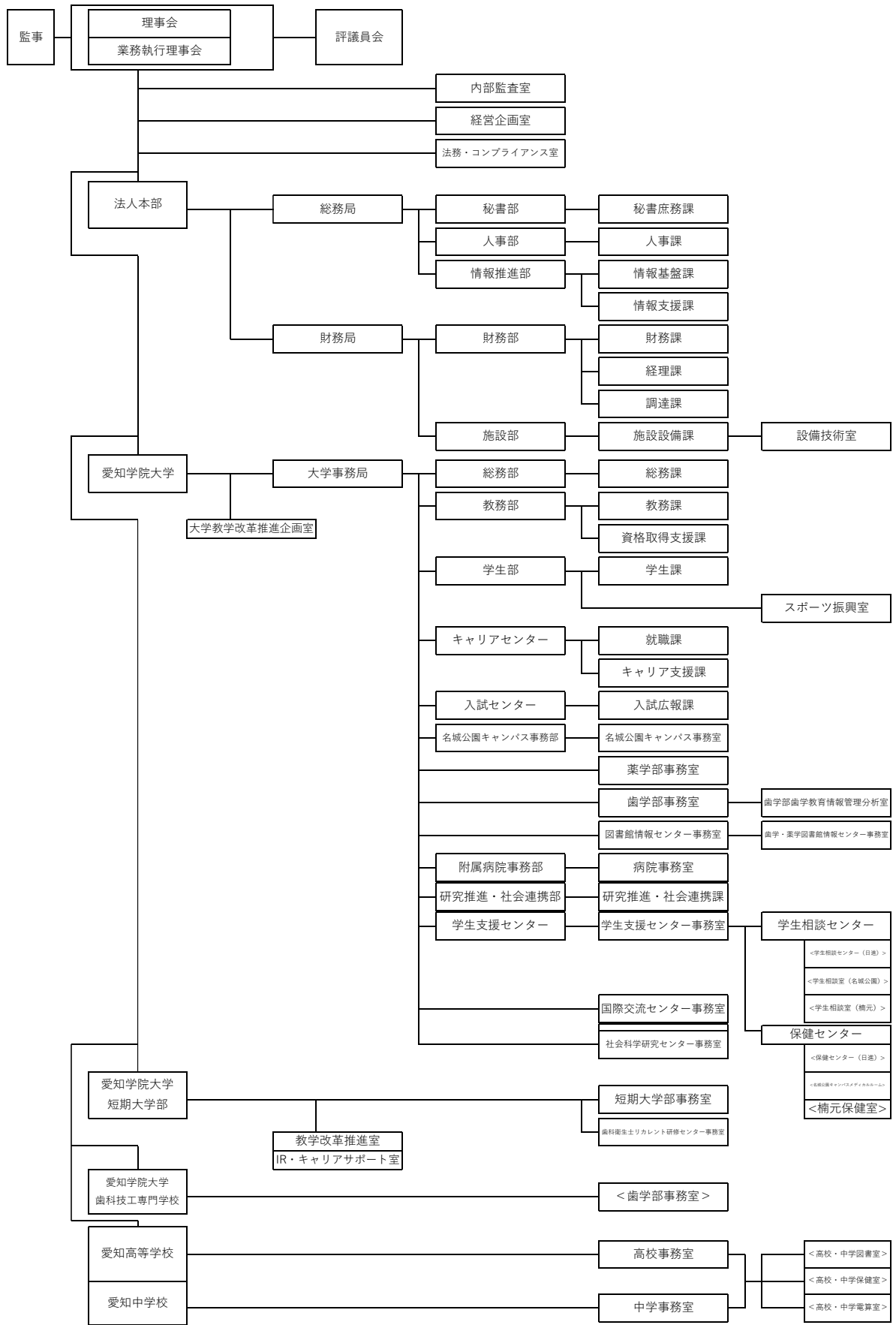
(人)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
愛知学院大学	愛知県日進市岩崎町阿良池 12	2,535	10,725	11,472
愛知学院大学大学院	愛知県名古屋市北区名城 1-100	178	437	199
愛知学院大学短期大学部 歯科衛生学科	愛知県名古屋市千種区楠元町 1-100	100	300	321
愛知学院大学短期大学部 専攻科		10	10	10
愛知学院大学歯科技工専門 門学校		本科 35 専修科 20	本科 70 専修科 40	本科 26 専修科 3
愛知高等学校	愛知県名古屋市千種区光	560	1,680	1,655
愛知中学校	が丘 2-11-41	160	480	621

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 愛知学院教員組織図
- 令和8(2026)年5月1日現在





(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

(人) 各年4月1日現在

地域	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度
愛知県	7,522,484	7,489,040	7,475,630	7,465,250	7,448,620
名古屋市	2,324,757	2,317,985	2,319,928	2,331,264	2,329,646

学生入学動向（歯科衛生学科）

地域	令和3(2021) 年度		令和4(2022) 年度		令和5(2023) 年度		令和6(2024) 年度		令和7(2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知	82	77.0	86	80.4	88	83.5	77	72.7	86	77.5
岐阜	10	9.0	9	8.4	8	7.5	11	10.4	14	12.6
三重	8	7.0	8	7.5	3	3.0	10	9.4	9	8.1
静岡	2	2.0	1	0.9	3	3.0	5	4.7	1	0.9
その他	5	5.0	3	2.8	3	3.0	3	2.8	1	0.9
計	107	100.0	107	100.0	105	100.0	106	100.0	111	100.0

学生入学動向（専攻科）

地域	令和3(2021) 年度		令和4(2022) 年度		令和5(2023) 年度		令和6(2024) 年度		令和7(2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知	6	75.0	9	90.0	10	91.0	7	70.0	4	66.6
岐阜	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7
三重	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0	1	16.7
静岡	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0
その他	1	12.5	1	10.0	1	9.0	0	0.0	0	0.0
計	8	100.0	10	100.0	11	100.0	10	100.0	6	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。

- 認証評価を受ける前年度の令和 7（2025）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

近年、超高齢社会と呼ばれる時代を迎え、再生医療やゲノム医療、医療 DX の推進など今や医療界は高度医療時代になってきている。歯科医療においても例外ではなく、高度な内容の医療とともにさらなる生き方としての多様性を重視した誰一人取り残さない健康づくりが要求されてきている。特に「多職種連携」の一員として活躍するために、大学教育を受けた医療関係者と医療チームの構成員として一般医療の分野では医師・歯科医師・薬剤師教育の 6 年制教育、保健師・助産師・看護師教育の大学化、作業療法士や理学療法士はじめ各種の医療関係者の大学教育が急速に進行中である。

近年の歯科医療は、従来の「経験」を中心とした歯科医療に代わって一般医療と同様、システマティックレビューなどのメタアナリシスによって、学問的根拠に基づいた歯科医療（EBM）が求められてきている。その中で、歯科衛生士においても短期大学教育における専門教育に打ち出された、高度な専門知識と技術を多職種の医療関係者との協働や医療チームの一員として強く参加を求められている。さらに、地域社会では疾病の予防や健康増進へのニーズが高まっており、歯科疾患の予防や歯科保健を専門とする歯科衛生士への期待はいつそう高まってきている。

現在、愛知県内には歯科衛生士養成校は 11 校あるが、短期大学としての養成機関は本学のみである。一般歯科医院の求人倍率は、毎年 8 倍近くにのぼり、今後はさらに高齢社会が進むことにより、社会からのニーズがいつそう高まるものと思われる。

■ 地域社会の産業の状況

愛知県は、日本列島のほぼ中央に位置し、古来の尾張と三河の 2 国を合わせた地域で、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、東北は長野県、東は静岡県と接している。気候は、知多半島南部と渥美半島は太平洋の黒潮の影響を受け、年間を通して温暖であり、降雨は夏季に多く、冬に少ない。

人口は 744 万 9,403 人（令和 7（2025）年 10 月）で東京都、神奈川県、大阪府に次いで全国第 4 位である。愛知県内の人口最多は名古屋市で 234 万 5,892 人（令和 7（2025）年 10 月）となっている。また、鉄道、高速道路、空港をはじめとする主要な交通網が横断に整備され、東京、大阪と並んで日本の三大都市圏を形成している。

産業構造では、自動車に代表される輸送機械が有名で、工業県のイメージが強いが、商業、農業、水産業も盛んである。令和 6（2024）年度経済構造実態調査によると、愛知県の製造品出荷額は全国 1 位であり、県内総生産のシェアの高さから「ものづくり県」ということができる。製造品においては特に自動車産業が有名であるが、そのほかにも繊維、陶磁器など様々なものづくり産業が集積しており、昭和 52（1977）年以来、44 年連続して製造品出荷額が全国第 1 位を維持している地域となっている。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準 I 建学の精神と教育の効果 [テーマ A 建学の精神] ・教育理念・目的の 3 に「幅広い教養を身につけている」ということを掲げているが、開講されている教養科目が自然科学分野に偏っているため、「幅広い教養」習得のためには、人文科学、社会科学系の更なる科目設置が望まれる。
(b) 対策
歯科衛生士養成所指定規則で定められた単位数(93 単位)があり、人文科学、社会科学系の科目を設置するゆとりがない現状がある。一方、現在開講している、「人と宗教」、「人の行動と心理」、「英語会話」が人文科学、社会科学系に該当すると思われる。また、臨床実習・臨地実習、令和 8 (2026) 年度から開講する「グローバル歯科衛生」を開講する予定であり、当該科目やボランティア表彰も社会性を養うことができると思われる。なお、短期大学のディプロマポリシーの「幅広い」を「豊かな」に変更した。
(c) 成果
令和 6 (2024) 年度に令和 8 (2026) 年度から「グローバル歯科衛生」の開講と、令和 7 (2025) 年度からボランティア表彰を実施することを決定した。
(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準 I 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 内部質保証] ・各教員の教育の質保証に関して、SD 委員会、FD 委員会への積極的な参加を促し、各教員の継続的・長期的な学生の学習状況改善・向上をめざす仕組みの検討が必要である。
(b) 対策
SD 委員会、FD 委員会主催の研修は全教員がいずれかの研修に参加しているが、学生の学習状況改善・向上のための短大独自 FD 研修会などを企画する。
(c) 成果
令和 7 (2025) 年度から FD 委員会主催の研修を活性化させている。令和 7 年度は「入学前教育の結果報告会」「大学教員のための生成 AI 活用入門」「カナダ研修による歯科衛生教育のポイント」の 3 つの研修を学生の学習状況改善・向上のための短大独自の研修を実施した。
(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準 II 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程]

<p>・アドミッション・ポリシーの定期的な点検にあたり、現在、高等学校関係者からの意見聴取は、同一法人内の高等学校関係者からの間接的な意見聴取に留まっていることについては、同一法人以外の高等学校関係者からの多様な意見聴取を行う体制を整備することが望まれる。</p>
<p>(b) 対策</p> <p>令和7(2025)年度より、学生が出身高校に資料をもって出向き、複数の高等学校に意見聴取を実施した。</p> <p>また、法人以外の高等学校の意見聴取ができるか入試センターに問い合わせた結果、例年高校訪問、入試相談会にて150校以上の高校へ意見聴取し短期大学関係については必要に応じてフィードバックし本学にて内容を共有し検討していく事になる。</p>
<p>(c) 成果</p> <p>令和7(2025)年度から取り組み、高等学校からのホームページからの情報の取得が困難である旨の意見を聴取したため、ホームページの改善を令和8(2026)年度に実施することとした。</p>
<p>(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財政資源 [テーマ A 人的資源]</p> <p>・歯科衛生士の教員の授業時間数が多く、研究活動の時間の確保が困難となっており、こうした人的資源不足の問題についての改善が望まれる。</p>
<p>(b) 対策</p> <p>教員数は設置基準を満たしているため、各教員がそれぞれ効率的に時間を活用し研究活動時間を確保することに努める。</p>
<p>(c) 成果</p> <p>令和7(2025)年度から取り組み研究活動が活性化した。</p>
<p>(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財政資源 [テーマ D 財的資源]</p> <p>・法人全体の余裕資金は十分に保有されており、経営状態は安定しているものの、短期大学部の経常収支差額、ならびに法人全体の経常収支差額がいずれも過去3年にわたり支出超過となっており、経営の改善が求められる。</p>
<p>(b) 対策</p> <p>法人の課題でもあり、理事長に進言していく。</p>
<p>(c) 成果</p> <p>令和6(2024)年度に理事長に報告した。</p>
<p>(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)</p> <p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ C ガバナンス]</p> <p>・監事による監査広告書には、学校法人の業務および財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが</p>

必要である。
(b) 対策
法人の課題でもあり、理事長に進言していく。
(c) 成果
令和 6（2024）年度に理事長に報告した。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] ○学生に対する懲戒の手続きを定めていない 上記、指摘に対し学校教育法施行規則にのっとり、学生に対する懲戒の手続きに関する規程「愛知学院大学短期大学部学生懲戒規程」および「学生懲戒処分細則」について、令和 7 年 1 月 1 日制定とし、早急に整備した。
(b) 改善後の状況等
令和 7（2025）年度より、学生ガイドに規定を掲載する事により、学生対応に準拠している。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

- (6) 公的資金の適正管理の状況（令和 7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

学校法人愛知学院においては、公的研究費等の取扱いを定めた「学校法人愛知学院における公的研究費等の取扱規程」、および公的研究費の不正使用を防止するための責任体系等を明確化した「学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画」が制定されている。

また、法人の健全な発展と社会的信頼の保持を目的とする「学校法人愛知学院内部監査規程」を定め、業務・財務が適切かつ効率的に実施されているかを精査・検証を行っている。短期大学部（本学）においても上記学校法人が定める諸規程に従い、研究者の信頼性及び公正性を確保するため、「研究者の行動規範」「研究活動の不正行為に関する取扱規程」「研究活動の不正行為に関する実施細則」を定め、適正な管理体制を確立している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和7（2025）年度を中心に）

「愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会」（令和8（2026）年度）

目的：委員会は、本学の教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価に関する事項を検討・審議することを目的とする。

職名	氏名	役職
委員長	犬飼 順子	学科長、教授
	渥美 信子	教務主任、教学委員長、教授
	稲垣 幸司	実習主任、教授
	内海 倫也	教授
	相原 喜子	准教授
	鈴木 一吉	准教授
	原山 裕子	講師
	古川 絵理華	講師

「愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会」（令和8（2026）年度）

目的：委員会は本学における教育研究活動等の状況についての総合的な評価に関する事項を検討・審議することを目的とする。

職名	氏名	役職
委員長	小出 龍郎	教授
	犬飼 順子	学科長、教授

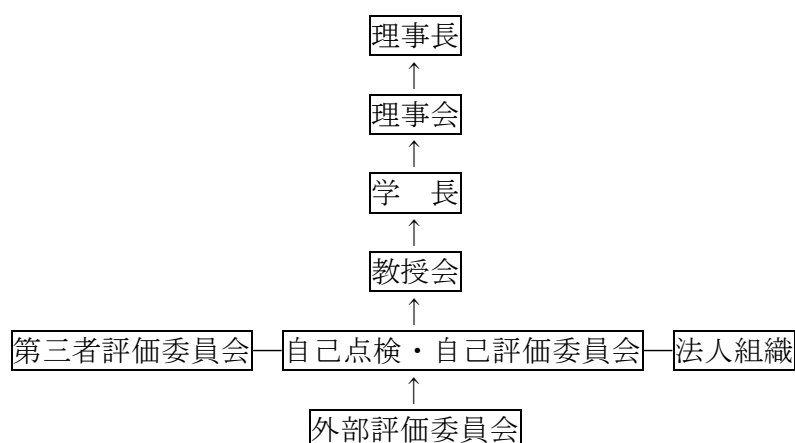
	渥美 信子	教務主任、教学委員長、教授
	稲垣 幸司	実習主任、教授
	鈴木 一吉	准教授
	近藤 久貴	准教授
	原山 裕子	講師
	古川 絵理華	講師

「愛知学院大学短期大学部外部評価委員会」（令和8（2026）年度）

目的：委員会は本学の教育、研究、社会貢献並びに管理運営活動等について、学外の有識者から適切な指導・助言および評価を得ることを目的とする。

職名	氏名	役職
委員長	伊藤 晴康	豊橋創造大学短期大学部学長
	池山 正仁	愛知県歯科医師会会長
	金森 いづみ	愛知県歯科衛生士会会長
オブザーバー	小出 龍郎	愛知学院大学短期大学部教授

自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成 21（2009）年自己点検・評価報告書のように、平成 16（2004）年の第三者による機関別認証評価の義務化に伴い、短期大学部は独自に「第三者評価委員会規程」および「自己点検・自己評価委員会規程」を制定し実施している。委員会は、「本学の教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、本学科における教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価に関する事項を検討・審議することを目的とする。」と定めており、これに則り、本学の年度内の活動を総括して、毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、その実績や報告の内容を点検して、ホームページ上にも報告書を掲載し公開している。

自己点検・自己評価報告書の活動記録

（第三者による機関別認証評価を行った令和 7（2025）年度を中心に）

開催日	開催委員会	内容
令和 5 年 5 月 1 日（月）	自己点検・自己評価委員会	令和 4 年度自己点検・評価報告書の確認と打ち合わせ

令和5年6月23日(金)	自己点検・自己評価委員会	令和4年度自己点検・評価報告書ホームページに掲載
令和5年7月12日(水)	自己点検・自己評価委員会	令和6年度(令和5年度分)自己点検評価報告書作成における担当について
令和5年8月1日(火)	外部評価委員会	愛知学院大学短期大学部としての中・長期計画および今後について
令和5年9月22日(金)	自己点検・自己評価委員会	令和6年度(令和5年度分)自己点検評価報告書の進捗状況と今後の予定及び作成における担当について
令和5年10月25日(水)	自己点検・自己評価委員会及び第三者評価合同委員会	令和6年度第三者認証評価の意義及び自己点検・評価報告書の役割分担について
令和6年1月31日(水)	自己点検・自己評価委員会及び第三者評価合同委員会	来年度第三者認証評価の目的と方針、評価等について
令和6年4月10日(水)	第1回自己点検・自己評価委員会 及び第三者評価委員会	自己点検・自己評価報告書の進捗状況について 今年度認証評価の準備及び実施体制、その他の確認
令和6年5月22日(水)	第2回自己点検・自己評価委員会 及び第三者評価委員会	自己点検・自己評価報告書の進捗状況、今後の予定について 今年度認証評価の準備及び実施体制、その他実施調査スケジュールについて
令和6年6月19日(水)	第3回自己点検・自己評価委員会 及び第三者評価委員会	自己点検・自己評価報告書の進捗状況および認証評価当日の(学内視察、学生インタビュー等)のスケジュールについて
令和6年7月24日(水)	第4回自己点検・自己評価委員会 及び第三者評価委員会	今年度本学の認証評価スケジュール、質疑応答、当日の座席表についての確認
令和6年8月21日(水)	第5回自己点検・自己評価委員会 及び第三者評価委員会	今年度認証評価訪問調査時当日スケジュール、事前確認・質問票作成進捗状況、当日の質疑応答についての確認

開催日	開催委員会	内容
令和7年4月30日（水）	第1回自己点検・自己評価委員会	自己点検評価報告書作成における担当について その他の確認
令和7年7月23日（水）	第2回自己点検・自己評価委員会	自己点検評価報告書について その他の確認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****<根拠資料>**

[提出資料]

1. 愛知学院大学短期大学部「建学の精神・教育理念」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/idea/index.html>
2. 愛知学院大学短期大学部学則 <https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>
3. 2025 学生ガイド（学生生活ガイド/履修要項/講義概要）
4. 愛知学院大学短期大学部パンフレット（2021年4月現在）
5. 愛知学院大学 大学案内 2025
6. AG PRESS 大学だより（第230、231、232号）

[備付資料]

1. 愛知学院百年史
2. 愛知学院百二十年誌
3. 目でみる愛知学院 120年
4. 愛知学院 130年周年 明日に続く確かな歩み
5. 行学一体の学びは実り 愛知学院のあゆみ
6. 知と愛の冒険 愛知学院大学の50年

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]**<区分 基準 I -A-1 の現状>**

学校法人愛知学院は、明治9（1876）年に、宗門人教育のための曹洞宗専門学支校として創設され、140 有余年を経過している。現在、大学院 9 研究科、大学 10 学部 16 学科、短期大学部 1 学科、専門学校、高等学校、中学校に学生、生徒数 1 万 4 千余名を有する中部地区最大級の規模と充実した教育内容の私立の総合大学・短期大学部に発展している。その間、教育の中核理念として終始一貫受け継がれているのが、建学の精神「行学一体・報恩感謝」である（備付資料-1～6）。建学の精神「行学一体・報恩感謝」は、禅の思想を基とした「行学一体」の人格形成に努めて、「報恩感謝」の生活のできる社会人を育成することであり、短期大学部では、建学の精神を基盤として、教育理念・理想を定めている（提出資料-1、3）。

さらには人材の養成・教育研究上の目的として、愛知学院大学短期大学部学則第 1 条（提出資料-2）に「短期大学部は教育基本法及び学校教育法、歯科衛生士法の規定に基づき、社会構造の変化、歯科医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できるための能力を養い、口腔

の健康の向上ならびに維持増進に寄与できる実際的な大学専門教育を受けることを目的とし、併せて愛知学院設立の趣旨である仏教主義、特に禅的教養を身につけた人材を育成し広く文化の発展に寄与することを使命とする」と明示して、教育基本法第2条、第8条、学校教育法第108条及び私立学校法第1条に定められた、公共性を実質化している。

建学の精神は、本学の教育理念として、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の趣旨に則り、短期大学部学則第1条に示している（提出資料-2）。

さらに、ホームページ(<http://tandai.agu.ac.jp/>)を通じて学内外に広く公表している。

学生に対しては「学生ガイド」（提出資料-3）に掲載し、重ねて周知している。加えて4月の入学式においても入学する学生と保護者に対し、学長の式辞として囑言される。さらに、新入生ガイダンスやオリエンテーション等においても周知している。受験生においては、入試広報用の「大学案内」（提出資料-5）とパンフレット（提出資料-4）等を用いて分かりやすく周知、公表するとともに、入試説明会やオープンキャンパス、保護者相談会等でも周知を図り、短期大学部の理念・目的の理解向上に努めている。学習を終えて学窓を巣立つ3月の卒業式においても、学長から送る言葉として「行学一体・報恩感謝」の気持ちを忘れることなく社会で活躍するよう励ましており、建学の精神を周知徹底している。令和2（2020）年度から、建学の精神と三つのポリシー（提出資料-3）について学内で周知徹底を行っているが、さらに、短期大学部棟1階の扉に建学の精神の掲示、三つの方針については短期大学部棟すべてのトイレ内扉等に明示している。

また、全教職員に配布される愛知学院大学で年3回発行している「大学だより」（提出資料-6）にも、建学の精神が記載されている号が発刊され、定期的に教職員や学生が周知できるようになっている。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神の根幹におく、「仏教精神、特に禅の教えを基とした人格形成に努め、知の実践と自己の把握により、感謝の心を持った社会人を養成して、広く各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献する」という理念は、学生に対して「人と宗教」の授業をはじめ、授業や行事、学内掲示を通して広く周知を図り、建学の精神の理解を幅広く促している。これは本学の教育を特色づけるものであり、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を体現し、本学の独自性を形づくる理由の一つでもある。

しかし、「人と宗教」の授業内容は広範囲に渡ることもあり、建学の精神の理解に焦点が定まらない可能性がある。また、毎年希望者に対して実施している禅的教養を身につけるための研修の場である、永平寺（本山）の一夜参禅にも参加者は少ないのが現状である。今後は明確に学生が理解できるよう、また、学生自身が主体的に建学の精神を学ぶ機会を設ける必要がある。さらなる建学の精神の可視化をする等、本学の環境づくりに取り組む工夫が要求されるとともに、自校教育の徹底についても、各教員も各自の授業において建学の精神を取り入れた教育展開をする検討が必要である。また、中長期計画においても、建学の精神の理解である目的・方向性は示しているため、その実施に向けた計画の実現を図っていく必要がある。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

[提出資料]

1. 愛知学院大学短期大学部「建学の精神・教育理念」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/idea/index.html>
2. 愛知学院大学短期大学部学則
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>
3. 2025 学生ガイド（学生生活ガイド/履修要項/講義概要）
7. 愛知学院大学短期大学部 HP 建学の精神・教育理念「教育研究上の目的」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/purpose/index.html>
8. 愛知学院大学短期大学部 HP 建学の精神・教育理念「教育目的・教育目標・学習成果」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/>
10. 愛知学院大学短期大学部「歯科衛生学科シラバス」
<https://unipa.agu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml>
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/syllabus.html>
11. 愛知学院大学短期大学部 HP 「IR 情報公開」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/#irdata>
12. 愛知学院大学短期大学部「基本方針 3 つのポリシー」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/policy/index.html>
13. 愛知学院大学短期大学部 HP「カリキュラム・マップ」「カリキュラム・ツリー」
<https://tandai.agu.ac.jp/life/class/>
14. 愛知学院大学 大学案内 2026
15. 愛知学院大学短期大学部 HP 「アセスメント・プラン」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/assessment-plan/index.html>

[備付資料]

7. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 5（2023）年度）
8. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 6（2024）年度）
9. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 7（2025）年度）
10. 成績評価基準による成績分布（令和 5（2023）年度）
11. 成績評価基準による成績分布（令和 6（2024）年度）
12. 成績評価基準による成績分布（令和 7（2025）年度）
13. 卒業生アンケート（令和 5（2023）年度）
14. 卒業生アンケート（令和 6（2024）年度）

15. 卒業生アンケート（令和7（2025）年度）

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育理念は、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」に基づき、「行学一体」の人格育成に努め「報恩感謝」の精神を実践できる社会人を育成し、広く世の各界に寄与することである。この建学の精神に基づき、本学では人々から信頼される人間形成を重視した教育を基本的使命としている。その上で、教育基本法及び学校教育法、歯科衛生士法の規定に基づき、社会構造の変化、歯科医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できるための能力を養い、口腔の健康の向上ならびに維持増進に寄与できる実際的な大学専門教育を行うことを教育目的としている（提出資料-1～3、7）。

さらに、歯科衛生学科と専攻科の教育目標は、建学の精神をもとに策定した三つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に基づいて定めており、歯科衛生学科の教育目標は「幅広い教養と口腔保健・歯科医療の知識・技能を身につけ、社会構造や歯科医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる能力を養い、人々の口腔の健康の向上と維持増進に寄与できる社会人を育成する」としている（提出資料-8）。

本学の教育目的である「教育研究上の目的」は、「学則」第1章（総則）第1条（目的）に記載しており、さらに歯科衛生学科と専攻科の教育目標とともに愛知学院大学短期大学部ホームページに掲載し、学生、教職員、社会に広く明示している（提出資料-2、7、8）。重ねて、教育目的は「学生ガイド」（提出資料-3）にも掲載し、学生に対して周知を図っている。また、新入生に対しては、入学式、新入生ガイダンス等においても周知するよう説明している。また、受験生には入試広報用の「大学案内」（提出資料-14）を用いて視覚的によりわかりやすく周知・公表するとともに、入試説明会、オープンキャンパスおよび保護者相談会等においても広く周知を図り、本学の教育理念・目的・目標の理解向上に努めている。

本学の教育目的・目標の達成状況を把握・評価することを目的として、毎年、就業状況アンケートと卒業生アンケートを実施している。令和4（2022）年度までは、卒業した年（卒業後1年目）の11月～12月にかけて、新卒者の就職先担当者（主に歯科診療所の院長）を対象に就業状況アンケートを実施するとともに、新卒者本人を対象に卒業生アンケートを実施していた。令和5（2023）年度からは、就業状況アンケートと卒業生アンケートの調査対象者を広げ、卒業した翌年（卒業後2年目）の卒業生の就職先担当者と卒業生も対象に加えて、卒業後1年目と2年目の8月～9月の時期に、2学年分の就業状況アンケートと卒業生アンケートを実施している。集計結果をまとめたグラフ、寄せられたコメントを基に、調査結果をIR・キャリアサポート委員会で分析を行い、その結果を教学委員会と教授会に報告している。これにより、本学の教育内容が地域や社会で活かされているかを定期的に点検するとともに、調査結果を教職員全員に広く周知し、必要に応じて授業内

容の見直しや指導方法の改善に反映している。また、IR (Institutional Research) 情報として、就業状況アンケートと卒業生アンケートの一部を「就職アンケート」としてまとめ、ホームページに毎年公表している（提出資料-11）（備付資料 7～9、13～15）。

また、本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかについて、上述の就業状況アンケート結果を活用し、IR・キャリアサポート委員会と教学委員会および教授会で定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の教育理念である「行学一体・報恩感謝」の建学の精神に基づいた短期大学部の三つの方針を策定し、短期大学の学習成果を定め、その達成状況を把握・可視化している（提出資料-8）。また、歯科衛生学科と専攻科の学習成果は短期大学部の学習成果を踏まえた上でそれぞれの教育目標に基づき、知識・理解、技能、能力、態度・志向性の4つの要素についてそれぞれ定めている（提出資料-8）。

これらの学習成果は把握・可視化し、学習指導の改善のためにフィードバックし活用している。学習成果の把握・可視化には、令和3（2021）年度より短期大学部アセスメント・プランを作成している（提出資料-15）。

学習成果は、アセスメント・プランに沿って、国家試験の合格状況、授業アンケート、学生生活アンケート、卒業時アンケート、就職アンケート（就業状況アンケートと卒業生アンケート）の結果を、教職員全員に周知し、IR・キャリアサポート委員会で調査結果を分析し、教学委員会と教授会で検討するとともに、ホームページで公表している。さらに、分析結果に基づき、教育内容や指導方法の改善に反映している。また、毎年4月には前年度の各学年のGPA分布の作成を行い、IR・キャリアサポート委員会で分析し、教学委員会と教授会で点検を行って、学生指導に役立てている。さらに、毎年9月と4月には春学期と秋学期の全科目ごとの成績評価基準による成績分布（AA、A、B、C、D）を作成し、成績評価の平準化についても教学委員会と教授会で検討を行っている（備付資料-10～12）。

令和8(2026)年3月に実施された国家試験における本学の合格率は98.0%(新卒100.0%、既卒0.0%)であり、全国の平均合格率94.5%を上回った。国家試験の結果は、本学の教育目標および学習成果の妥当性を客観的に裏付けるものであると判断できる。

学習成果とアセスメント・プランは、ホームページにて、学内外に公表している（提出資料-15）。

さらに、学習成果は、定期的に学校教育法の短期大学の規定に対応しているか点検しており、本学では「学校教育法」「短期大学設置基準」等の関係法令を適宜確認し、必要に応じて教育内容や運営体制に適切に対応している。また、文部科学省からの通達や情報等も短期大学部事務室から、基幹教員に回覧し、確認することに努めている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入

れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では、短期大学部、歯科衛生学科、専攻科それぞれのアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）およびディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）の三つの方針を一体的に策定している（提出資料-8）。

入学者受入れの方針は、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針に掲げた目標と連動して策定し、学力と意欲の点で優れた人材をできるだけ幅広く募り、公平かつ多様な方法で選抜するという方針に基づき、様々な入学形態で受け入れ、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に定める教育を受けるのにふさわしい入学者選抜方針を定めている。

また、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成（提出資料3、13）し、学位授与の方針に掲げた目標を達成すべく、教育課程編成・実施の方針と連動した能力や知識の内容を併記している。さらに、授業科目には適切な番号を付加して分類する科目ナンバリングを施し、学習の段階や順序等を表し修得科目を体系的に整備している（提出資料-13）。

学生に対しては、ガイダンスやオリエンテーションを通して、カリキュラムにおける科目の関連性や分野ごとに修得すべき単位数をシラバスの活用方法とともに説明し、修得科目が学年を追うごとに順序だてて体系化されていること、学位授与方針に沿った学習効果が得られるよう配置されていることを伝えている。

三つの方針については、教学改革推進委員会と教授会で、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーについては、カリキュラム小委員会、教学委員会、教授会において組織的に議論を重ねて点検を行う体制がとられており、必要に応じて変更や修正を行っている。三つの方針は、組織的議論を経て令和元（2019）年度に大幅な見直しを行っており、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーについては令和3（2021）年度に作成した。なお、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーは令和5（2023）年度からのカリキュラム変更に伴い、令和4（2022）年度に令和5（2023）年度からの改訂版を作成した。さらに令和5（2023）年度において、三つの方針については教授会で変更や修正の必要性について議論した。

三つの方針を踏まえた教育活動は、学位授与の方針に掲げた目標を達成するために、シラバスには、関連性が高い学位授与の方針を記載し、「授業目標」「到達目標」「授業計画/到達目標・予習（分）・復習（分）・キーワード」「評価方法」を明確にして、実施している（提出資料-3、10）。さらに、卒業の要件や資格取得の要件については、学則および学生ガイドにおいて、所定の単位数の修得、必修科目の履修、出席要件などが明確に定められており、資格取得に関しては、歯科衛生士国家試験の受験資格を得るために必要な科目や実習の履修が必須であることを学生に周知している。

策定された三つの方針に基づき、本学の教育・諸活動を実施するとともに、修得した成果を学生に分かりやすく成績配付等で示している。また、教育の目標が達成できているかをアセスメント・プランに沿って点検し、その結果を教育内容や指導方法の改善に取り組んでいる。

三つの方針、カリキュラムマップについては、短期大学部ホームページ（提出資料-12、13）と「学生ガイド」（提出資料-3）で公表し、カリキュラムツリーについては短期大学部

ホームページ(提出資料-13)で公表しており、新入生には新入生オリエンテーションにて、教務主任より詳しく説明をしている。

これらの取り組みは、ディプロマ・ポリシーに掲げる教育目標の達成を支える位置づけとしている。また、ディプロマ・ポリシーに掲げている歯科衛生士として必要な知識・技能・態度を身につけた人材を育成することについては、国家試験合格率や就職状況などを通じて社会的な妥当性を確認しているが、国際的な教育基準や海外の歯科衛生士教育との比較・整合性については、現時点では明確に検討・反映していないのが現状である。

入学前の学習成果の把握・評価と入学者受入れの方針の関わりにおいては、学力と意欲の点で優れた人材を幅広く受け入れることを掲げ、複数の入試形態を通じて多様な学生を受け入れているが、入学前の学習成果(高等学校での履修状況や成績、基礎学力など)は、多様な入試形態であっても高等学校での履修状況と成績もしくは当日の課題や学力試験による基礎学力の測定により、把握・評価している。

高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検することによる入学者受入れの方針の検討については、必要に応じた点検を行っている。愛知学院大学入試センターでは、入学試験に関する業務を一括して行っており、毎年約150校の高等学校訪問を実施している。高等学校訪問時に、高等学校等関係者から本学の三つの方針に関する意見があった場合には、教学委員会や教授会での議論を通じて必要に応じた見直しを行っている。また、令和7(2025)年度には本学独自の高等学校等関係者の意見聴取を行い教学改革推進委員会で対応を検討した。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

建学の精神に基づく三つの方針から教育目的・教育目標・学習成果を策定し、さらにはアセスメント・プランにより、その成果を把握・可視化しているが、成果を評価し改善させるシステムの構築が課題である。現時点では、評価や改善の提案は、ほぼ教学改革推進委員会もしくは教授会にゆだねられている。教職員数が限られているために、教職員は多くの委員会委員を兼務しており、教員は担当する授業が多いことから、十分に議論を重ねる時間が少ない。今後は教職員が一体となって議論する場を設け、様々な視点から本学の教育効果向上のための施策を組織的に考えていく必要がある。特に、評価結果がどのように教育改善に活かされているかのフィードバックループが弱いことが課題の1つである。また、学習態度・志向性や医療人としての資質、コミュニケーション能力など学習成果の可視化が困難な質的な評価についても、「ルーブリック評価」や「ポートフォリオ」、「360度評価」の導入など、今後評価方法を検討する必要がある。現在策定している三つの方針や教育目的・教育目標・学習成果、アセスメント・プランについても、関連する委員会等で定期的に適宜見直ししていく必要がある。

本学は、歯科衛生士資格取得を主目的に教育を行っており、常に社会や時代の要請に対応できる歯科衛生士の養成に努めている。卒業生アンケート、就業状況アンケートからのフィードバックをさらに有効に活用し、社会から求められる医療人の育成に一層取り組んでいく必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

令和 5（2023）年度にアセスメント・プランの見直しを行い、これまで不明確であった教育目的・教育目標・学習成果それぞれを明文化した。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

[備付資料]

16. 歯科衛生士リカレント研修センター 研修プログラム実施状況
17. 令和 7(2025)年度愛知学院大学短期大学部公開講演会
18. 地域貢献活動資料
19. 名古屋市立大学、愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書(平成 30 年)
20. 一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 愛知県歯科衛生士会及び愛知学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書(令和 3 年)
21. 愛知学院大学短期大学部と社会福祉法人九十九会との包括連携協力に関する協定書(令和 4 年)
22. 愛知学院大学、愛知学院大学短期大学部及び愛知県立総合看護専門学校との教育活動の連携・協力に関する協定書(令和 4 年)

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では教育理念に基づき、単なる学問的知識・技能を身につけるだけでなく、教養教育による人間形成を重視した教育をめざし実践している。すなわち、学校法人愛知学院の教育理念として「社会に役立つ穏健中正な社会人を養成することを目的とする」を掲げており、社会への貢献として人間形成の方向性を示している。歯科衛生士という職業を選択して入学している学生がほとんどであるため、社会活動に対しても人々の口腔の健康から全身への健康に重点を置き、行政、企業、地域社会教育機関などと連携を深め、実践的な教育研究活動を通して社会の発展に貢献している。さらに、本学が有する知的・人的資源を活用した地域への学術的貢献を果たすほか、行政や地域教育機関との連携およびボランティア活動の支援を促進し、次世代の社会に貢献する人材育成に積極的に取り組んでいる。

令和 2（2020）年度に選定された厚生労働者が所管する「歯科衛生士技術修練部門初年度整備・運営による検証事業」である「歯科衛生士リカレント研修センター：Dental Hygienist Recurrent Training Center: DH/RTC」の 5 年目として、歯科衛生士の復職支援・離職防止のための社会貢献活動を継続実施した。

令和 7（2025）年度は、6 月より第 1 期、10 月より第 2 期の募集開始し、受講生を受入

れ、3か月にわたり研修プログラムの実施を行った。また、同時に、コロナ禍で学生時代に十分な臨床実習ができなかった新卒者限定の卒後フォローアップ研修を行い、研修プログラムの実施を行った。さらに、webによる公開セミナーを開催した。本研修は、結婚や育児、介護、転職などで離職し復職を希望する歯科衛生士の知識と技術の回復と向上、および新人・現役歯科衛生士の知識・技術のさらなる修練と資質の向上を図るとともに、歯科保健・歯科医療の変化への対応能力の獲得と離職防止の推進を目的とするものであり、5年間にわたる継続事業である。(備付資料-16)

また、短期大学部歯科衛生学科同窓会は、愛知学院大学歯学部同窓会の愛知県支部と合同の「令和6年度 歯科医師・歯科衛生士合同セミナー」を令和7(2025)年3月16日(日)に対面にて開催し、歯科衛生学科学生を含む、20歳代から50歳代までの幅広い年齢層の歯科医師や歯科衛生士約40名が参加した。内容は、D-WESTAIL代表 西尾いづみ歯科衛生士、松浦歯科・矯正歯科理事長の松浦貴斗歯科医師による「より良い歯科医院を構築するために歯科衛生士・歯科医師の立場から」であった。

「歯科衛生士リカレント研修センター」で歯科衛生士の復職支援・離職防止のための研修実施に伴い、学内機関だけでなく、地域の歯科医師会、歯科衛生士会、学外関係機関と密に連携しながら事業を推進するために令和3(2021)年3月に包括連携協定を締結している。各機関が持つネットワークやメーリングリストを活用し本事業を幅広く案内し、愛知県歯科医師会と愛知県歯科衛生士会と共同で運営する「無料職業紹介所」と連携し再就職支援体制を充実させている。

また、平成30(2018)年12月に愛知学院大学および短期大学部は、名古屋市立大学と包括連携に関する協定を締結した(備付資料-19~22)。本協定は3大学と地域社会の一層の発展に資するため教育、研究、社会貢献等に関して連携を推進し、学術および産業の発展並びに人材の育成に寄与することを目的としている。今後は、医科・歯科連携ができる教育システムに結びつけるカリキュラムの構築を検討することが必要である。まだ具体的な連携システムは構築されていないが、今後の検討課題としている。

本学では、毎年歯科衛生学科学生のための公開講座を地域社会に向けた公開講演会として、各種委員会の本学科学術研究会が開催している。従って同一キャンパス内の歯学部薬学部、教職員並びに地域の住民をはじめ、幅広く開催案内を行って、多くの参加者から好評を得ている。令和7(2025)年11月5日(水)、「食が選べる人は人生が選べる～幸福は口福から～」と題して、食育実践ジャーナリスト 安武郁子先生をお招きして実施し、全学生320名、教員10名、一般10名が参加した(備付資料-17)。

1. 名古屋市保健センター：毎年歯と口の健康週間において、名古屋市南保健センターで実施される、「歯の一日健康センター」の事業で地域住民を対象とした歯科健診、フッ化物歯面塗布、歯科保健指導に協力をしている。令和4(2022)年度はコロナ禍により実施しなかったが、令和7(2025)年度は、6月5日(木)に教員3名ならびに専攻科生10名がイベントに参加した。

2. 教育機関：歯と口の健康週間において、小学校や幼稚園で歯磨き指導を実施している。令和7(2025)年度は、6月17日(火)に名古屋市立高見小学校に教員3名、短期大学部2年生54名と専攻科学生10名、6月24日(火)名古屋市立西山小学校には教員3名、短

期大学部 2 年生 54 名と専攻科学生 10 名が実習を行った。また、専攻科学生 10 名は、教員 3 名とともに 6 月 5 日（火）に名古屋市鶴田幼稚園、7 月 8 日（水）に名古屋市立六郷小学校、10 月 30 日（木）に名古屋市立東山小学校でも園児や児童に対して歯磨き指導を行った。また、教員 2 名が令和 7（2025）年 7 月 7 日名古屋市立平田中学校 2 年生 72 名、7 月 14 日愛知中学校全学生 550 名、11 月 26 日名古屋市立庄内小学校 6 年生 100 名、令和 7（2025）年 2 月に名古屋私立東邦高等学校 2 年生 34 名に対して防煙授業を行った。さらに、令和 8（2026）年 2 月 19 日に愛知中学校 3 年生 154 名に対して教員が歯学部、薬学部、歯科技工専門学校とともに、楠元キャンパス体験教育プログラムを実施した。

3. 世界禁煙デー（World No Tobacco Day）の活動：毎年、健康サポートクラブの学生のほか、各学年有志、教員有志が参加し活動している。令和 7（2025）年 5 月 26 日に短期大学部棟 2 階 201 教室において、教員 4 名、学生 5 名が参加して、世界禁煙デーのイベントを行った。

4. 海外活動：カンボジアへの歯科ボランティア活動（2023 年 10 月 19～22 日）をスタートさせた。すなわち、日本の NPO 法人「グローブジャングル (<https://glojun.com/>)」の協力を得て法人が設立したプレイトム小学校、くっくま孤児院の児童、ロボオンカニユ小学校の児童に対する口腔内検診、口腔清掃指導、歯科啓発活動、お絵かきイベントなどである。2025 年 3 月 14～16 日小学校と孤児院の児童 500 名に対して、日本の NPO 法人グローブジャングル職員の協力を得て、口腔健診、口腔写真撮影、口腔清掃指導、歯科啓発活動、お絵書き遊び、折り紙遊び等を実施した。歯科衛生士リカレント研修センターの職員 1 名が参加し、詳細は、専攻科学生 1 名、教員 2 名でまとめて、2026 年 9 月の日本歯科衛生学会で報告予定である。

5. 令和 4（2022）年度から、日進市と愛知学院大学健康科学部（健康科学科と健康栄養学科）および愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科の共催で地域の高齢者の「フレイルと認知症」を予防することを目的とした「アクティブシニア倶楽部」を開催している。教員 1 名ならびに公衆歯科衛生研究会の部員が参画している。令和 7（2025）年度は 10 月に、教員 1 名ならびに公衆歯科衛生研究会の部員 5 名が参加した。

6. 「高齢者はつらつ長寿推進事業」は、高齢者に対し、地域のボランティアの協力のもと、コミュニティセンターなどにおいて、健康増進活動などを通じて、介護予防や仲間づくり、地域活動への参加促進を目指す事業であり、区社協が名古屋市から委託を受け、実施している。令和 4（2022）年度から専攻科学生が協力しており、令和 7（2025）年度は、上半期（4 月～9 月）の「健康や生活に関する講座」を専攻科学生 10 名が担当した。

7. 令和 5（2023）年度から愛知学院大学健康科学部が主催している「愛知学院大学健康づくり教室」に本学教員が参加している。「栄養、運動、口腔」の健康を守ることで高齢者の認知症やフレイル予防を目的としている。令和 7（2025）年度は、教員 2 名が参加した。

8. 令和 6（2024）年度から愛知県と岐阜県のブラジル人学校の児童・生徒の学校歯科健康診断を実施している。ブラジル人学校は学校保健安全法の対象ではないことから、健康診断が義務付けられておらず健康課題が把握されない問題点を解決できる社会貢献を果たしている。これまで愛知県済生会リハビリテーション病院が実施してきた健康診断に歯科健康診断を追加する形式で実施している。令和 7（2025）年度は、3 日間、延べ教員 12 名が参加

した(備付資料-18)。

以上の地域・社会への貢献についての取り組みに対しては教学委員会と教授会で報告されているが組織的に定期的には点検していない。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

なし

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

<根拠資料>

[提出資料]

3. 2025 学生ガイド (学生生活ガイド/履修要項/講義概要)
10. 愛知学院大学短期大学部「歯科衛生学科シラバス」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/syllabus.html>
<https://unipa.agu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml>
12. 愛知学院大学短期大学部「基本方針 3 つのポリシー」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/policy/>
15. 愛知学院大学短期大学部「アセスメント・プラン」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/assessment-plan/index.html>
16. 教授会議事録 (令和 5 (2023) 年度)
17. 教授会議事録 (令和 6 (2024) 年度)
18. 教授会議事録 (令和 7 (2025) 年度)

[提出資料-規程集]

12. 愛知学院大学短期大学部内部質保証推進規程
13. 愛知学院大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント規程
14. 愛知学院大学短期大学部教学委員会規程
15. 愛知学院大学短期大学 IR・キャリアサポート室運営規程
16. 愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会規程
19. 愛知学院大学短期大学部 FD (ファカルティ・ディベロップメント) 委員会規程
21. 愛知学院大学短期大学部外部評価委員会規程
92. 愛知学院大学短期大学部専任教員再任用業績審査および教員評価 (審査) に関する内規
93. 愛知学院大学・愛知学院短期大学部教育活動顕彰規程

[備付資料]

7. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 5（2023）年度）
8. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 6（2024）年度）
9. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 7（2025）年度）
10. 成績評価基準による成績分布（令和 5（2023）年度）
11. 成績評価基準による成績分布（令和 6（2024）年度）
12. 成績評価基準による成績分布（令和 7（2025）年度）
13. 卒業生アンケート（令和 5（2023）年度）
14. 卒業生アンケート（令和 6（2024）年度）
15. 卒業生アンケート（令和 7（2025）年度）
23. 令和 5（2023）年度自己点検・評価報告書
24. 令和 6（2024）年度自己点検・評価報告書
25. 令和 7（2025）年度自己点検・評価報告書
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/accreditation/index.html>
26. 学生生活アンケート（令和 5（2023）年度）
27. 学生生活アンケート（令和 6（2024）年度）
28. 学生生活アンケート（令和 7（2025）年度） <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
29. 卒業時アンケート結果（令和 5（2023）年度）
30. 卒業時アンケート結果（令和 6（2024）年度）
31. 卒業時アンケート結果（令和 7（2025）年度） <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
32. 「研究業績一覧」及び「教員自己評価報告書」（令和 5（2023）年度）
33. 「研究業績一覧」及び「教員自己評価報告書」（令和 6（2024）年度）
34. 「研究業績一覧」及び「教員自己評価報告書」（令和 7（2025）年度）
35. ティーチング・ポートフォリオ（令和 5（2023）年度）
36. ティーチング・ポートフォリオ（令和 6（2024）年度）
37. ティーチング・ポートフォリオ（令和 7（2025）年度）
38. 令和 5（2023）年度授業アンケート
39. 令和 6（2024）年度授業アンケート
40. 令和 7（2025）年度授業アンケート <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
41. 令和 5（2023）年度教員自己評価報告書集計結果
42. 令和 6（2024）年度教員自己評価報告書集計結果
43. 令和 7（2025）年度教員自己評価報告書集計結果
44. 教員の諸活動における自己点検・自己評価集計結果
（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）
45. 愛知学院大学短期大学部研究紀要＜第 32 号＞（令和 5（2023）年）
46. 愛知学院大学短期大学部研究紀要＜第 33 号＞（令和 6（2024）年）
47. 愛知学院大学短期大学部研究紀要＜第 34 号＞（令和 7（2025）年）
https://tandai.agu.ac.jp/bulletin/file/33/bulletin33_00.pdf
48. 愛知学院大学/短期大学部 FD 活動の記録（令和 5（2023）年度）
49. 愛知学院大学/短期大学部 FD 活動の記録（令和 6（2024）年度）

50. 愛知学院大学/短期大学部 FD 活動の記録（令和 7（2025）年度）
51. 学校法人愛知学院 SD 活動の記録（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）
52. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法及び達成目標及び達成状況（2023 年度卒業生）
53. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法及び達成目標及び達成状況（2024 年度卒業生）
54. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法（2025 年度卒業生）
55. 就職アンケート結果分析の総括（令和 5（2023）年度）
56. 就職アンケート結果分析の総括（令和 6（2024）年度）
57. 就職アンケート結果分析の総括（令和 7（2025）年度）
58. 歯科衛生士国家試験合格者数（令和 5（2023）～令和 7（2025）年度）
https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/state_exam/
59. 卒業生就職先一覧（令和 5（2023）年度）
60. 卒業生就職先一覧（令和 6（2024）年度）
61. 卒業生就職先一覧（令和 7（2025）年度）
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/employment/>
65. 臨床実習体験録（令和 5（2023）年度）
66. 臨床実習体験録（令和 6（2024）年度）
67. 臨床実習体験録（令和 7（2025）年度）
68. 目標シート（令和 5（2023）年度）
69. 目標シート（令和 6（2024）年度）
70. 目標シート（令和 7（2025）年度）
71. 高校訪問アンケート（令和 7（2025）年度）

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

自己点検・評価のための規程と組織が整備されており、愛知学院大学短期大学部各種委員会のなかに、自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会ならびに外部評価委員会を設置し、各委員会規程（提出資料-規程集 12、16、21）に基づき、自己点検・評価を実施している。

定期的に自己点検・評価を行っており、日常的な自己点検は、学生による「授業アンケート」（備付資料-38～40）、「学生生活アンケート」（備付資料-26～28）および「卒業時アンケート」（備付資料-29～31）を、教員に対しては「教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-44）、「教員業績および教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-32～34）、「ティーチング・ポートフォリオ」（備付資料-35～37）を毎年実施している。この結果を IR・キャリアサポート委員会、教学委員会さらに教授会のなかで検討し課題を抽出し、必要に応じて教育内容や運営の改善に反映している。また、自己点検・自己評価委員会

においては、再度総合的に見直し、毎年自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成している。また、基幹教員に対する再任用審査ならびに教員評価の審査・評価項目は①教育、②研究、③臨床、④短期大学運営、⑤社会貢献・国際交流について定期的に行い、これも自己点検・評価の資料としている（提出資料-規程集 92）、（備付資料-32～34）。また、基幹教員の②研究と⑤社会貢献・国際交流については毎年「愛知学院大学短期大学部研究紀要」（備付資料-45～47）に業績として掲載しており、これらの成果についても自己点検・評価における資料となっている。

定期的に自己点検・評価報告書を公表しており、自己点検・評価報告書（備付資料-23～25）を平成 18（2006）年度より年に 1 回発行し、事務室および図書館に設置され、申し出に応じて閲覧することができる体制となっている。また、本学のホームページ上でも平成 21（2009）年度版以降について公開している。なお、平成 22（2010）年度と平成 29（2017）年度、令和 6（2024）年度には、（財）短期大学基準協会による第三者評価を受審し、「適格」と認定された。

自己点検・評価活動に全教職員が関与しており、自己点検・自己評価委員会が主となり、教学改革推進委員会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会およびFD委員会等とも有機的に連携し、必要に応じて合同で検討を行うなど、組織的に自己点検・評価活動を実施している。全基幹教員はいずれかの委員会に属し、全員が自己点検・評価に必然的に関わっている。また、事務職員も各委員会に毎回必ず同席して連携し関与している。

自己点検・評価活動において高等学校等の意見聴取の仕組みとして、入試センターが毎年約 300 校の高校訪問を行い大学に対する意見を聴取しているが、短期大学部に対する意見が特に無く、本学独自の試みとして令和 7（2025）年度より在学生の出身校から進路指導の教員より本学に対する意見をもらうよう、希望学生が母校へ訪問しアンケートにて聴取している。（備付資料-71）また、同一法人内に高等学校が併設されていることから、理事会または評議員会等で高等学校等の関係者の間接的な意見を聴く機会を設けている。

自己点検・評価の結果を改革・改善に活用しており、得られた課題に関しては、可能な限り早く対応している。令和 6（2024）年度に（財）短期大学基準協会による第三者評価を受審し、指摘された項目について順次対策している。

毎年作成しているシラバスに関しては、授業概要の充実のためより詳細な内容記載と各科目間で形式の統一を図っている。

記載項目は、「開講年度」「科目名」「科目ナンバー」「開講学年」「担当教員」「実務経験教員」「関連性が高い学位授与の方針」「単位数」「授業形態」「授業目標」「到達目標」「授業の概要および助言・注意事項」「課題のフィードバック方法」「授業計画」「成績評価方法」「教科書」「参考書」「オフィスアワー連絡先」「画像」「ファイル」「更新日付」とし、科目ごとに作成している。また、「授業計画」には教科書のページ数を記載して「準備学習（予習・復習）」に役立つようにし、成績評価の方法・基準を具体的に明確化している。また、シラバスは「学生ガイド」（提出資料-3）に掲載するとともに、ホームページ（提出資料-10）でも公開している。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法について、令和3（2021）年度より愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン（提出資料-15）を作成し、建学の精神に基づいた三つの方針（提出資料-12）の達成状況を検証している。このアセスメント・プランでは、入学生、在学生、卒業生を対象に、入学生が入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を満たす人材であるか、在学生在が教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき学習が進められているか、卒業生が卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を満たす人材になったかの3要素について、短期大学部全体レベル（機関）、学科・専攻科レベル（教育課程）、科目レベルの3つの段階において、査定方針を定めている。

短期大学部全体レベル（機関）では、入学した学生の状況を把握し、学生の学習状況、在籍状況および進路状況等から、学習成果の達成状況を在学生在、卒業生についてそれぞれ検証している。学生の学習状況は、「授業アンケート」（備付資料-38～40）、「学生生活アンケート」（備付資料-26～28）および「卒業時アンケート」（備付資料-29～31）等により状況を把握し、在籍状況（提出資料-16～18）、進路状況（備付資料-59～61）、就業状況アンケート（備付資料-7～9）、卒業生アンケート（備付資料-13～15）等、アセスメント・プランに示した指標を用いて本学学生としての学習成果の達成状況を IR・キャリアサポート委員会、教学委員会および教授会で検証している。

学科・専攻科レベル（教育課程）では、入学した学生の状況を把握し、学科・専攻科それぞれの卒業率状況、単位修得状況、GPA 等から教育課程全体における学習成果の達成状況を在学生在、卒業生についてそれぞれ検証している。学習状況は、GPA を用いた成績分布（備付資料-10～12）および就業状況（備付資料-55～57）等から状況を把握し、卒業率状況や単位修得状況（提出資料-16～18）、国家試験合格状況（備付資料-58）等の指標を用いて、在学生在と卒業生の歯科衛生士をめざす学生としての学習成果の達成状況を、IR・キャリアサポート委員会、教学委員会および教授会で検証している。特に本学教育の主目的である歯科衛生士の資格取得は、国家試験の合格が前提となっており、その合格率は歯科衛生学科における卒業時の学習成果を総合的に査定できる重要な指標である。そのため、国家試験合格状況は、国家試験の自己採点結果について、学習成果の獲得の過程で実施される学内の模擬試験や外部業者の模擬試験および卒業試験の成績分布状況との関連を国家試験対策委員会において毎年詳細に分析し、可否の要因や効果的な学習成果の獲得方法を検討している。

科目レベルにおいては、入学した学生の状況を把握し、シラバスで提示された授業科目ごとの学習目標に対する評価や学生の「授業アンケート」（備付資料-38～40）による授業評価等の結果から、科目ごとの学習成果の達成状況を検証している。具体的には、科目担当者が学習成果をシラバスに明示し、客観性や厳格性を確保した成績評価や、学生のポートフォリオ（臨床実習体験録）（備付資料-65～67）、卒業研究のルーブリック評価を用いて、歯科衛生士をめざす在学生在、卒業生の科目別学習成果の達成状況を各科目担当者が検証している。

とくに、卒業生が卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を満たす人材になったかについては、アセスメント・プランに示されている指標について、さらに詳細な測定

方法を定め、「ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法」（備付資料-52～54）を令和3（2021）年度から設定し、その達成状況を毎年査定している。

査定の手法であるアセスメント・プランは定期的に点検をしており、それぞれの指標の妥当性を検討し、令和5（2023）年度に改訂版である「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン2023（令和5）年度版」を作成した（提出資料-15）。また、「ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法」（備付資料-52～54）についても、より客観的に数値化できる方法になるよう点検・修正している。これらの手法の点検は教授会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会、FD委員会、自己点検・自己評価委員会等で実施している（提出資料-16～18）。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとして、アセスメント・プランによって査定した結果に基づいて、教学改革推進委員会、教学委員会、教授会、FD委員会、IR・キャリアサポート委員会等で協議し、本学が開講しているすべての科目に関わる事項についての授業改善に向けて取り組んでいる。

また、教育の質を保証するため教学委員会と教授会において学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令の遵守に努めている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

短期大学部各委員会には自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会、外部評価委員会、教学改革推進委員会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会、SD委員会およびFD委員会があり、各委員会規程（提出資料-規程集12～16、19、21）に基づき、それぞれの委員会で内部質保証に関する事項について検討している。教員は複数の委員会に関わり、教授会で委員会報告を行い情報の共有をしている。今後は、科目レベルのみならず、短期大学部や学科レベルでの学習成果の分析や教育課程全体の見直しを含む、系統的な教育の質保証のための教育改善が必要である。また、各教員の教育の質保証に関しては、SD委員会やFD委員会への積極的な参加を促し、継続的・長期的に学生の学習状況の改善を図る仕組みの構築の検討が必要である。

さらに、教育の質向上のためには、シラバスの内容のさらなる充実や、教育プログラムについては、令和5（2023）年度から実施された科目やカリキュラム構成の見直しを図った新カリキュラムの定期的な点検と改善を継続的に行う体制の強化が必要である。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

令和5（2023）年度より、本学の教育理念・目的と短期大学部の人材養成・教育研究上の目的の達成と教育活動のより一層の充実を図ることを目的として、「教育優秀賞」の授与制度を導入している。これは、愛知学院大学・短期大学部の教職員から成る選考委員会の審査により、優れた教育業績のある教員に対して学長より授与されるものである（提出資料-規程集93）。本学からも教育活動の分野において、令和6（2024）年度と令和7（2025）年度に連続して「教育優秀賞候補者」を推薦し受賞者を輩出した。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回、令和6（2024）年度の認証評価を受けた令和5（2023）年度自己点検・自己評価報告書に記述した行動計画は次のとおりである。

建学の精神は、本学の教育理念とともに140年間受け継がれてきたものであり、永遠に堅持し、実践するものである。年度における式典においてもその精神を反映し、学生及び父母にも明確にその理念を示している。建学の精神についての教えは、仏教学とともに、継続して説明が必要と考えている。

さらに、本学の建学の精神を充分体得するために、基礎科目・基礎実習と臨床実習とを結びつけた教育内容の展開を図り、倫理観、使命感を持った歯科衛生士として幅広い教養と品位のある素養を持つことができるよう、講義・実習科目担当者から授業に入る前に具体例を示しながら学生にわかりやすく説明をして目的を明確にしていく。

PDCAサイクルについては、授業評価として「授業アンケート」による対策を実施する。さらに、国家試験合格率を100%めざすために、チューター制度の導入やシラバスの内容改善など、各教員による授業への理解度や勉強意欲を高める工夫をすることにより、さらに学習成果を高めていく。卒業においても、就職後のアンケート調査を継続して行い、分析・方策・改善を行うことが必要と考えている。

以上の行動計画に従い、現在、学生に体系的でわかりやすい授業を展開できるよう、FD活動（備付資料-48～50）とSD活動（備付資料-51）を実施し、教育面に関しても教員による主観的・客観的自己評価を点数化して実施し、改善を図っている。また、「授業アンケート」は教員ごとではなく、全授業科目について実施しており、その結果を受けて基幹教員は令和3（2021）年度より毎年「ティーチング・ポートフォリオ」（備付資料-35～37）を作成し、Microsoft Teamsに学生や教職員が閲覧できるよう公表した。「ティーチング・ポートフォリオ」では、教員自身の教育に対する自己評価と評価に基づく具体的な目標設定を行い各教員が自己省察して、教育理念を確認・共有し、より計画的な授業改善を図っている。

さらに、基幹教員は1年間の教育活動を振り返り、該当年度終了後に、主観的・客観的自己点検・自己評価を実施している。主観的自己点検・自己評価として、令和2（2020）年度より教育活動、研究活動、臨床、社会貢献、大学運営、FD・SD、リカレントの7項目について、毎年、「教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-44）として、点検・評価し、次年度の目標・計画を設定したうえで、Web Campusに登録している。これらの結果は短期大学の「教員の諸活動における自己点検・自己評価」として項目ごとに集計している（備付資料-44）。そのうち、教育活動に関する小項目として、建学の精神・ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシーとの適合性（建学の精神・ポリシー）、学生の主体的・能動的学習を促す教育の実施状況（主体的・能動的学修）、別に定めている授業実施の基本事項との適合性（授業実施の基本事項）、授業アンケートの結果や試験の結果等を踏まえた授業の実施状況（授業改善状況）、FD活動への参加・運営・企画状況（FD活動の取組）の5

項目について、4段階（十分達成した、おおむね達成した、あまり達成できなかった、評価対象外）の自己点検・自己評価をしている。この主観的自己点検・自己評価により、自己省察し教育理念を確認・共有して目標と計画を設定することで、教育の改善につなげる PDCA サイクルを回している。

また、客観的自己点検・自己評価として、令和2（2020）年度より毎年、基幹教員を対象に「教員業績および教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-32～34）に基づいて、教育、研究、臨床、学校運営、社会貢献について自己点検・自己評価を実施し、さらに次年度に向けた目標を「目標シート」（備付資料-68～70）に記載している。「教員業績および教員の諸活動における自己点検・自己評価」（備付資料-32～34）は、各項目について客観的指標を用いて点数化できるようになっており、各教員が1年間の活動を客観的に点数化した結果は、短期大学部事務室に「目標シート」とともに提出を義務づけている。提出された各教員の自己点検・自己評価票は、短期大学部全体と職位ごとに集計し、集計結果（備付資料-41～43）を教授会で報告した後、今後の改善事項を協議している。また、算出した総得点が著しく低い教員に対しては、学科長と教務主任による面談を実施して、点数が向上する方策を相談している。なお、「教員業績および教員の諸活動における自己点検・自己評価」の点数票は、教学改革推進委員会、教学委員会および教授会で見直しを行い、令和3（2021）年度に現在の様式に変更した。

平成29（2017）年から導入したチューター制度は、現在も効果的に機能しており、とりわけ3年生に対しては国家試験に向けた日々の学習状況や成績を把握してきめ細やかな学生指導を実施している。シラバスは毎年形式や内容をFD委員会で見直しを行い、改善している。また、卒業後のアンケート調査（備付資料-7～9、13～15）は継続的に実施している。これらの取り組みにより、教育の質の向上に一定の成果が見られているが、今後も継続的な改善と検証を通じて、教育活動のさらなる充実を図っていく必要がある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

これまで、短期大学部、歯科衛生学科、専攻科の三つの方針を策定してきているが、時代や社会の流れとともに教育目標や内容も改善が必要であり、今後も適宜、三つの方針の見直しを実施していくことが望まれる。特に、教育目標と学習成果の整合性を保ちつつ、社会の変化や医療現場のニーズに応じた柔軟な見直しが必要であると考ええる。

また、アセスメント・プランの定期的な見直しや、アセスメント分析による結果を活用した、系統的な教育の質保証のための教育改善が課題である。喫緊の課題としては、令和5（2023）年度より開始した新カリキュラムについて、効果的で時代のニーズに沿った学士教育を実現するための見直しを進めており、教育の質保証につなげることを目指す。特に本学は、愛知学院大学歯学部附属病院での臨床実習をはじめ、専攻科を設置しているため、医科歯科連携や多職種連携のできるチーム医療などを取り入れた教育内容・教育目標を積極的に計画している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

[提出資料]

2. 愛知学院大学短期大学部学則
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>
3. 2025 学生ガイド（学生生活ガイド/履修要項/講義概要）
9. 愛知学院大学短期大学部「情報公開」<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>
10. 愛知学院大学短期大学部「歯科衛生学科シラバス」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/syllabus.html>
<https://unipa.agu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml>
12. 愛知学院大学短期大学部「基本方針 3 つのポリシー」
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/policy/>
19. 令和 7（2025）年度開講科目担当者表（歯科衛生学科）
<https://tandai.agu.ac.jp/life/class/>
20. 令和 7（2025）年度歯科衛生学科時間割
21. 愛知学院大学短期大学部「学年暦」「授業予定表」（令和 7（2025）年度）

[提出資料-規程集]

21. 愛知学院大学短期大学部外部評価委員会規程/要項
35. 愛知学院大学短期大学部履修及び成績評価に関する規程
52. 愛知学院大学短期大学部学位規程
59. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書等選書基準
61. 歯学・薬学図書館情報センター運営内規
62. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書廃棄基準
78. 愛知学院大学短期大学部成績評価に関する取扱い要領
104. 愛知学院大学短期大学部既修得単位・検定等の単位認定

[備付資料]

7. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 5（2023）年度）
8. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 6（2024）年度）
9. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 7（2025）年度）
13. 卒業生アンケート（令和 5（2023）年度）
14. 卒業生アンケート（令和 6（2024）年度）

- 15. 卒業生アンケート（令和 7（2025）年度）
- 38. 令和 5（2023）年度授業アンケート
- 39. 令和 6（2024）年度授業アンケート
- 40. 令和 7（2025）年度授業アンケート <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
- 55. 就職アンケート結果分析の総括（令和 5（2023）年度）
- 56. 就職アンケート結果分析の総括（令和 6（2024）年度）
- 57. 就職アンケート結果分析の総括（令和 7（2025）年度）
- 58. 歯科衛生士国家試験合格者数（令和 5（2023）～令和 7（2025）年度）
https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/state_exam/

【区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。】

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、下記の通りとなっている。

短期大学部学生として専門分野に関する高度な知識・技能を修得することが必要とされている。

短期大学部のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

- ① 建学の精神を基に多様な価値観を持つ人々と積極的に意思疎通のできるコミュニケーション力を身につけている。
- ② 幅広い教養を身につけ、社会の様々な課題を発見し、情報を収集して、理論的に分析・思考し、解決することができる。
- ③ 短期大学部が求める専門分野に関する高度な知識・技能を修得している。

歯科衛生学科としては、さらに歯科衛生士としての素養と専門的知識、技能、態度を修得できることを必要としている。

歯科衛生学科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

- ① 建学の精神を基に、人々の健康・保持増進に携わる医療人としての使命感と倫理観、良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能力を身につけている。
- ② 幅広い教養を基に口腔保健の専門的知識、技能、態度を修得し、課題に対し情報の収集、理論的な分析・思考により問題解決することができる。
- ③ 歯科医療の専門的知識、技能、態度を修得している。

専攻科としては、リーダーシップ、問題解決能力、生涯学習能力が求められている。

専攻科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

- ① 建学の精神を基に、人々の健康生活を実現するため、医療従事者としての使命感と倫理観、良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能力を活かし、リーダーシップを発揮することができる。
- ② 口腔保健の役割と重要性を理解し、科学的探究心と問題解決能力、生涯学習能力、自己決定能力を身につけている。
- ③ 口腔保健学を専門とする研究者、教育者、臨床家として必要な能力を修得し、発展向上させることができる。

歯科衛生学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、卒業が認定されたものは「歯科衛生士国家試験受験資格を取得することができる」と示している。その卒業認定の要件は学則で定められており、102 単位以上の修得が必要であり、建学の精神を基に、医療人としての使命感と倫理観、コミュニケーション能力を身につけ、幅広い教養を得ることができる基礎分野科目から 10 単位必修、口腔保健および歯科医療のための専門基礎分野科目から 22 単位必修、さらにより臨床的な口腔保健・歯科医療の専門的知識と技能および態度を修得する専門分野科目から 61 単位必修となっている。教養や実践的な口腔保健に関わる選択必修分野科目から 7 単位以上、課題に対し情報の収集と理論的な分析・思考により問題解決する「卒業研究」について 2 単位必修となっており、学位授与の方針に対応した学習成果が確実に得られる体制となっている。この卒業認定の要件は、「愛知学院大学短期大学部学則第 7 条」（提出資料-2）に明確に示している。また、学生の学習時間を確保し、質の高い学習成果となる履修単位の実質化を図るため、CAP 制を設けて学年ごとの年間履修単位の上限と下限を定めている。また、前年度の GPA が 3.0 以上の優秀な学生に対しては、2 単位多く履修できるように「愛知学院大学短期大学部履修及び成績評価に関する規程」を定めている（提出資料-規程集 35）。

さらに、学位授与についても「所定の単位を修得し、以下の能力を身につけたものに短期大学士（歯科衛生）を授与する」と「愛知学院大学短期大学部学則 39 条」に明記しており、学習成果としての卒業認定が学位授与の方針に対応している。すなわち基礎分野、専門基礎分野、専門分野、選択必須分野に加えて卒業研究が学習成果としてバランスよく修得できた場合に学位が授与される。また本学の学位授与については、「愛知学院大学短期大学部学位規程」（提出資料-規程集 52）学位授与の要件第 3 条により、「短期大学士の学位は、短期大学部学則第 39 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する」と学則（提出資料-2）を補完している（提出資料-規程集 21、59、61、62、78、104）。

所定の単位の認定は、各科目の学科試験に合格した科目に対して与えられ、愛知学院大学短期大学部学則で「授業科目の成績評価は、AA、A、B、C、D、E で表し、AA、A、B、C を合格とし、D、E を不合格とする（学則 37 条）」、「学科試験に合格した科目に対しては所定の単位を与える（学則 38 条）」で定めている。すなわち、卒業認定、学位授与の方針は学習成果と直接的に対応している。また、卒業認定にあたり所定単位修得以外に、卒業要件には「卒業試験に合格すること」と「学生ガイド」（提出資料-3）の履修要項に記載の「進級・登院（臨床実習）及び卒業要件一覧表（講義及び実習）」に明記しており、「3 年生の臨床実習履修

を修了し、卒業要件の102単位以上を満たしている者」に対して卒業試験を実施して確実に学習成果の評価を行っている。なお、学習成果の最終判定として「学生ガイド」の履修要項の卒業試験の項に「再試験の判定は、本試験に準じて行われ、不合格の場合は留年となります」と記してある。

本学の卒業認定・学位授与の方針は、文部科学省が定める学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）による「短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うこと」、ならびに短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の短期大学学位授与の要件である「修業年限が三年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に三年以上在学し、九十三単位以上を修得すること」を十分に満たしていることから、社会的・国際的通用性がある。

さらに、本学は歯科衛生士養成機関であり、歯科衛生士教育の資格取得のための要件である厚生労働省の歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年二月十七日文部省・厚生省令第一号）に定められている3年以上の修業年限と基礎分野10単位、専門基礎分野22単位、専門分野54単位、選択必須分野7単位の合計93単位を満たしている。また、歯科衛生士の国家試験の受験資格は、歯科衛生士養成機関の卒業が要件となっており、本学における学位授与は、国家資格かつ他国でも認められている資格である「歯科衛生士」の資格取得ができることから、社会的・国際的通用性が確保できている。

卒業認定・学位授与の方針は、教学改革推進委員会、教学委員会および教授会で点検協議の上、定期的に点検し、令和2（2020）年度に修正を行った。

進級判定は、1年次、2年次の学年末の教授会でを行っている。学生には、進級判定が学年末に実施されることについて、オリエンテーションならびに学生ガイドに掲載して周知している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では、卒業認定・学位授与の方針に基づいて、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている（提出資料-3、12）。教育課程は、短期大学設置基準と歯科衛生士学校養成所指定規則にのっとり、教育課程編成・実施の方針に従って歯科衛生士に必要な授業科目に加え、教養と豊かな人間性を育み、さらに歯科衛生士の専門的知識と技能を修得できるよう、基礎分野から専門分野へ移行させ体系的に編成している（提出資料-3、20）。

また、短期大学レベル、歯科衛生学科レベル、専攻科レベルでの学習成果を定め、教育課程編成・実施の方針ならびに学習成果に対応した授業科目を編成している。令和3（2021）年度からは「カリキュラム・マップ」と「カリキュラム・ツリー」をホームページで公表している（提出資料-9）。これにより、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と各授業科目との対応が明確となっている。なお、令和4（2022）年度からは「カリキュラム・マップ」を「学生ガイド」にも掲載している（提出資料-3）。

体形的な教育課程の編成は、具体的には5つの部門の下に13の分野を設定している（このうち2つの分野は部門と共通名称）。5つの部門は、「基礎分野科目」「専門基礎分野科目」

「専門分野科目」「選択必修分野科目」および「卒業研究」がある。これらの部門とその分野は、本学の卒業認定・学位授与の方針を反映している。「基礎分野科目」部門は教養教育として、「専門基礎分野科目」部門は医療関係者として健康づくりについて深い素養と知識を学び、「専門分野科目」部門は、歯科医療と歯科衛生士の業務と役割を学び、「選択必修分野科目」部門は自然科学的・人文科学的な考えを養い、これら 4 つの部門の集大成として「卒業研究」部門が構成されている。3 年間の教育課程ではこれらの部門をさらに分野に分類し開講科目が設定され、学年制で積み上げていく体系的な教育を行っている。

「基礎分野科目」部門には、「科学的思考の基盤」「人間と社会生活の理解」「外国語」の 3 つの分野がある。「専門基礎分野科目」部門には、「人体(歯と口腔を除く)の構造と機能」「歯・口腔の機能と構造」「病気の成り立ちと回復の促進」「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」の 4 つの分野がある。「専門分野科目」部門には、「歯科衛生士論」「臨床歯科」「歯科衛生士専門科目」「臨床実習」の 4 つの分野がある。「選択必修分野科目」部門と「卒業研究」部門は、それぞれ同じ名称の分野が設定されている。

令和 7 (2025) 年度の 1~3 年生の受講科目を例に科目の履修状況を以下に説明する。(なお、令和 5 (2023) 年度入学者からカリキュラムの一部が変更になったため以下の説明文中の各分野科目の合計%は 100%にはならない)

1 年次春学期(令和 7 (2025) 年度)には、「基礎分野科目」部門の全ての分野科目のうち「科学的思考の基盤」部門の 2 科目中 2 科目、「人間と社会生活の理解」部門の 4 科目中 4 科目、「外国語」部門の 1 科目中 1 科目を履修し、自然科学的、人文科学的な考え方、語学、運動・スポーツ科学を理解できる基礎力を修得する。「専門基礎分野科目」部門の全ての分野 15 科目のうち約 53%にあたる「人体(歯と口腔を除く)の構造と機能」分野の 4 科目中 4 科目、「歯・口腔の機能と構造」分野の 3 科目中 3 科目、「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」分野の 5 科目中 1 科目を履修し、全身や口腔外から口腔内に視点を向けることができる考え方を学習する。「専門分野科目」部門の全ての分野 40 科目のうち約 15%にあたる「歯科衛生士概論」分野の 1 科目中 1 科目、「臨床歯科」分野の 14 科目中 1 科目、「歯科衛生士専門科目」分野の 23 科目中 4 科目を履修し歯科衛生士としての職業観と学習意欲を高め、段階的に歯科衛生士としての技術を修得している。「選択必修分野科目」部門の全ての分野 12 科目のうち約 17%にあたる「選択必修分野科目」分野の 12 科目中 1 科目が選択履修可能となっている。

1 年次秋学期(令和 7 (2025) 年度)には、「専門基礎分野科目」部門の全ての分野 15 科目のうち約 26%にあたる「病気の成り立ちと回復の促進」分野の 3 科目中 3 科目、「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」分野の 5 科目中 1 科目を履修し、疾患や歯科治療に関わる基礎的な内容を学ぶ。「専門分野科目」部門の全ての分野 40 科目のうち約 33%にあたる「臨床歯科」分野の 14 科目中 3 科目、「歯科衛生士専門科目」分野の 23 科目中 10 科目を履修し歯科衛生士としての職業観と学習意欲を高め、段階的に歯科衛生士としての技術を修得している。「選択必修分野科目」部門の全ての分野 12 科目のうち約 8%にあたる「選択必修分野科目」分野の 12 科目中 1 科目が選択履修可能となっている。1 年次のすべての必修科目の単位を取得した者は、2 年次に進級することができる。

2 年次春学期(令和 7 (2025) 年度)では、1 年次に学習した知識を基盤として、「専門基礎

分野科目」部門の全ての分野 15 科目のうち約 20%にあたる「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」分野の 5 科目中 3 科目、「専門分野科目」部門の全ての分野 26 科目のうち約 46%にあたる「臨床歯科」分野の 14 科目中 9 科目「歯科衛生士専門科目」分野の 23 科目中 7 科目を修得する。

2 年次の秋学期（令和 7(2025)年度）は、「専門分野科目」部門の全ての分野 26 科目のうち約 15%にあたる「臨床歯科」分野の 14 科目中 1 科目、「歯科衛生士専門科目」分野の 8 科目中 1 科目「臨床実習」分野の 2 科目中 1 科目、「選択必修分野科目」部門の全ての分野 12 科目のうち約 8%にあたる「選択必修分野科目」分野の 12 科目中 1 科目を履修する。秋学期の後半は、主に歯学部附属病院で行われる臨床実習を行うが、臨床実習を開始する「登院」の可否について、教学委員会を経て教授会の議により判定する。登院許可を得るためには、2 年生の春学期において履修すべき全科目に合格し、秋学期前半に行われるすべての科目に合格していなければならないと定め、「学生ガイド」の履修要項に記載の「進級・登院(臨床実習)及び卒業要件一覧表(講義及び実習)」に登院に必要な単位を明示している（提出資料-3）。また、秋学期後半には、「臨床実習」の専門分野科目が開講され履修しなければならない。そして、2 年次のすべての科目の単位を取得した者は 3 年次に進級することができる。

3 年次（令和 5(2023)年度入学生）は、春学期と秋学期を通して「専門分野科目」部門の全ての分野 26 科目のうち約 3%（科目としては 1 科目だが単位数としては 12 単位で全科目中最大単位数である）にあたる「臨床実習」分野の 2 科目中 1 科目、「選択必修分野科目」部門の全ての分野 12 科目のうち約 25%にあたる「選択必修分野科目」分野の 12 科目中 3 科目を履修する。また学生によっては、春学期または秋学期に開講される「選択必修分野科目」分野の選択科目を選択、履修できる。さらに、3 年次の通年で「卒業研究」部門(全 1 科目)を履修し、3 年間で得られた知識、技能を応用した論文を作成する。

授業科目は、歯科衛生士国家試験受験資格と歯科衛生士免許取得のために、「歯科衛生士学校養成所指定規則」に定められた 93 単位に 9 単位（令和 5(2023)年度入学生は 12 単位）加えた 102 単位（令和 4(2022)年度入学生は 105 単位）を最低履修条件として編成されている。これらの授業科目は教育課程編成・実施の方針に対応して「学生ガイド」の「歯科衛生学科シラバス」（提出資料-10）「学年暦」（提出資料-21）と歯科衛生学科時間割（提出資料-20）により厳正に施行されている。

開講科目は単位制をとっているが、学年ごとに必要な修得単位数が定められている。学年ごとに必要単位数を修得することにより、進級を満たす単位に達することができる。また、学年制をとっているため進級不可になった場合は、当該学年で修得した単位は全て無効となり、再度同学年ですべての単位を再履修しなければならない。但し、2 年生の登院判定修了者に限り、秋学期からの復学を認めている。

シラバスには必要な修得単位数を獲得することで得られる学習成果として、本学の三つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）（提出資料-12）に基づいて、「授業目標」ならびに「到達目標」を示している（提出資料-3、9）。さらに、授業内容として「授業の概要」と「授業計画」を具体的な授業時間数とともに示しており、授業内容の詳細を示している。また、学習成果を得るための「到達目標・予習・復

習」欄には予習・復習の学習内容およびその必要時間数を掲載し、学生が主体的に学習して授業計画に則り学習すると確実に学習成果を得ることができる。さらに、成績評価方法・基準、教科書・参考書、学生へのメッセージとしてオフィスアワーについても明示している。

学生による授業評価として、定期的にすべての授業科目において授業終了時に授業アンケートを実施している（備付資料-38～40）。授業アンケート結果は、集計後教学委員会と教授会で報告され、課題を抽出している。令和7（2025）年度の結果からは、本学として早急に対応が必要な事項はなかった。授業アンケートの結果は各科目担当者にフィードバックしており、各担当者はそれぞれの授業科目の授業改善に活用している。

授業内容については、令和8（2026）年度からの新カリキュラム作成時に授業内容の整理・検討を実施した。また、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整は、担当者が必要に応じてそれぞれ適宜実施しているが、会議等による意思の疎通、協力・調整は実施していない。

教育課程の見直しは、教職員、学生からの意見・要望を受けて定期的に検討しており、カリキュラム小委員会、教学委員会および教授会で審議されている。定期的な検討の結果、令和5（2023）年度から新カリキュラムがスタートしており、令和8（2026）年度からさらなる新カリキュラムで教育できるように変更案を作成した。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では、歯科衛生の専門領域に必要な教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう短期大学設置基準に従って一般教養科目、外国語科目、保健体育科目の教養教育を修得できるよう必修科目または選択科目の中に教養科目を設定している。特に外国語教育に力を入れ、本学の教養教育では少人数制の演習方式で実施している。

特に教養教育は、「科学的思考の基礎」、「人間と社会生活の理解」、「外国語」に大別され、「スポーツ科学」などの選択必修分野科目での開講科目とともに、その後の専門教育の基礎力となる学習内容になっている。また、学習成果である「幅広い教養の習得」、「良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能力」や「医療人としての使命感と倫理観」を培うために、人文系の「人と宗教」や「人の行動と心理」などの科目の履修を必須としている。

教養教育は専門教育と密接な関連が明確である。「人間と生物」、「生活と化学」、「健康の科学」「スポーツ科学」は、医療職である歯科衛生士にとって必要な教養であり、専門基礎分野科目を学習する上でも必要な基礎知識となっている。「学習とその支援」、「人の行動と心理」は、歯科衛生士として多職種連携や歯科保健指導に必要な能力を養う。さらに、「英語会話」は外国人の対象者と円滑なコミュニケーションをとるための基礎的な能力を修得する。

教養教育の効果は、他の教育と同様に授業科目ごとに成績評価を行い、教学委員会、教授会で承認を得ている。また、科目ごとに授業アンケート（備付資料-38～40）も毎年行っており、令和2（2020）年度より、成績評価の平準化も図り、担当教員（提出資料-19）ごと

に教育体制の改善を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学は、現在まで在籍した100%の学生が歯科衛生士の資格取得を目指してきた。そのため専門教育は歯科衛生士の国家資格を取得するための国家試験を見据えた教育を行っている。歯科衛生士国家試験の試験科目は、歯科衛生士法施行規則（平成元年十月三十一日厚生省令第四十六号）により下記表（Ⅱ-2）のとおり規定されており、この規定は本学の教育課程科目の「専門基礎分野」と「専門科目分野」科目に対応させることができ、歯科衛生士国家試験合格を目指した学習成果を得ることができる。また、短期大学設置基準にのっとり、教養教育での歯科衛生士に幅広く必要な教養科目の学修から、スムーズに専門基礎分野科目が学習できるような教育を実施している。とりわけ高等学校で文型選択であった学生にとっての教養科目は、教養科目から専門科目への接続として必要不可欠な科目となっている。

表Ⅱ-2 歯科衛生士法施行規則（抜粋）

第二章 試験 (試験科目) 第十一条 試験の科目は、次のとおりとする。 一 人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能 二 歯・口腔の構造と機能 三 疾病の成り立ち及び回復過程の促進 四 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 五 歯科衛生士概論 六 臨床歯科医学 七 歯科予防処置論 八 歯科保健指導論 九 歯科診療補助論
--

職業教育の効果は、「専門基礎分野科目」、「専門分野科目」として学習し、試験や口頭試験、実技試験などで成績として他の授業科目と同様に測定・評価している。また歯科衛生士国家試験の合格率は令和7(2025)年度3年生の合格率は100%(全国平均は94.5%)であり、職業教育としての効果は得られていると評価できる(備付資料-58)。また、卒業生と就職先に向けて毎年、秋にアンケート調査を実施しており(備付資料-7~9、13~15)、職業教育の振り返りや反省点を挙げ、教育効果の測定方法や評価方法について該当科目担当者(提出資料-19)が主となり適宜見直しを行って、改善している(備付資料-55~57)。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業認定、学位授与の方針は、学年制と単位制をとっていることから、春学期にすでに単位が履修できない場合は、秋学期の半年間は履修できない学年制の欠点がある。また、必須科目が多く、学年制であるため履修単位数はほぼすべての学生が同じ単位数となり、取得単位数は教育課程の評価等に活用できていない。教育課程についてはカリキュラム小委員会が中心となり現在の課題を改善し、社会のニーズに合わせて令和 8（2026）年度からの新カリキュラムを検討した。今後は、新カリキュラムによる教育の効果や改善点を検討していく。

卒業生に対する質問紙調査、就業先への質問紙調査は現在 IR・キャリアサポート委員会で内容をより吟味し、教育課程にフィードバックできるよう検討をしており、継続する必要がある。そのためには、回収率を上げることが課題となっている。また、質問内容についての見直しは、今後も IR・キャリアサポート委員会により定期的実施していく予定である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

令和 4（2024）年度から令和 8（2026）年度からの教育課程の編成を検討した。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

[提出資料]

2. 愛知学院大学短期大学部学則

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>

3. 2025 学生ガイド（学生生活ガイド/履修要項/講義概要）

8. 愛知学院大学短期大学部 HP 建学の精神・教育理念「教育目的・教育目標・学習成果」

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/>

10. 愛知学院大学短期大学部「歯科衛生学科シラバス」

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/syllabus.html>

<https://unipa.agu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml>

11. 愛知学院大学短期大学部 HP「IR 情報公開」

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/#irdata>

12. 愛知学院大学短期大学部「基本方針 3 つのポリシー」

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/policy/>

15. 愛知学院大学短期大学部 HP「アセスメント・プラン」

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/assessment-plan/index.html>

[提出資料-規程集]

34. 愛知学院大学短期大学部履修に関する規程

35. 愛知学院大学短期大学部履修及び成績評価に関する規程

95. 愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科進級不可者、登院不可者、卒業不可者の扱いに関

する申合せ

[備付資料]

7. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和5（2023）年度）
8. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和6（2024）年度）
9. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和7（2025）年度）
10. 成績評価基準による成績分布（令和5（2023）年度）
11. 成績評価基準による成績分布（令和6（2024）年度）
12. 成績評価基準による成績分布（令和7（2025）年度）
13. 卒業生アンケート（令和5（2023）年度）
14. 卒業生アンケート（令和6（2024）年度）
15. 卒業生アンケート（令和7（2025）年度）
35. ティーチング・ポートフォリオ（令和5（2023）年度）
36. ティーチング・ポートフォリオ（令和6（2024）年度）
37. ティーチング・ポートフォリオ（令和7（2025）年度）
38. 令和5（2023）年度授業アンケート
39. 令和6（2024）年度授業アンケート
40. 令和7（2025）年度授業アンケート <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
52. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法（2023年度卒業生）
53. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法（2024年度卒業生）
54. ディプロマ・ポリシーに示した学習成果の測定方法（2025年度卒業生）
55. 就職アンケート結果分析の総括（令和5（2023）年度）
56. 就職アンケート結果分析の総括（令和6（2024）年度）
57. 就職アンケート結果分析の総括（令和7（2025）年度）
58. 歯科衛生士国家試験合格者数（令和5（2023）～令和7（2025）年度）
https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/state_exam/
65. 臨床実習体験録（令和5（2023）年度）
66. 臨床実習体験録（令和6（2024）年度）
67. 臨床実習体験録（令和7（2025）年度）

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

学習成果は、本学の三つの方針（提出資料-12）に基づき、短期大学部、歯科衛生学科、専攻科について、それぞれ具体性のある学習成果を定め、ホームページに公開している（提出資料-8）。特に歯科衛生学科では、学生が学習を通して得る知識・理解、技能、能力、態度・志向性を具体的に明記している。これらの学習成果は卒業認定・学位授与の方針と対応しており、本学の教育課程を修了し、学習成果を獲得した者は卒業認定され学位が授与され

る。学則第 39 条（提出資料-2）において、「歯科衛生学科は 3 年以上在学して、定める単位を修得し、卒業試験に合格し、短期大学部教授会の卒業判定の議を経た者には学位を授与する」と規定しており、学習成果の獲得期間を明示している。

この学習成果は、三つの方針に対応した学習成果の査定に関する方針である「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン」において短期大学部全体レベル、学科・専攻科レベル、科目レベルで測定している（提出資料-15）。

科目レベルの学習成果は、主に科目別成績評価として測定される。シラバスには「授業目標」「到達目標」として学生が学習を通して得る知識・理解、技能、能力、態度・志向性が具体的に明記されている（提出資料-3、10）。科目別成績評価の手法は、授業科目ごとに「評価方法」をシラバスに明記しており、「学生ガイド」には試験の種類と時期について明記している（提出資料-3、10）。学習成果である科目別成績評価は学期ごとに行っており、成績評価は授業科目ごとに AA、A、B、C、D、E と評価することが学則第 37 条（提出資料-2）、「愛知学院大学短期大学部履修に関する規定」（提出資料-規程集 34）、「愛知学院大学短期大学部履修及び成績評価に関する規程」（提出資料-規程集 35）に規定されている。科目別成績評価は、それぞれポイントを付与した GPA で算出し数値化することで、歯科衛生学科レベルの学習成果として測定可能となっている。単位修得は開講学期内という一定期間内で獲得可能となっており、学習成果に到達できない場合は、科目ごとに学期内に再試験が設定され、再試験に合格できない者には、該当科目の単位の修得が認められない。「学生ガイド」の履修要項に記載の「進級・登院（臨床実習）及び卒業要件一覧表（講義及び実習）」に、進級、登院、卒業に必要な単位を明示している。さらに愛知学院大学短期大学部学則第 29 条（提出資料-2）では「歯科衛生学科の学生は、6 年を超えて在学することができない」と定めている。また、「愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科進級不可者、登院不可者、卒業不可者の扱いに関する申合せ」（提出資料-規程集 95）により「同一学年に在学できる期間は 2 年以内とする」と定めており、学習成果獲得可能期間は明確に示され、「学生ガイド」の諸規則に掲載されている。その他、「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン」（提出資料-15）に基づき卒業率状況、単位修得状況、GPA 等により学習成果の測定・評価を行っている。

また、卒業が認定された学生は歯科衛生士国家試験受験資格を取得することができ、国家試験に合格することも歯科衛生学科レベルの学習成果獲得状況の測定可能な指標の一つとなっている。

本学では、教育の集大成である卒業時の学習成果を重視しており、「ディプロマ・ポリシー」に示した学習成果の測定方法及び達成目標及び達成状況」として学習成果を測定および点検している（備付資料-52～54）。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学では、各授業科目の学習成果が学科の学習成果と整合するよう教育課程を設計しており、シラバスには「授業目標」および「到達目標」として、獲得すべき知識・技能・態度

などが具体的に明記されている（提出資料-3、10）。これにより、各科目の学習成果が学科のディプロマ・ポリシーと連動し、体系的な学修成果の獲得が可能となっている。

成績評価においては、授業科目ごとに評価方法と基準をシラバスに明記しており（提出資料-3、10）、教員はこれに基づいて学生の学習成果を適切に評価している。評価方法には筆記試験、レポート、実技などが含まれ、学生ガイドには試験の種類や実施時期も明示されている（提出資料-3、10）。また、教員はシラバスを通じて他の科目の成績評価方法を参照できるため、これが評価基準の共有と整合性の確保に貢献している。

さらに、シラバスに記載される「成績評価方法」については、FD 委員会が全科目を対象に事前に診査を行っており、不備や不明瞭な点がある場合には、該当教員に対して確認・修正を依頼している。このプロセスにより、成績評価の妥当性と透明性が確保されている。

教員による成績評価の適正性を確保するため、IR・キャリアサポート委員会では、すべての授業における成績分布（AA、A、B、C、D、E）を学年・学期ごとに集計・分析している（備付資料-10～12）。このデータは、教学委員会で共有され、成績評価の傾向や偏りを把握し、教員には、この分析結果を配付し、授業改善や評価方法の見直しに活用するよう働きかけている。また、GPA 分布の分析は、学科レベルでの学習成果の把握とともに、成績優秀者の選考や学生指導にも活用されている（備付資料-10～12、提出資料-11）。

また、卒業研究においてはルーブリック評価を導入し、学習目標の明確化と教員間での評価基準の統一を図っている（備付資料-52～54）。これにより、学習成果の評価における客観性と妥当性が高められている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

IR・キャリアサポート委員会では、学習成果の獲得状況として GPA 分布を学年ごとに、各学期と年間で算出し、学習成果の量的評価指標として活用している（備付資料-10～12）。GPA 分布は、学科レベルの学習成果の獲得状況を把握するとともに、成績通知の個別面談時や奨学生の選考時など、学生指導・評価の資料としても活用されている。

また、令和2（2020）年度から、成績評価について学年・学期ごとにすべての授業の成績評価基準と平均分布を算出し、学生の学習成果の獲得状況を科目レベル・学科レベルで量的・質的に測定している（備付資料-10～12）。

本学では、学年制で履修パターンがほぼ共通しており、学生数も少ないことから、単位取得率の算出は実質的な意味を持たないと判断している。また、学位は卒業時に全ての学生が取得しているため、学習成果の評価においては学位取得率を用いていない。

歯科衛生士国家試験の合格率（備付資料-58）は、学習成果の重要な指標として毎年度集計・分析されており、国家試験対策委員会では、合格率に加えて自己採点結果を活用し、本学学生の正答率や科目ごとの正答率を算出・分析して、今後の授業等に活用できる資料を作成し、担当教員に配布している。

全ての授業に対する学生の業績の集積としてのポートフォリオは用いていないが、臨床実習では「臨床実習体験録」（備付資料-65～67）が学生の臨床実習中の経験や学びを記録したものであり、ポートフォリオとしての機能を果たしている。

ルーブリック分布を用いた学習成果の評価は、卒業研究の評価において活用しており、学生の学習目標を明確化し、担当教員間での成績評価基準の均一化を図っている。

学生調査や学生による自己評価は、授業科目ごとに収集している「授業アンケート」を毎年各学期に実施している（備付資料-38～40）。「授業・実習を受講して、自分の考えが広がったと思いますか」「あなたは毎回の授業の予習・復習をどの程度しましたか」といった項目を通じて、学生の自己評価を把握し、教員はその結果をもとに授業改善を行っている。

現時点では、インターンシップや留学などへの参加率は学習成果の評価指標としては用いていない。大学編入学率は低く、在籍率・卒業率は高いため、これらの指標は学習成果の評価には活用していない。一方で、就職率（提出資料-11）は毎年度集計・分析され、学習成果の量的指標として活用している。

卒業後1年未満の同窓生対象の卒業生アンケート（備付資料-13～15）および就業先への就業状況アンケート（備付資料-7～9、55～57）を実施し、本学の学習成果を評価している。令和5（2023）年度からは、卒業後1年以上2年未満の同窓生とその就業先にもアンケート調査を拡大し、複数年度にわたるデータをIR・キャリアサポート委員会が集計・分析し、教職員に周知している。

GPA分布、国家試験合格率、卒業生アンケートなどの測定結果は、「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン」（提出資料-15）に基づき、短期大学部全体レベル、学科・専攻科レベル、科目レベルでの学習成果の点検に活用されている。これらのデータは教学委員会、教授会等で共有され、教育改善やカリキュラムの見直し、国家試験対策の強化などに反映されている。

【区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。】

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

本学では、学習成果の獲得状況の可視化と公表に関して、複数の取り組みを行っている。IR・キャリアサポート委員会では、GPA分布を学年ごとに、各学期と年間で算出し（備付資料-10～12）、学習成果の把握に活用している。卒業研究では、ルーブリック分布を用いた評価を実施しており、学生の学習目標に対する達成度を明確に可視化している。

臨床実習では、「臨床実習体験録」（備付資料-65～67）が学生の学びの記録として活用されており、ポートフォリオとしての役割を果たしている。

歯学部附属病院には歯科衛生士業務を行っている実際の歯科衛生士が本学学生の教育担当者として診療科毎に1名配置されており、2年次秋学期から3年次春学期にかけての臨床実習期間中、学生が記載した臨床実習体験録をもとに、毎日の実習終了後に学生に対する個別指導を行っている。これにより、学生は自身の実習内容を振り返り、学習成果を具体的に自覚する機会を得ている。

さらに、1年次春学期・秋学期および2年次春学期の本試験終了後には、合否発表（再試験該当科目発表）にあわせて、教員1人あたり約20名の学生を対象に、成績配付と個別面談を実施している。この取り組みは全学生を対象としており、学年暦に実施日が明記されているため、計画的かつ継続的に実施されている点が特徴である。面談では、各科目の得点とGPAを提示するとともに、前年度の同学年のGPA分布を参考に、学生が自身の成績が「成績優秀者から成績不良者」のどの位置にあるかを把握できるよう個別に指導を行っている。これにより、学生は自身の学習成果を相対的に理解し、今後の学習目標を主体的に設定する機会を得ている。

一方で、授業アンケート（備付資料-38～40）における自己評価項目は存在するものの、学期ごとの体系的なフィードバックや、学生が自身の成長を振り返る機会の提供については、今後の課題である。全学的なポートフォリオの導入やICTツールの活用による学習成果の可視化と自己理解の促進が求められている。

歯科衛生士国家試験の合格率（備付資料-58）や就職率（提出資料-11）は、毎年度集計・分析され、大学ホームページや自己点検・評価報告書等を通じて学内外に公表している。これにより、学習成果の透明性を確保し、社会的説明責任を果たしている。

また、卒業生およびその就業先へのアンケート調査（備付資料-7～9、55～57）も、令和5（2023）年度からは卒業後1年以上2年未満の対象にも拡大され、複数年度にわたるデータをIR・キャリアサポート委員会が集計・分析し、教学委員会で改善点の検討を行っている（備付資料-13～15）。これらの調査結果も、学習成果の公表資料として活用されている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

本学においては、学習成果の明確化とその測定・評価に関して多角的な取り組みを行っているが、いくつかの点において今後の改善が求められる。

まず、学習成果の自己認識支援の強化が必要である。学生が自身の学習成果を体系的に振り返り、自己評価する機会が限定的である。授業アンケートにおける自己評価項目は存在するものの、学期ごとのフィードバックや成長の可視化が十分とは言えず、全学的なポートフォリオの導入やICTツールの活用による自己理解の促進が今後の課題である。

次に、学習成果の質的評価のさらなる充実が求められている。GPAや国家試験合格率などの量的データに加え、質的データの収集と活用が必要である。現在は授業アンケートの自由記述や臨床実習体験録などが活用されているが、より体系的かつ継続的な質的評価の枠組みの構築が望まれる。

また、成績評価の結果と授業・カリキュラム改善との連動性の明確化も課題である。IR・キャリアサポート委員会では、すべての授業における成績分布（AA、A、B、C、D、E）を学年・学期ごとに集計・分析し、教学委員会で共有している（備付資料-10～12）。しかしながら、これらの分析結果が実際に各教員の授業改善やカリキュラムの見直しにどのように反映されているかについては、現時点で十分に把握できておらず、今後はその活用状況の可視化とフィードバック体制の強化が求められる。

さらに、学習成果の社会的評価の拡充も検討すべき課題である。卒業生および雇用者へのアンケート調査は実施されているが、後は調査対象の拡大と質問項目の精緻化を通じて、

社会的視点からの学習成果の評価をよりの確に行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

本学では、学習成果の明確化とその測定・評価において、教育の質保証に資する多面的な取り組みを展開している。

まず、ディプロマ・ポリシーをはじめとする三つの方針に基づき、学科・専攻科・科目レベルで具体的な学習成果を設定し、大学ホームページ上で公開している。これにより、教育課程全体を通じた学習成果の可視化と説明責任を果たしており、学生・教職員・社会に対して透明性の高い教育運営が実現されている。

また、「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン」（提出資料-15）に基づき、短期大学部全体、学科・専攻科、科目の各レベルで学習成果を測定している。GPA、授業アンケート、臨床実習体験録、ルーブリック評価など、多様な指標を活用することで、量的・質的両面からの評価体制が整備されている点は特筆に値する。

さらに、歯科衛生士国家試験の合格率は、学内外に公表されており、学習成果の客観的な指標として活用されている。特に本学では、国家試験の合格率が毎年高水準で推移しており、教育課程を通じて学生が必要な知識を着実に修得していることを示す有力な成果指標となっている。国家試験対策委員会では、合格率に加えて自己採点結果を分析し、学生の正答率や科目別の傾向を把握することで、今後の授業改善に資する資料を作成し、担当教員にフィードバックしている。

ICTの活用も進んでおり、Microsoft Teams を通じて教員間、教員と学生間の情報共有や授業・評価の効率化が図られている。令和6年度からは「ティーチング・ポートフォリオ」の公開が Teams 上で行われており、教育の質保証に向けた ICT 活用の好事例といえる（備付資料-35～37）。

加えて、1年次春学期・秋学期および2年次春学期の本試験終了後には、全学生を対象に成績配付と個別面談を実施している。この取り組みは学年暦に実施日が明記されており、計画的かつ継続的に実施されている点が評価される。面談では、各科目の得点とともに GPA を提示し、さらに前年同学年の GPA 分布を参考に、学生が自身の成績が「成績優秀者から成績不良者」のどの位置にあるかを把握できるよう個別に指導している。これにより、学生は自身の学習成果を客観的に理解し、今後の学修に対する動機づけや目標設定につなげることができている。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

[提出資料]

4. 愛知学院大学短期大学部パンフレット（2021年4月現在）
22. 愛知学院大学 入試ガイド2025
23. 愛知学院大学 入試ガイド2026

- 24. 愛知学院大学短期大学部 HP「入試情報」 <https://tandai.agu.ac.jp/examination/>
- 25. 愛知学院大学 受験生サイト AGU NAVI <https://navi.agu.ac.jp/>
- 26. 愛知学院大学 2025 入学試験要項
- 27. 愛知学院大学 2026 入学試験要項
- 28. 愛知学院大学 2025 年度入学手続要項
- 29. 愛知学院大学 2026 年度入学手続要項

[提出資料-規程集]

- 43. 愛知学院大学入学試験委員会規程
- 99. 愛知学院大学アドミッション・オフィス入学試験委員会規程

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

入学者選抜の方法では、入学者受入れの方針のすべてに該当する者を選抜できるよう心がけているが、特に下記の表のように各選抜方法により重視すべき入学者受入れの方針を対応させている。

入学者受入れの方針（短期大学部）

- ① 建学の精神を理解できる人
- ② 教育目標、教育内容をよく理解する人
- ③ 高等学校等の教育課程における基礎的な知識・技能とそれに基づく思考力・表現力を身につけている人
- ④ 主体性をもって多様な人々と協働できる能力を身につけている人

入学者受入れの方針（歯科衛生学科）

- ① 知を磨く意識を持ち、人として感謝のできる精神を持つ人
- ② 歯科衛生学科のカリキュラム・ポリシーを理解し、知識、技能、態度の修得に主体的に取り組むことができる人
- ③ 口腔保健・歯科医療を学ぶため、自ら思考、判断、表現できる能力を持っている人
- ④ 主体的に多様な人々と協働しようとする人

表Ⅱ-2-1 入学者選抜の方法と入学者受入れの方針の対応表（○：重視、◎：特に重視）

入学者選抜の方法		入学者受入れの方針							
		短期大学部				歯科衛生学科			
		①	②	③	④	①	②	③	④
一般選抜	前期試験 A		○	◎			○	◎	
	中期試験		○	◎			○	◎	
	後期試験		○	◎			○	◎	
一般選抜（「共通テスト」利用）	「共通テスト」利用試験 I 期（3 科目型）		○	◎			○	◎	
学校推薦型選抜	公募制推薦 A [専願]	○	○	◎	○	○	○	◎	○
	指定校制推薦 [専願]	○	◎		○	○	◎		○
統合型選抜	A0 [専願]	○	○		◎	○	○		◎
特別選抜	大学在学学生特別入試	○	◎			○	◎		○
	帰国生徒入学試験	○		◎	○	○		◎	○
	外国人留学生入学試験	○	◎		○	○	◎		○
	社会人入学試験	○	◎		○	○	◎		○

入学者受入れの方針である、本学の③「高等学校等の教育課程における基礎的な知識・技能とそれに基づく思考力・表現力を身につけている人」および歯科衛生学科の③「口腔保健・歯科医療を学ぶため、自ら思考、判断、表現できる能力を持っている人」については、入学者選抜方法である学力試験、適正検査、入学試験時の学習成績の状況を加味した加点が対応している。また本学の①「短期大学部の建学の精神を理解できる人」、②「教育目標、教育内容をよく理解する人」、④「主体性をもって多様な人々と協働できる能力を身につけている人」および歯科衛生学科の①「知を磨く意識を持ち、人として感謝のできる精神を持つ人」、②「歯科衛生学科のカリキュラム・ポリシーを理解し、知識、技能、態度の修得に主体的に取り組むことができる人」、④「主体的に多様な人々と協働しようとする人」については、個人への面接にて対応している。

高大接続の観点により、学力の3要素を把握できるよう、多様な入学者選抜方法によって選考基準を設定し、公平かつ適正に入学者を選抜している。入学者選抜は、一般選抜（「前期試験 A」「中期試験」「後期試験」）、一般選抜（「共通テスト」利用（「共通テスト」利用試験 I 期（3 科目型）））、学校推薦型選抜（「公募制推薦 A [専願]」「指定校制推薦 [専願]」）、統合型選抜（A0：アドミッション・オフィス）、特別選抜（「大学在学学生特別入試」「帰国生徒入学試験」「外国人留学生入学試験」「社会人入学試験」）などの多様な方法で実施している（表Ⅱ-3）（提出資料-22、23、24）。入試区分別選考基準設定状況を下表（Ⅱ-3）に示す。なお、具体的な選考基準は入試ガイドに掲載している（提出資料-22、23）。

表Ⅱ-2-2 入試区分別選考基準設定状況（○：基準設定あり）

入試区分		知識・技能	思考力・判断力・表現力等	主体性と協働の態度
一般選抜	前期試験 A	○	○	
	中期試験	○	○	
	後期試験	○	○	
一般選抜（「共通テスト」利用）	「共通テスト」利用試験Ⅰ期（3科目型）	○	○	
学校推薦型選抜	公募制推薦 A[専願]	○	○	○
	指定校制推薦 [専願]	○	○	○
総合型選抜	A0[専願]	○	○	○
特別選抜	大学在学学生特別入試	○	○	○
	帰国生徒入学試験	○	○	○
	外国人留学生入学試験		○	○
	社会人入学試験	○	○	○

専門職学科ではないものの、専門職を養成する歯科衛生学科の入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性を確保するために、「大学在学学生特別入試」や「社会人入学試験」を設け、他大学での学修経験や社会人としての実務経験がある多様な学生を確保するよう配慮している。

本学の入学者選抜は、愛知学院大学の規程（提出資料-規程集 43、99）により、本学からは学長、学科長、教務主任が委員となり愛知学院大学入学試験委員会・愛知学院大学アドミッション・オフィス入学試験委員会で実施している。なお、入学者選別に係る学内規程は整備していないが、入学者選抜の実施は、愛知学院大学の規程（提出資料-規程集 43、99）に基づき愛知学院大学とともに一括で実施されており、その責任体制は愛知学院大学学長にゆだねられている。なお、現在は、愛知学院大学の学長が愛知学院大学短期大学部の学長を兼務していることから学長を中心とした責任体制は整っている。

アドミッション・オフィスとして、入学選抜に係る試験や広報活動等に関する事項は、「愛知学院大学入試センター」を整備し、一括対応している。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2の現状>

学生募集要項である「入試ガイド2025」と「入試ガイド2026」（提出資料-22、23）、「2025年入学試験要項」と「2026年度入学試験要項」（提出資料-26、27）では、入学者受入れの方針を明確に表示している。また、短期大学部ホームページ「入試情報」において、入試情報とともに入学者受入れの方針を公開している（提出資料-24）。

また受験生が閲覧できる、愛知学院大学短期大学部パンフレット（提出資料-4）でも入学者受入れの方針を明示しており、いつでも受験生が確認することができる。

選抜区分ごとの募集人員や学納金については「入試ガイド 2025」と「入試ガイド 2026」（提出資料-22、23）、「2025 年度入学試験要項」と「2026 年度入学試験要項」（提出資料-26、27）に明確に示しており、さらに愛知学院大学ホームページの「愛知学院大学 受験生サイト AGU NAVI」でも公開している（提出資料-25）。学納金は、授業料以外の、入学金、教育充実費、学会入会金、学会費、後援会入会金、後援会費、同窓会費、さらに実験実習費などについても学生募集要項やホームページに加え、「2025 年度入学手続要項」と「2026 年度入学手続要項」（提出資料-28、29）に明示している。

入学試験の受験の問い合わせ等に関する事項は、「愛知学院大学入試センター」で一括対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

入学者選抜に係る課題として、本学の教育課程は歯科衛生学に特化しており、生物科学系の学問体系であるにもかかわらず、選抜科目が「英語」または「国語」となっており理系科目が不得意な学生が見受けられることが挙げられる。そのため、多様な学生を受け入れるためにも、「数学」「理科」も選抜科目として加えるような見直しや、複数科目による選抜が必要であると思われる。また、多様な選抜方法により入学者を受け入れているが、教育課程における学習成果について 2017-2025 年度入学生の 1 年次では、指定校推薦入学者が A0、公募制推薦 A、中期試験入学者よりも有意に成績が高く、前期試験 A 入学者が中期試験入学者よりも有意に成績が高かった現状がある。また、2017-2024 年度入学生の 2 年次では、指定校推薦入学者が中期試験入学者よりも有意に GPA が高い現状がある。入学者選抜方法による国家試験の不合格者の偏りはないものの、今後はさらにデータを集積して、入学選抜方法や募集定員などの課題を改善していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

令和 7(2025)年度入学選抜から、男子学生も募集したがこれまで男子の受験生はいなかった。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

[提出資料]

3. 2025 学生ガイド（学生生活ガイド/履修要項/講義概要）
5. 愛知学院大学 大学案内 2025
14. 愛知学院大学 大学案内 2026
22. 愛知学院大学 入試ガイド 2025
23. 愛知学院大学 入試ガイド 2026

26. 愛知学院大学 2025 入学試験要項
27. 愛知学院大学 2026 入学試験要項
28. 愛知学院大学 2025 年度入学手続要項
29. 愛知学院大学 2026 年度入学手続要項

[提出資料-規程集]

15. 愛知学院大学短期大学部 I R・キャリアサポート室運営規程
44. 愛知学院大学応急奨学金規程
45. 愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金規程
56. 在職者等診療料金減免内規
91. 愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部障害学生支援に関する規程
94. 愛知学院大学短期大学部メンタルヘルスサポートチーム運用規則
113. 愛知学院大学短期大学部学生表彰規程
114. 愛知学院大学短期大学部学生表彰規程に関する申合せ
115. その他表彰の選考基準

[備付資料]

7. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 5（2023）年度）
8. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 6（2024）年度）
9. 就業状況アンケート調査書及び経年比較（令和 7（2025）年度）
13. 卒業生アンケート（令和 5（2023）年度）
14. 卒業生アンケート（令和 6（2024）年度）
15. 卒業生アンケート（令和 7（2025）年度）
26. 学生生活アンケート（令和 5（2023）年度）
27. 学生生活アンケート（令和 6（2024）年度）
28. 学生生活アンケート（令和 7（2025）年度） <https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/>
59. 卒業生就職先一覧（令和 5（2023）年度）
60. 卒業生就職先一覧（令和 6（2024）年度）
61. 卒業生就職先一覧（令和 7（2025）年度）
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/ir/employment/>
71. 入学前教育関係書類（令和 6 年 3 月）2024 年度生用
72. 入学前教育関係書類（令和 7 年 3 月）2025 年度生用
73. オリエンテーション関係書類（令和 7（2025）年度）
74. 愛知学院大学応急奨学生募集要項等
75. 愛知学院大学開学 50 周年記念奨学生募集要項等
76. 愛知学院大学災害共済会
77. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）
78. 令和 7 年度日本学生支援機構（奨学金）
79. 2025 年度 歯学・薬学図書館情報センター日・祝日会館予定表（楠元）

80. 学生カード（令和7（2025）年度）
81. 進路登録票（令和7（2025）年度）
82. 就職ガイド2025
83. 楠元祭パンフレット2025

〔区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

<区分 基準Ⅱ-D-1の現状>

本学では、入学前から入学試験情報に加え授業や学生生活についての情報を提供している（提出資料-5、14、22、23、26～29）。

入学手続者に対しては、入学前教育として令和5（2023）年度入学生までは、歯科に限らず広く健康・医療等に関係する新聞記事の中から、興味を持った記事を取り上げ、それについてレポートにまとめて提出し（備付資料-71）、教員が添削した後、学生に返却していた。令和7（2025）年度入学生からは、入学後に必要な国語力や医療系学部生に必須となる生物、化学、物理などの基礎的学力の低下と学習意欲の低下を解決する目的で、映像授業と演習課題を活用した入学前教育に変更した（備付資料-72）。これによって、入学後の授業に必要な基礎知識についての情報を提供している。また、入学式前日には学科長による「大学での学習について」をはじめ、担任、副担任によるそれぞれの専門科目のミニ講義や警察署による安全管理講習を行い、さらに入学後の授業や学生生活についての情報を提供している。

入学式終了後には、入学者と保護者に対して教員紹介を行い、入学式翌日には、新入生を対象としたオリエンテーションを実施し、建学の精神、カリキュラム、授業、試験、証明書・奨学金等の事務的な連絡、図書館の利用方法などについて説明し、学習や学生生活についての情報を提供ならびに学内案内を行っている（備付資料-73）。新2、3年生には、3月下旬にそれぞれの学年に合わせた内容で学年担任、副担任、事務職員によるオリエンテーションを行っている。特に新3年生には、卒業研究のための文献検索方法などの説明も実施している。オリエンテーションでは、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目選択のためのガイダンス等も行っており、「学生ガイド」にも掲載されている（提出資料-3）。さらに、各科目においても同様に学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法を明示している。また、「学生ガイド」を発行し、「Web CampusⅢ」やMicrosoft Teams、愛知学院大学公式アプリによる学習支援のための印刷物等を配信している。

学生への履修および卒業に至る指導・支援については、1年生と2年生では、約20～25名の学生に対して一人の基幹教員がチューターとして学習支援にあたっている。さらに、3年生では約10名の学生に対し一人の基幹教員が「卒業研究」を指導すると共に、チューターとして国家試験に対する個別の学習支援も行っている。

学習上の悩みなどの相談については、学年担任や副担任が相談の窓口になっている。特に、副担任は全て歯科衛生士資格を有する教員であり、歯科衛生士をめざす学生にとって身近な存在として、適切な助言を行う体制を構築する上で重要な役割を担っている。各学年のチューターも学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対する補習授業等は、歯科衛生士専門科目より重視している。個別の指導・相談は随時行い、授業欠席者に対しては本人からの申し出により、補講を実施している。

進度の速い学生や優秀な学生に対する特別な授業は実施していないが、各教員がオフィスアワーや時間外に学習意欲のある者に対応して、学習上の配慮や学習支援を対面やMicrosoft Teams のチャット機能を利用して遠隔でも行っている。

本学には通信による教育を行う学科・専攻課程はないが、卒業研究論文や専攻論文等の指導では、添削等による指導を実施する学習支援体制を整備している。

本学にはキャンパス内に「歯学・薬学図書館情報センター」があり、学内の歯学、薬学、短期大学の授業予定に沿って開館日や開館時間の調整を行い、一部開館時間の延長や日曜祝日での開館を実施している（備付資料-79）。歯学・薬学図書館情報センターでは、新入生オリエンテーションで図書館の利用方法などについての説明を行うとともに、文献や書籍など学習資料の検索などに関して適切なアドバイスを行い、学生の学習成果の獲得のための支援を行っている。さらに、図書館の利用情報はホームページでも閲覧できるよう対応している。教職員は、学生の自主学習や卒業研究のために図書館の利用を推奨し、学生の利便性を向上させている。

学生の海外への派遣（長期・短期）は行っていない。留学生は、授業を理解する日本語能力がある留学生を受け入れる制度があり、令和5（2023）年度は1名在籍していたが、令和7（2025）年度は在籍していない。なお、本学から留学生を派遣する制度はない。

1年生、2年生では学習成果の獲得状況として履修した科目の成績、学年ごとのGPA分布の分析、3年生では臨床実習の成績と国家試験対策時に実施する模擬試験成績等を数値化し、それらの量的・質的データに基づき、IR・キャリアサポート委員会、教学委員会、教授会、国家試験対策委員会等で学習支援方を点検している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

学生の生活支援は、学生情報を正確に把握して（備付資料-80）、学科長、教務主任、教授、准教授、講師から構成される教学委員会が中心となり、各種委員会、学年担任・副担任やチューター制度を包括し組織的に担っている。

クラブ活動は、本学独自のクラブ（アミューズメントサークル、キャリア対策研究会、健康サポートクラブ、口腔ケア研究会、公衆歯科衛生研究会、歯科医療史研究会、スポーツ愛好会、創作サークル、地域ボランティア部）の他、愛知学院大学全てのクラブに所属できる体制を整えている。各クラブには、基幹教員が顧問として活動を支え、本学後援会よりクラブ費の助成を受けている。また、令和5（2023）年までは、6月初旬に同キャンパス内にある愛知学院大学歯学部（以下、歯学部）・愛知学院大学薬学部（以下、薬学部）・歯科技工専門学校（以下、技工専門学校）と共催して2日間開催されていた学祭（楠元祭）で、歯学部、薬学部の学生と一緒にクラブ活動のイベントに参加していた。令和2（2020）年度から令和

4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により中止となっていたが、令和5(2023)年度は、3年ぶりに楠元祭を開催した。令和6(2024)年度より本学事務室が楠元キャンパスに設立した学祭実行委員の学生を支援して、授業終了後からの3時間にて開催している。令和7(2025)年度は学内関係者限定で約1,000名の在校生や教職員が参加し大盛況であった(備付資料-83)。

学生の休息のための施設として、短期大学部棟2階にマグネットラウンジ(談話室)を設置している。ここには、清涼飲料水等の自販機、電子レンジが常置され、昼食、授業後の自主学習、クラブ活動の交流、打ち合わせなど、学生の様々な活動や交流に活用できるようになっている。同フロアには洗口コーナーも設置しており、学生が昼食後にブラッシングができ、職業意識を高めて口腔の健康を維持できるように配慮されている。その他、薬学部、歯学部と共有できるスペースとして、薬学部棟1階には学生ホールがあり、清涼飲料水等の自販機を常置しており、昼食や学生同士の交流に利用されている。また、ITサポート室が令和5(2023)年度より開設され、Microsoft Teams 関連のサポート支援などを行っている。4号館1階のカフェテリアには食堂がある。なお、これらの施設を混雑することなく利用できるように、学生数の多い薬学部とは授業時間をずらし、昼休み時間が重ならないように工夫している。歯学部棟1階には文房具や歯科用器材等を販売する売店が設置され、歯学部、薬学部、短期大学部、技工専門学校の学生が共同利用している。

本学には学生寮はないが、本学が所在する地区には、多数のアパートメントがあり、毎年下宿を希望する学生には、事務室より不動産会社を通じて紹介している。また、ホームページ上からも検索できるようになっている。本学の最寄り駅である地下鉄本山駅に隣接してスーパーマーケットや、書店、ドラッグストア、飲食店などがあり、下宿学生にとって快適に日常生活を送ることができる環境が整っている。

本学は、地下鉄本山駅から徒歩5分の交通至便な所に位置し、多くの学生は地下鉄を利用して通学している。また、キャンパス内には駐輪場を設けており、自転車、バイク等を利用する学生の交通便宜を図っている。しかし、学生のための駐車場はなく、自家用車での通学は禁止している。

本学では新入生を対象とした特待生制度(新入生特待)を設けており、前期試験Aと共通テスト利用試験I期の受験者で、入学試験成績の得点率が70%以上の者を対象に1年次の入学金、施設資金、教育充実費、授業料を免除、2年次以降も上位10%以内の場合には、特待生として奨学金を給付している。また、本学独自の奨学金制度として、①「愛知学院大学応急奨学金」(提出資料-規程集44)(備付資料-74)と②「愛知学院大学開学50周年記念奨学金」(提出資料-規程集45)(備付資料-75)がある。①は、過去1年以内の家計急変により学業の継続が困難になった者を対象とし、在学期間中1回限り50万円の支給としている。②は、学業成績優秀かつ、経済的理由により修学が困難と認められた者などを対象とし、当該年度学納金納付時に30万円を学納金の一部として振替支給している。その他に、日本学生支援機構奨学金(備付資料-78)、都道府県・市町村・諸団体奨学金を受けることが出来るよう配慮している。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアについては、同キャンパス内に「保健室」が開設されており看護師が常駐している。また、「学生相談室」を毎週月曜日から金曜日に開いてお

り、予約制で公認心理師の資格を持つ専門のカウンセラーが担当し、学業や進路、病気等についての相談事項の対応を行っている。さらに、メンタルヘルスサポートが必要な学生がいた場合、必要に応じて、短期大学部独自の組織として、教学委員会の下部組織である「メンタルヘルスサポートチーム」を立ち上げ、支援を行っている（提出資料-規程集 94）。

本学のあるキャンパスから徒歩圏内にある末盛キャンパスには「愛知学院大学歯学部附属病院」がある。附属病院には歯科だけでなく、医科外来（内科・外科・耳鼻咽喉科など）もあり、学生の受診が可能となっている。附属病院は、受診した本学学生を含む愛知学院大学のすべての学生に対して受診料が半額となる制度を設けており、受診しやすい体制が整っている（提出資料-規程集 56）。

2年次より臨床・臨地実習があることから、1年次にB型肝炎・風疹・麻疹・水痘・ムンプスなどの血液抗体検査を行い、感染予防のため、外部医療機関等と連携しワクチンの予防接種を行っている。なお、インフルエンザワクチンの接種については任意としている。

また、本学では、安全な学生生活を送ることができるように安全面にも万全を期している。大学生になると行動範囲も広くなり、身の回りの危険も増大することが考えられる。さらに臨床・臨地実習中による「針刺し事故」「器物損害」など保険対象となる傷害・事故・対人・対物賠償などの発生が考えられるため、入学時より全員保険に加入をしている。これには、本学独自の「愛知学院大学災害共済会」（備付資料-76）と「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」（備付資料-77）の2つがあり、賠償責任が補償されている。

短期大学部を含めキャンパス内のすべてが校舎内禁煙となっている。令和5（2023）年度では、屋外には喫煙場所が設置されていたが、敷地内全てを禁煙とする完全禁煙を望む声が大きく令和6（2024）年4月よりキャンパス内全域禁煙となった。喫煙と口腔疾患の関連は明確であり、歯科衛生士は口腔疾患を予防するために禁煙指導を行う立場にあるため、歯科衛生士をめざしている学生に対して、禁煙教育も定期的実施している。本学は令和8（2026）年度より実行する『禁煙宣言』を作成した。

学生生活に関する学生の意見や要望は、事務室前に意見箱を設置してあり、随時申し出ることが可能である。また本学では、学生生活の現状をつかみ、学生がより充実した生活を送ることができるように、毎年「学生生活アンケート」を行っている（備付資料-26～28）。学生生活アンケートは、1. 基本情報、2. 通学状況、3. 大学生生活、4. 学外活動、5. 進路・満足度、6. その他の6項目46問である。令和7（2025）年度は昨年度と一部選択肢を変更した。さらに、令和6年（2024年）4月から楠元キャンパスが敷地内禁煙となったことから、敷地内禁煙に関する設問を削除した。アンケート結果は、図表と共に報告書としてまとめ、IR・キャリアサポート委員会、教学委員会および教授会で検討している。令和7（2025）年度実施のアンケートでは、学生生活の充実度は、「充実している」が78.0%、「充実していない」が3.4%、「どちらとも言えない」が18.6%であり、「充実している」学生が「充実していない」学生の約23倍という結果であった。学年別に見ると、「充実している」学生の割合は1年生78.0%、2年生は72.0%、3年生89.0%であり、最高学年では充実度は高くなっていた。「充実していない」学生は1年生2.0%、2年生3.0%、3年生は1.0%と低い値を示した。開講されている科目の種類や内容に関する満足度については、「満足している」、「ほぼ満足している」を合わせると、1年生80.0%、2年生70.0%、3年生77.0%であり、全学年とも高い

満足度を示している。

令和5（2023）年度は、本学に留学生が1名在籍し、学修（日本語教育等）と生活面については特に問題なく過ごした。令和7（2025）年度の留学生は在籍していない。今後、支援の必要な留学生が入学した場合に備え、支援できる体制について検討していく必要がある。

また、本学には、社会経験を有する意欲を持った入学希望者に対して社会人入学制度を設けているが、短期大学部には社会人学生の学習を支援する体制は整っておらず、今後検討が必要である。

現在、愛知学院大学および短期大学部障がい学生支援指針（ガイドライン）（提出資料-規程集 91）に従い、障がい学生を受け入れるための修学・学生生活等の支援体制の整備を検討中である。すでに学内には、障がい者専用トイレ、車椅子で移動するためのスロープ、鏡と手すりがあるエレベーターなどは設置している。

本学は長期履修生を受け入れる制度はないが、歯科衛生学科では3年の履修期間に対して6年間の在籍（休学期間を除く）を認めている。この履修期間内に所定の単位を履修出来ずにこれまで除籍処分になった学生はいない。

学生の社会的活動は、歯と口の健康週間に際して、歯科保健指導活動として、幼稚園には専攻科生、小学校には2年次と専攻科学生が参加協力している。また、保健所での歯科保健指導や介護施設などで口腔ケアなどの実習を通して地域社会に貢献できるようにカリキュラム編成され、学習成果として積極的に評価している。

また、ボランティア活動も積極的に評価しており、1)「世界禁煙デー」活動として、毎年5月に本学の健康サポートクラブの学生が参加した。2)日進市と愛知学院大学健康科学部（健康科学科と健康栄養学科）および愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科の共催で地域の高齢者の「フレイルと認知症」を予防することを目的とした「アクティブシニア倶楽部」への参加として公衆歯科衛生研究会の学生が毎年10月に活動した。3)区社協が名古屋市から委託を受けている「高齢者はつらつ長寿推進事業」にて令和7（2025）年は、上半期（4月～9月）の「健康や生活に関する講座」を専攻科学生10名が担当した。6)令和5（2023）年10月にカンボジアの孤児院と小学校での歯科ボランティア活動に希望者が参加し、その後、学生有志が、くっくま孤児院児童への支援物資を集め、2度、送付している。令和6（2024）年度は、くっくま孤児院児童が、名古屋に来訪し、学生と交流を図った。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

本学では、学生の就職支援を円滑に進めるための組織としてIR・キャリアサポート委員会（提出資料-規程集 15）を設置している。この委員会は、「IR・キャリアサポート委員会規程」に則り、教務主任、実習主任、学科より選出された基幹教員、専任職員で構成されており、委員長の招集により1か月に1回定期的に開催している。

2年生の3月頃と3年生の5、6、10月頃には就職担当事務職員と業者による就職ガイダンスを実施し、見学・面接の受け方等のマナーや履歴書の作成方法を含め、学生に対する支

援・指導を行っている。10月の就職ガイダンスでは、歯科診療所、病院歯科など就職先の異なる卒業生による就職体験談を聞く機会を設けている（備付資料-82）。

就職支援のため、就職情報の提供と個別面談等の専門的な就職指導を行う施設として、「IR・キャリアサポート室」を設け、担当教員と就職担当事務職員が相談対応している。「IR・キャリアサポート室」で紹介する求人は、歯科衛生士の求人票が多くを占めている。求人票は受付順と勤務地別に分けてあり、同時に閲覧できるよう複数のファイリングに配慮している。また、過去の求人票も参考資料として閲覧できるようにしている。「IR・キャリアサポート室」では、見学・面接の受け方・電話のかけ方・履歴書の書き方等の就職活動に関する助言指導を個別に行っている。また Teams にていつでも求人票の検索を行うことができるようにしている。病院、行政、企業の求人については、3年生全員に直接情報提供している。さらに、卒業生が記入した就職活動体験報告書を「IR・キャリアサポート室」に常置し、就職活動の参考資料としている。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援については、本学は歯科衛生士養成機関であり、歯科衛生士国家試験合格が就職のための資格取得にあたる。歯科衛生士国家試験に向けた教育支援として、3年次秋学期には、「口腔保健特論演習 1・2」において全科目毎の担当者の授業、本学教員作成の模擬試験、外部業者の模擬試験や質疑応答時間の設定などを行い、学生の歯科衛生士国家試験合格の支援を行っている。

就職状況は、学生個人の就職先（備付資料-59～61、81）に加え、学科・専攻科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討している。さらに、卒後1年以内の者を対象にした「卒業生アンケート」とその就職先を対象にした「就業状況アンケート」を実施し、分析・検討して、学生の就職支援に活用している（備付資料-7～9、13～15）。令和5（2023）年度からは、卒後2年目の卒業生とその就職先も対象に加えた。

4年制大学や歯学部への編入や専攻科への進学を希望する学生に対しては、学年担任、IR・キャリアサポート委員および事務職員が進学に対する支援を行っている。なお、本学から留学生を派遣する制度はない。また3年生のチューター担当教員や、IR・キャリアサポート委員以外の教員も個別に相談支援にあたる体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

本学では、キャンパス内に「歯学・薬学図書館情報センター」があり、歯学部、薬学部、短期大学部、技工専門学校教職員の教職員、学生、大学院生および卒業生が利用できる施設となっている。歯科学・歯科衛生学に関する蔵書は充実しており、学習のための資源として充分であるが、学生は、「歯学・薬学図書館情報センター」を勉強場所としてのみ利用することが多く、必ずしも豊富な資源が有効に利用されていないと思われる。本学学生が学習資源を身近にし、有効利用するための工夫が課題である。

本学では、ほとんどの講義・実習科目が必修となっており、ほぼ毎日1時限から4時限まで、必修の講義・実習が組まれていて、学生が自主的に科目を選択する余地が極めて狭い。特に、4年制大学で実施されているようなリベラルアーツのための自由選択科目は、ほとんどないことが課題である。

本学には、学生のボランティア活動を支援する体制が十分に整っていないことが課題で

ある。地震・台風・水害などの災害で設置される避難所での支援として、口腔ケアボランティアの必要性が指摘されている。専攻科生には歯科衛生士として、本科学生には補助者として、口腔ケアボランティア活動への取り組みを後押しする体制を検討する必要がある。また、歯科衛生士に関連ない社会貢献としてのボランティアも広く奨励する方法として、令和 7 (2025) 年度から「ボランティア表彰制度」を設けた。(提出資料-規程集 113~115)

進路については、本学専攻科への進学を除き、卒業生の 90%以上が病院・歯科診療所等に歯科衛生士として就職している。しかし、希望して就職したにも関わらず、就職先を早期に離職する者が若干見受けられることが課題である。学生には社会人としての自覚を促し、就職活動においては、給与や勤務時間などの条件だけではなく、職場環境に関する情報収集も促すよう支援していく必要があると思われる。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

学生支援の仕組みとして、学年担任制度があり、専任の教授が各学年の担任を、専任講師が副担任を受け持っている。また、担任制度には組み込まれていないが、主に実習担当の助教と助手も随時学生支援に参画している。教務・学生関係の事務職員も随時相談対応する体制を整えている。以上のように、学年担任を中心として副担任やその他の教職員とともに学生からの相談を受ける努力を惜しまず行っている。さらに、学年担任・副担任が中心となって、学生の講義・実習への出席状況や欠席理由(病欠など)の情報を収集し、教員同士で共有して、出席日数不足による定期試験受験資格を喪失しないように学生へ注意喚起等を行っている。

本学にはチューター制度もあり、担当教員が学期末の成績配布を対面かつ個別に行い、学習状況の確認指導や生活指導を実施している。

しかし、近年増加している個々の学生のメンタル的な問題については、本人からの相談などが無い限り、教員が把握し支援することは困難な場合も多い。そこで担任は、実習において直接学生と関わることが多く、学生にとって身近な存在であり学生の日常的な変化も把握しやすい副担任や助教、助手と常に連携をとり支援体制を整えている。また、必要に応じてメンタルヘルスサポートチーム(提出資料-規程集 94)を立ち上げて対応している。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

科目ごとに試験を実施し、学習成果の獲得状況が評価されている。さらに、学生への授業アンケートによる授業評価を講義・実習終了時までを受けており、授業改善に活用している。また、入学者に対して、入学前教育、入学後のオリエンテーションの実施等、様々な内容についての情報提供を行い、入学後の学生生活の円滑化のために組織的な運営を行っている。

学生支援では、学年担任、チューター等の支援体制を整え、学習支援や生活支援を重視している。さらに学生への健康管理に対して、同大学附属病院への受診体制、保健室、学生相談室、メンタルサポートチームを整備し、支援体制を強化している。

教育課程の改善に向けた取り組みとして、臨床実習の充実や多職種連携教育(IPE)の導

入が進められており、歯科衛生士としての実践的な能力を高めることを目的として行っている。また、卒業研究を通じて、学生が主体的に学び、問題解決能力を養うことを目的として、少人数教育の導入により、教員との密なコミュニケーションを図りながら、専門知識の習得を深める環境を整えている。さらに、歯学部附属病院での臨床実習を通じて、より高度な専門的知識や技術を修得できるカリキュラムとなっており、歯科医療現場での実践力を強化することを目指している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「歯学・薬学図書館情報センター」の活用を促していく。現時点では、学習室として利用している学生が図書の利用をしている学生よりも多いのが現状であり、豊富な資源が有効に利用されていない。このセンターは、歯学部、薬学部の教員、大学院生も利用する施設であるため、ジャンル別に高度な専門書と本学学生向きの書籍が同列に混在して陳列してある。さらに、歯科衛生学よりも歯科医学の専門書の方が圧倒的に目立つため、本学学生には近寄りやすい印象を与えている可能性がある。そこで、今後は、歯科医学の専門書とは別に本学学生向けの歯科衛生学関連の書籍を集めて陳列をするなどの提案を、本学から「歯学・薬学図書館情報センター」に行っていく。

本学では、ほとんどの時間が必修の講義・実習科目に当てられており、学生が自主的に科目を選択する余地は極めて狭いカリキュラムとなっている。学生は歯科衛生士を目指して入学してくるため、必修の講義・実習科目が多く、自由選択科目を増やすことは、容易ではない。しかし、現在、選択科目を組み込んだ授業についてのカリキュラムの変更が決定している。

本学では、学生のボランティア活動を支援する体制は整っていない。さまざまな災害が起きている日本において、歯科衛生士をめざす学生として、地震・台風・水害などの災害時に設置される避難所での口腔ケアボランティア活動への取り組みなどについても検討が必要である。今後、歯学部、歯科医師会、歯科衛生士会、行政機関など他の組織とも協議して、検討を行っていく。

進路指導については、現在、全体での就職ガイダンスの実施、個別対応としては、「IR・キャリアサポート室」での、求人情報の提供、履歴書の書き方の指導、面談時の注意点の指導などを行っている。就職希望者の就職率は例年100%であるが、就職先を早期に離職する者が見受けられるのが課題である。このため、就職ガイダンスへの出席率の向上、ガイダンスの内容の改善、利用者の少ない「IR・キャリアサポート室」の利用状況の改善を行う。具体的には、これまで内定者は欠席していた就職ガイダンスへの全員出席を徹底し、ガイダンスでは、求人票の見方、見学時のポイント、面談時の質問事項など、内定先とのミスマッチによる離職防止につながる内容を詳細に説明する。「IR・キャリアサポート室」の利用者を増やすために、入り口に案内版を設置し、学生が利用しやすくなるような工夫を検討する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

[提出資料]

2. 愛知学院大学短期大学部学則
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>
3. 2025 学生ガイド (学生生活ガイド/履修要項/講義概要)
16. 教授会議事録 (令和 5 (2023) 年度)
17. 教授会議事録 (令和 6 (2024) 年度)
18. 教授会議事録 (令和 7 (2025) 年度)
19. 令和 7 (2025) 年度開講科目担当者表 (歯科衛生学科)
<https://tandai.agu.ac.jp/life/class/>

[提出資料-規程集]

1. 学校法人愛知学院事務組織規程
2. 学校法人愛知学院事務分掌規程
3. 学校法人愛知学院事務決裁規程
4. 愛知学院文書取扱規程
5. 愛知学院公印規程
10. 愛知学院大学短期大学部カリキュラム小委員会規程
11. 愛知学院大学短期大学部教学改革推進室運営規程
12. 愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会規程
13. 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント規程
14. 愛知学院大学短期大学部教学委員会規程
15. 愛知学院大学短期大学部 I R・キャリアサポート室運営規程
16. 愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会規程
17. 愛知学院大学短期大学部倫理委員会規程
19. 愛知学院大学短期大学部 F D (ファカルティ・ディベロップメント) 委員会規程
20. 愛知学院大学短期大学部広報委員会規程
21. 愛知学院大学短期大学部外部評価委員会規程
23. 役員の報酬等の支給の基準
24. 愛知学院給与規程
25. 学校法人愛知学院教職員退職手当支給規則
26. 愛知学院事務系職員等選択定年退職制度規程
27. 愛知学院職員定年規程

28. 学校法人愛知学院就業規則
31. 愛知学院大学短期大学部教員資格選考基準
32. 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部非常勤講師規則
33. 愛知学院大学短期大学部職制規則
39. 学校法人愛知学院監事監査規程
40. 学校法人愛知学院資金運用規程
42. 学校法人愛知学院行動規範
49. 愛知学院大学短期大学部における研究者等の行動規範
50. 愛知学院大学短期大学部ハラスメントの防止及び処理に関する規程
53. 愛知学院大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
54. 学校法人愛知学院における公的研究費等の取り扱い規程
55. 学校法人愛知学院公的研究費等不正使用調査委員会規程
63. 調達規程
64. 愛知学院育児休業等に関する規程
65. 愛知学院介護休業等に関する規程
66. 個人研究費規程
67. 学校法人愛知学院予算取扱マニュアル
68. 学校法人愛知学院経理規程
69. 愛知学院固定資産管理規程
71. 愛知学院海外出張規程
72. 愛知学院在外研究員規程
80. 学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画
81. 愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部競争的資金に係る間接経費取扱要領
83. 愛知学院大学短期大学部奨学寄附金取扱規程
84. 学校法人愛知学院個人番号及び特定個人情報取扱規程
85. 愛知学院臨時職員規程
86. 愛知学院大学短期大学部非常勤講師通勤手当支給規程
98. 愛知学院大学短期大学部スチューデント・ヘルパー規程

[備付資料]

25. 令和 7（2025）年度自己点検・評価報告書
<https://tandai.agu.ac.jp/guide/accreditation/index.html>
45. 愛知学院大学短期大学部研究紀要＜第 32 号＞（令和 5（2023）年）
46. 愛知学院大学短期大学部研究紀要＜第 33 号＞（令和 6（2024）年）
47. 愛知学院大学短期大学部研究紀要＜第 34 号＞（令和 7（2025）年）
https://tandai.agu.ac.jp/bulletin/file/33/bulletin33_00.pdf
48. 愛知学院大学/短期大学部 FD 活動の記録（令和 5（2023）年度）
49. 愛知学院大学/短期大学部 FD 活動の記録（令和 6（2024）年度）
50. 愛知学院大学/短期大学部 FD 活動の記録（令和 7（2025）年度）

51. 学校法人愛知学院 SD 活動の記録（令和 5（2023）～令和 7（2025）年度）
84. 専任教員個人調書〔様式 22〕（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）
85. 教育研究業績書〔様式 23〕（過去 5 年間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）
86. 非常勤教員一覧表〔様式 24〕
87. 基幹教員年齢構成表（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）
88. 愛知学院大学短期大学部専任職員一覧（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）
89. 令和 6（2024）年度 外部研究費採択一覧
90. 令和 7（2025）年度 外部研究費採択一覧
92. 学校法人愛知学院例規集（冊子）
93. 学校法人愛知学院例規集 <https://kth-kh.dl-law.com/auth/smlogin143.jsp>
94. APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）教材一覧（令和 6（2024）年度～）

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。〕

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は、短期大学部学則第 60 条（提出資料-2）に従い、現在は学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手で編制している。学長は、愛知学院大学学長を兼ねており、また、基幹教員の一部は専攻科教員、歯学部教員等を兼担している。

令和 7（2025）年 4 月現在の基幹教員は、短期大学部基幹教員 16 名（助教以上 15 名、内教授 5 名）（備付資料-84）、年齢構成は 60 歳代が 6 名（37.5%）、50 歳代が 3 名（18.8%）、40 歳代が 2 名（12.5%）、30 歳代が 1 名（6.3%）、20 歳代が 4 名（25.0%）、平均年齢は 49.5 歳である（備付資料-87）。短期大学設置基準に定める教員数 13 名と教授 4 名を充足すると共に、歯科衛生士学校養成所指定規則に定める教員数と資格である、13 名の歯科医師または歯科衛生士の配置基準を充たしている。また、基幹教員は学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等（備付資料-84、85）について、短期大学設置基準の規程を充足している。短期大学部と歯科衛生学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づきそれぞれの分野に卓越した教員配置のため、基幹教員のほか、同一法人の愛知学院大学の教員である兼担教員 18 名、非常勤講師 14 名を配置している（備付資料-86）。実習科目については、教育課程編成・実施の方針に基づき歯科衛生士免許を有する臨時職員（実習助手）7 名を指導補助者として配置して適切に実施している。さらに、愛知学院大学歯学部附属病院の臨床実習指導者（歯科医師・歯科衛生士・看護師・放射線技師・言語聴覚士）31 名を配置して実践的な教育を補助教員と共に行っている。非常勤講師は、学位、研究業績、教育歴、職歴等、短期大学設置基準の規定に準じた者を教授会の議（提出資料-16～18）を経て採用している。また、本学基幹教員については、就業規則（提出資料-規程集 28）ならびに短期大学設置基準に基づいた「愛知学院大学短期大学部教員資格選考基準」の規程（提出資料-規程集 31）を定めており、教員の採用、昇任の資格に関する選考は適切に管理されている。

短期大学部教員組織

令和 7 (2025) 年度基幹教員数

学科等名	基幹教員					計
	教授	准教授	講師	助教	助手	
歯科衛生学科	5	3	4	3	1	16
専攻科 (兼任)	(5)	(3)	(4)	(3)	0	(15)
(合計)	5	3	3	3	2	16

※ (専攻科教員は歯科衛生学科基幹教員が兼任)

※本学の基幹教員の令和 7 (2025) 年度主要担当科目一覧を示す。

氏名	職位 (免許)	主要担当科目
渥美 信子	教授 (歯科医師)	小児と歯科、高齢者・障害者と歯科、臨床歯科総論、 歯科診療補助論、歯科診療補助論実習、歯科診療補助 論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実 習Ⅲ、歯科診療補助論実習Ⅶ、臨床実習 2、歯科医療 管理学、卒業研究
稲垣 幸司	教授 (歯科医師)	歯科衛生士論、歯周疾患と対応、臨床歯科総論、歯科 診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅵ、歯科診療補 助論実習Ⅶ、歯科英語、口腔保健特論演習 2、臨床実 習 1、臨床実習 2、先端歯科医療学、歯科医療管理学、 卒業研究
犬飼 順子	教授 (歯科医師)	健康とその増進、口腔の健康とその増進 1、口腔の健 康とその増進 2、社会制度と歯科・歯科と歴史、歯科 と統計手法、栄養支援論実習、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 1、歯科医療管理学、卒業研究
小出 龍郎	教授 (医師)	健康の科学、臨床歯科総論、歯科医療管理学、医学概 論、卒業研究
内海 倫也	教授 (歯科医師)	人体の構造、細胞の構造と働き、歯と口腔の構造、臨 床歯科総論、口腔保健特論演習 1、卒業研究
相原 喜子	准教授 (歯科衛生士、 言語聴覚士)	歯科衛生士論、高齢者・障害者と歯科、歯科診療補助 論実習、歯科診療補助論実習Ⅲ、歯科診療補助論実習 Ⅵ、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 1、口 腔保健特論演習 2、歯科医療管理学、卒業研究
近藤 久貴	准教授 (歯科医師)	人体と口腔の感染と免疫、人体と歯科の薬物、人間と 生物、卒業研究
鈴木 一吉	准教授 (歯科医師)	学習とその支援、硬組織疾患と対応、歯髄疾患と対応、 臨床歯科総論、歯科診療補助論実習Ⅳ、歯科診療補助 論実習Ⅶ、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 2、歯科医療管理学、先端歯科医療学、卒業研究

後藤 君江	講師 (歯科衛生士)	歯科衛生士論、歯科予防処置論実習、歯科予防処置論実習Ⅰ、歯科予防処置論実習Ⅱ、歯科予防処置論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習Ⅳ、歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、歯科診療補助論実習Ⅳ、歯科診療補助論実習Ⅴ、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 2、卒業研究
新野 麻里	講師 (歯科衛生士)	歯科衛生士論、歯科保健指導論実習、歯科保健指導論実習Ⅰ、歯科保健指導論実習Ⅱ、栄養支援論実習、歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、歯科診療補助論実習Ⅳ、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 2、卒業研究
原山 裕子	講師 (歯科衛生士)	人の行動と心理、歯科衛生士論、歯科予防処置論、歯科予防処置論実習、歯科予防処置論実習Ⅰ、歯科予防処置論実習Ⅱ、歯科予防処置論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習Ⅳ、歯科診療補助論実習Ⅴ、歯科診療補助論実習Ⅵ、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 2、卒業研究
古川 絵理華	講師 (歯科衛生士)	歯科衛生士論、歯科保健指導論、栄養支援論実習、歯科保健指導論実習Ⅰ、歯科保健指導論実習Ⅱ、歯科保健指導論実習Ⅲ、歯科保健指導論実習Ⅳ、歯科診療補助論実習Ⅴ、歯科診療補助論実習Ⅵ、臨床実習 1、臨床実習 2、口腔保健特論演習 2、卒業研究
上田 祐子	助教 (歯科衛生士)	歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習、歯科予防処置論実習Ⅰ、歯科予防処置論実習Ⅱ、歯科予防処置論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習Ⅳ、歯科診療補助論実習Ⅴ、歯科診療補助論実習Ⅵ、臨床実習 1、臨床実習 2
辻 優依	助教 (歯科衛生士)	歯科衛生士論、歯科保健指導論実習、歯科保健指導論実習Ⅰ、歯科保健指導論実習Ⅱ、歯科保健指導論実習Ⅲ、歯科保健指導論実習Ⅳ、歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅴ、歯科診療補助論実習Ⅵ、栄養支援論実習、臨床実習 1、臨床実習 2、卒業研究
渡邊 幸慧	助教 (歯科衛生士)	歯科衛生士論、高齢者・障害者と歯科、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、歯科診療補助論実習Ⅳ、歯科診療補助論実習Ⅴ、歯科診療補助論実習Ⅵ、歯科診療補助論実習Ⅶ、歯科診療補助論実習Ⅷ、臨床

		実習 1、臨床実習 2、卒業研究
野中 麻衣	助手 (歯科衛生士)	歯科診療補助論実習、歯科診療補助論実習Ⅰ、歯科診療補助論実習Ⅱ、歯科診療補助論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習、歯科予防処置論実習Ⅰ、歯科予防処置論実習Ⅱ、歯科予防処置論実習Ⅲ、歯科予防処置論実習Ⅳ、歯科診療補助論実習Ⅶ、歯科診療補助論実習Ⅷ、臨床実習 1、臨床実習 2

(提出資料-19) (備付資料-88)

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

基幹教員の研究活動（著書・論文発表・学会活動・講演活動等）は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、学生教育に反映できるよう担当科目の専門分野において、個人のみならず学内外との共同研究も行い成果を上げている。その成果は、毎年、自己点検・評価報告書に記載し、公表している。さらに毎年本学が発行している研究紀要（備付資料-45～47）や学会誌等に公表している。

基幹教員は、科学研究費や外部研究費の申請をしており、令和 5（2023）年度は外部研究費を 2 名 3 件が採択され、令和 6（2024）年度は、外部研究費を 7 名 5 件（内訳、受託研究費 4 名 1 件、奨学寄附金 4 名 4 件）が採択、令和 7（2025）年度は、外部研究費を 5 名 7 件（内訳、科学研究費 3 名 3 件、奨学寄附金 4 名 4 件）が採択されている。（備付資料-89、90）。

本学の研究活動については、「個人研究費規程」（提出資料-規程集 66）による研究費の助成のもと、研究活動に対する行動規範、「愛知学院大学短期大学部における研究者等の行動規範」（提出資料-規程集 49）とともに、「愛知学院大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（提出資料-規程集 53）を整備・遵守している。

さらに、学校法人愛知学院による研究費の取り扱いに関する規程である、「学校法人愛知学院における公的研究費等の取り扱い規程」、「学校法人愛知学院公的研究費等不正使用調査委員会規程」、「学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画」、「愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部競争的資金に係る間接経費取扱要領」、「愛知学院大学短期大学部奨学寄附金取扱規程」（提出資料-規程集 54、55、80、81、83）を遵守している。

「愛知学院大学短期大学部倫理委員会規程」（提出資料-規程集 17）は、平成 29（2017）年度に整備し、規程を遵守・運用し研究倫理審査を行っており、研究倫理に則り適正な研究活動に努めている。

また、基幹教員の研究倫理を遵守するため、定期的な研究倫理研修 e ラーニングを令和 6（2024）年度より開始した。（備付資料-94）。

教員の研究成果を発表する機会として、学内では研究紀要を毎年 1 回発行している（備付

資料-45~47)。学外では日本歯科衛生学会、日本歯科衛生教育学会、日本口腔衛生学会、日本歯周病学会、日本歯科医学教育学会、日本禁煙学会、日本解剖学会、歯科基礎医学会、日本公衆衛生学会等の多数の専門学会において論文投稿・学会発表する機会がある。

基幹教員が研究を行う研究室は、教授と准教授は個室を、講師、助教および助手は共有の研究室を整備している。また、共同での研究活動のために全ての基幹教員が使用できる共同研究室を設置している。さらに令和5（2023）年度には基礎的な実験のための共同実験室の設置を計画し、令和6（2024）年度より運用している。さらに令和7（2025）年度には翌年から開設する『口腔保健総合研究所』の設置について検討した。また、本学の研究活動のために愛知学院大学の他学部の研究施設や設備を共同使用することができ、特に歯学部の研究施設や設備を使用する頻度が高くなっている。

基幹教員は、研究や研修を行う時間を確保されている。全ての教員は、授業時間以外の毎日と長期休暇期間中において、業務に支障のない限り研究活動に専念できる。基幹教員の海外派遣、留学、国際会議出席等の規程は、「愛知学院海外出張規程」「愛知学院在外研究員規程」（提出資料-規程集71、72）が適用されている。

歯科衛生士の基幹教員に対しては、「全国歯科衛生士教育協議会」主催の歯科衛生士専任教員講習会の受講を本学として支援しており、「専任教員認定歯科衛生士」の認定の更新や認定取得のための講習会に積極的に参加している。また、歯科衛生士専任教員講習会には、毎年本学から講師を数名派遣しており、全国の歯科衛生士養成校の教員指導に当たっている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。】

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

短期大学部事務組織は、「学校法人愛知学院事務組織規程」（提出資料-規程集1）により責任体制が明確になっている。事務職員は、事務部長、事務長、係長、事務職員3名から成る6名（内1名育児休暇中）、臨時職員2名、派遣職員3名の総計10名で構成されており、事務部長を責任者として日常業務を行っている。事務室は、庶務係、教務係、学生係、就職係、入試係の5係体制をとっており、それぞれの係が本学の教育研究活動に関わり責任をもって業務に従事している。

庶務係は、教授会事務、公印の保守、公文書の受付・発送・整理保管、短期大学部関係規程に関する変更手続きおよび管理をし、事務関係諸規程を整備している。人事事務、経理事務、固定資産および物品の管理事務等に関する業務等を通じて基幹教員と深く関わっている。予算の申請と執行に関しては法人との折衝の中心となる等、法人関係部署と連携しながら研究支援、教育支援に大いに貢献している。

教務係は、入学、卒業、授業・単位修得、試験の実施と成績管理、講義室・実習室等の使用調整・管理、臨地実習先施設との事務連絡、補習授業等の事務管理、また国家試験関係事務手続き等に関する業務を通して教育支援と学生支援に深く関わっている。また、学生連絡については大学内の掲示はもとより、Web Campus や Microsoft Teams にて学生個人、学科

および短期大学部全体への連絡をきめ細やかに行っており、担当職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

学生係は、学籍管理（入学・休学・退学）、課外教育活動、学生証・通学証明書・学生旅客運賃割引証発行、学生の保健衛生・福利厚生、修学支援に必要となる奨学金等に関する業務を行っており、学生生活全般に深く関わっている。学生とは日常的に窓口業務を通して円滑で持続的な学生生活の基盤整備に努めている。

就職係は、就職指導・斡旋、求人先の開拓および連絡、就職・進学に関する事務を通じて、教員および学生と密接に関わっている。学生に対しては窓口業務として、就職や進学に関する相談に個別に対応し、それぞれの進路希望や特性に応じた支援を行っている。なお、併設の歯科衛生士リカレント研修センター（社会人の学び直しを目的とした研修機関）に対しては、就職斡旋等の一部業務について連携・協力を行っている。

入試係は、専攻科の入試業務（募集、試験、選考、合格手続き等）を行っている。なお、歯科衛生学科の入試に関する業務は、愛知学院大学入試センターが大学の10学部とともに一括して行っている。

いずれの係も本学の各種専門委員会との協働関係が確立しており、委員会の意向を反映した業務を心掛け、円滑な教育研究活動を支えている。また、事務の開設時間は学生の利便性を図るため、昼食時や休暇等事務職員がお互いに代務を行っている。

以上のように、事務職員は事務処理能力、学生対応能力等事務をつかさどる専門的な職能を有し、それぞれの係を分掌することでその能力を発揮している。また、専用のパソコンや愛知学院大学と同一の業務管理のアプリを導入し、学内LAN（有線・無線）を配備して事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務関係の諸規程は、「学校法人愛知学院事務組織規程」「学校法人愛知学院事務分掌規程」「学校法人愛知学院事務決済規程」「愛知学院文書取扱規程」「愛知学院公印規程」「学校法人愛知学院監事監査規程」「学校法人愛知学院資金運用規程」「調達規程」「学校法人愛知学院予算取扱マニュアル」「学校法人愛知学院経理規程」「愛知学院固定資産管理規程」（提出資料－規程集1～5、39、40、63、67～69）等多数の規程を整備している。

事務業務については、業務を遂行するにあたり事務室内に必要な情報機器、備品等が整備されており、業務の効率化と事務処理の改善が図られている。事務室には、プリンター、カラー印刷機、FAX コピー複合機、丁合機、紙折機、大型シュレッダー等の共有機器を備え、教職員が自由に使用することができ、スムーズな事務処理を可能にしている。

事務職員は、日々業務の中で各自気づいた点は、意見を出し合い常に改善に向けての修正を行っている。具体的には、令和4（2022）年度の入学式での教員紹介は、各教室で分かれて行われていたが、令和5（2023）年度には、講堂内で保護者も交えての教員紹介に変更した。また、入学式後のオリエンテーションの内容も令和6（2024）年度は入学前教育の中に分散させ、過密内容を緩和させることを計画した。その他、事務手続き等についても常に無駄を無くして、簡素化に努めているが、必ず学生への支援に支障は出ないように務めている。事務長は、業務負担のバランスに配慮しながら、日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を実施している。さらに、令和7（2025）年度からは事務室の残業時間について、令和5（2023）年度および令和6（2024）年度と比較したグラフ化（可視化）を行い、削減に向け

た取り組みを推進した。その結果、残業時間は令和5(2023)年度比で84.4%、令和6(2024)年度比で78.4%の削減を達成し、職員の働き方改革に大きく寄与した。また、令和4(2022)年度より引き続き専任事務職員1名が育児休暇を取得している状況であるが、限られた人員の中で業務の効率化と分担の見直しを進め、組織全体で協力しながら残業時間の抑制に継続的に取り組んでいる。

人事評価については、令和5(2023)年度より面談にて期首目標と期末の達成度を確認しており、当初は管理職のみの面談であったが、令和6(2024)年度より全事務所課員の人事面談を行い、業務内容や業務に関する悩み等を部署毎に確認している。

事務職員は、法人本部や愛知学院大学の関係部署と緊密な連携を行うとともに、教学改革推進委員会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会への同席により、短期大学部教員との各種情報を共有し、常に学生の学習成果の獲得が向上するように努めている。

学生の成績などに関する記録は、「愛知学院文書取扱規程」(提出資料-規程集4)に基づき、成績原簿、学生個人記録原簿、卒業台帳などの教学関係書類について、それぞれ保存期間を定め、適切に保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教員の役割および事務職員の役割について、学生には2025学生ガイドに明記している(提出資料-3)。また、事務職員の業務については事務職員規定および事務文書規定に則って業務が行われている(提出資料-規程集1~4)。担当別業務一覧は教職員に周知されており、組織図も作成されている。その他にも、短期大学部各種委員会が設置されており、「各種会議には事務職員が参加する場合もあり、教職員で情報共有をしながら連携して業務を進めている。

1. 委員会

短期大学部では「2025年度短期大学部各種委員会委員」が教授会で承認され、担当の教職員を定めている(提出資料-18)。各種委員会を設置し、国家試験対策委員会、臨床実習(臨地実習)対策委員会、専攻科委員会については、各種委員会議事録作成等のために事務担当者が同席することがある。委員会には、教学委員会、自己点検・自己評価委員会、第三者評価委員会、外部評価委員会、FD委員会、ハラスメント統括委員会、ハラスメント対策委員会、倫理委員会、広報委員会、国家試験対策委員会、臨床実習(臨地実習)対策委員会、専攻科委員会、カリキュラム小委員会が設置されており、各委員会規定に則って運営されている(提出資料-規程集10、12、14、16、17、19~21)。

教学委員会の委員は9名で構成されている。「愛知学院大学短期大学部教学委員会規程」(提出資料-規程集14)では、本学学生の教務および厚生補導に関することを審議することを目的に委員会の設置が定められている。委員の任期は2年であり、委員長は学長が指名する。また、会議の議題によっては全教員が参加する。教学委員会での決定事項は、委員長が全教員に周知している。

自己点検・自己評価委員会の委員は9名で構成されている。「愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会規定」に則って、本学の教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・自己評価に関する事項を検討・審議することを目的としている（提出資料-規程集12）。委員の任期は2年である。

第三者評価委員会の委員は8名で構成されている。委員の任期は在任中で、「愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会規定」に則って運営されている（提出資料-規程集16）。委員会は、本学における教育研究活動等の状況についての総合的な評価に関する事項を検討・審議することを目的としている。

自己点検・自己評価委員会と第三者評価委員会の委員はそれぞれ9名と8名で構成されている。委員会は、合同で開催されることが多く、委員は事務職員と連携して自己点検・評価報告書の作成に取り組んでいる。自己点検・評価報告書は、短期大学部HPにも掲載し公開している（備付資料-25）。

外部評価委員会は、「愛知学院大学短期大学部外部評価委員会規定」に則って運営されている（提出資料-規程集21）。この委員会は、愛知学院大学短期大学部に本学の教育、研究、社会貢献並びに管理運営活動等について、学外の有識者から適切な指導・助言および評価を得るために設置されている。委員は学長、学科長、愛知県歯科医師会会長、愛知県歯科衛生士会会長の4名で構成されており、委員の任期は3年である。

FD委員会の委員は8名で構成されている。「愛知学院大学短期大学部FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規定」に則って運営されている（提出資料-規程集19）。委員会は、本学の教育と研究の発展について審議検討し、資質向上を図ることを目的としている。委員の任期は2年である。

ハラスメント統括委員会は学長と学科長、事務局長から構成されており、委員長がハラスメント対策委員会の委員長を任命している。これらの委員会は、「愛知学院大学短期大学部ハラスメントの防止及び処理に関する規程」（提出資料-規程集50）に則って運営されている。令和7（2025）年度は1度も開催されなかった。

倫理委員会の委員は短期大学部内委員4名と短期大学部外学内委員が2名（歯学部1名、健康科学部1名）および、学外委員が2名（社会連携センター1名、中日本興行倶楽部1名）の計8名で構成されており、任期は2年である。「愛知学院大学短期大学部倫理委員会規定」に則って運営されている（提出資料-規程集17）。委員会は、学科に所属する研究者が行う、人を対象とした研究およびその臨床応用に対して、学科の研究倫理に関する指針に則り倫理的配慮が必要十分になされているかを評価し、これらの研究等の実施を管理する。平成28（2016）年の本学部教授会にて設置することが了承され、3年生の卒業研究や専攻科の研究、教員の研究のために、毎年倫理委員会が開催されている。令和7（2025）年度承認課題は短期大学部HP上で公開されている。

広報委員会の委員は6名で構成されており、任期は2年である。「愛知学院大学短期大学部広報委員会規定」に則って運営されている（提出資料-規程集20）。委員会は、広報活動に関することを審議し、その推進を図ることを目的としている。

国家試験対策委員会の委員は14名で構成されており、委員長および実務担当の歯科衛

生士教員はいずれも 2 年毎で交代時期が重複しないように交代している。委員は教学委員長・教務主任をはじめ、特に歯科衛生士の全教員が入っており、国家試験に向けた授業に関する実務は歯科衛生士の教員が担っている。また、担当の事務職員は国家試験対策に関わる対外的な対応や授業のサポート、委員長より依頼があった場合は委員会に参加する等、教職員で連携して国家試験に向けたサポートを実施している。

臨床実習（臨地実習）対策委員会の委員は 13 名で構成されている。学生の臨床実習に関する事項については、Teams で臨床実習に関する情報共有チームが立ち上げられており、教員と事務職員が臨床実習や臨地実習に関する問題について情報共有をしながら、学生の実習が円滑に進むようサポートしている。

専攻科委員会の委員は 11 名で構成されている。専攻科学生の授業や実習等のカリキュラムに関することから学生生活まで、学習環境を整えている。委員長より依頼があった場合は、事務も委員会に参加し、専攻科学生が学習成果を獲得するために教職員で連携してサポートを行っている。

カリキュラム小委員会は、委員は 8 名で構成されている。「愛知学院大学短期大学部カリキュラム小委員会規定」に則って、運営されている（提出資料-規程集 10）。本学の教育の質を向上させるため教育課程の見直しおよび編成の検討を行うことを目的としている。

2. 教学改革推進室と IR・キャリアサポート室

委員会とは別に、教学改革推進室と IR・キャリアサポート室が設置されており、それぞれの運営規定に則って運営されている（提出資料-規程集 11、15）。

教学改革推進室は、教学改革に関する重要事項について審議、立案し、本学教授会および学内各委員会に提案することを目的としている（提出資料-規程集 11）。業務は、教学に係る中長期計画、理念・ポリシーの策定、IR 機能と PDCA サイクルに関すること、その他、学長が推進室に付議することが適当と認めることであり、7 名で構成されている。

IR(Institutional Research)・キャリアサポート室は、「愛知学院大学短期大学部 IR・キャリアサポート室運営規定」に則って運営されており、10 名で構成されている（提出資料-規程集 15）。IR 室は、入学から卒業に至る過程で本学学生のキャリア形成に必要な情報を調査・収集・分析することを主たる目的とし、さらには入学前および卒業後の動向も踏まえた上で、本学の健全な運営に資する情報を提供することを旨としている。IR 室は、短期大学部棟 1 階の事務室の奥に設置されている。事務職員の担当者が管理しており、事務職員の勤務時間内であれば求人票や就職関係の書籍、先輩の就職体験報告書や歯科医院のアルバイト情報の閲覧が可能である。就職情報の収集のためにデスクトップパソコンが 2 台設置してあり、短期大学部の学生や卒業生が利用している。IR 情報として、新入生アンケートや学生生活アンケート、卒業時アンケート、就職アンケートの結果、成績結果や国家試験結果、就職実績は短期大学部の HP に公開している。また、IR 委員会は原則として毎月開催されており、教育の質や学生生活の向上を目指している。

教育研究活動については、「愛知学院大学短期大学部職制規則」に定められている（提出資料-規程集 33）。業務運営を円滑に行うことを目的として、職制について定めている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

SD 活動（備付資料-51）については、「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント規程」（提出資料-規程集 13）を整備し、愛知学院大学と愛知学院大学短期大学部合同の SD 委員会を設置し、教職員を対象に毎年 SD 研修会、講演会等を開催している。SD 研修会は例年、研修内容により対象者が教職員の場合と事務職員のみの場合と区分して開催しており、本学教職員は該当する研修会にほぼ全員参加している。令和 7（2025）年度は、すべての SD 研修会が教職員対象であり、Teams により配信された。

事務職員は、日々業務の中で各自気づいた点は、意見を出し合い常に改善に向けての修正を行っている。具体的には、令和 5（2023）年度から、講堂内で保護者も交えての教員紹介を実施している。また、入学式後のオリエンテーションの内容も令和 7（2025）年度は入学前教育の中に分散させ、過密内容を緩和させることを計画した。その他、事務手続き等についても常に無駄をなくして、簡素化に努めているが、必ず学生への支援に支障が出ないように務めている。また、事務長が適宜職員の勤務時間や残業時間を把握し、日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行っている。専任事務職員 1 名が育児休暇を取得しており、昨年度は事務職員の残業時間が増加したが、令和 7（2025）年度は、業務の効率化を検討しながら残業時間の短縮に日々努力した結果、残業時間が前年度より減少した。その他の人事評価については、令和 5（2023）年度より管理職が各事務所課員の人事評価を面談にて年度の目標と年度末にその達成度を確認しており、令和 7（2025）年度は理事による管理職の面談に加え、所属長による職員の面談を実施した。

事務職員は、法人本部や愛知学院大学の関係部署と緊密な連携を行うとともに、教学改革推進委員会、教学委員会、IR・キャリアサポート委員会への同席により、短期大学部教員との各種情報を共有し、常に学生の学習成果の獲得が向上するように努めている。

令和 7（2025）年度 SD 研修活動について

対象職名	年月日	内 容
専任教職員	令和 7（2025）年 5 月 19 日	「入学前教育（株式会社ナガセ）の結果に関するワークショップ」（短大部 FD・SD 合同研修会）
専任教職員	令和 7（2025）年 7 月 17 日	「河合塾講師による 2025 年度入試結果報告会」
専任教職員	令和 7（2025）年 8 月 20 日	「障害のある学生への合理的配慮と修学支援」
専任教職員	令和 8（2026）年 2 月 10 日	「『学校における個人情報保護について』～事例から学ぶリスクへの対処～」

FD 委員会活動では、教学で必要なテーマにおいて、本学主催や愛知学院大学主催の活動

への共催のほか、外部の研修会へ積極的に参加をしており、授業、教育方法の改善を常に行っている。また、FD活動（備付資料-48～50）の研修成果は共通分野の基幹教員間で情報の提供や共有を行っている。

令和7（2025）年度FD活動について

対象職名	年月日	テーマ
専任教職員	令和7(2025)年 5月19日	「入学前教育（株式会社ナガセ）の結果に関するワークショップ」
基幹教員	令和7(2025)年 9月17日	2025年度全学FD研究会「教育における生成系AIの活用」
専任教職員	令和7(2025)年 11月5日	「食が選べる人は人生が選べる～幸福は口福から～」
FD委員	令和8(2026)年 2月4日	「2026年度シラバスのチェック」について
基幹教員	令和8(2026)年 2月26日	2025年度全学FD研究会「優れた教育実践例に学ぶ-教育優秀賞受賞者による発表-」
専任教職員	令和8(2026)年 3月19日	「大学教員のための生成AI活用入門」 「カナダ研修による歯科衛生教育のポイント」
基幹教員	令和8(2026)年 3月18日	Gコース（歯学教育アップデート編）G-1講演「当事者の経験や認識を捉える：教育実践に活かす質的研究の視点」
基幹教員	令和8(2026)年 3月23日	Gコース（歯学教育アップデート編）G-2講演「最近の医療者教育のトピックスとこれからの指導者の役割」

指導補助者は「短期大学部非常勤講師規定」（提出資料-規程集32）に基づいて業務を実施している。また、臨時職員が「愛知学院大学臨時職員規定」（提出資料-規程集85）に基づき、実習時において学生指導のサポートに入っている。なお、指導補助者の研修に関する規定はなく、今後の課題である。

また、SH（スチューデント・ヘルパー）は「愛知学院大学短期大学部スチューデント・ヘルパー規定」（提出資料-規程集98）に基づいて、3年生の秋学期に口腔保健特論演習に従事している。SHは、本学専攻科に在籍し、学業人物ともに優れた者の中から募集している。従事する前には説明会を開催し、円滑な教育が行われるための補助業務にあたっている。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6の現状>

学校法人愛知学院では、「学校法人愛知学院行動規範」（提出資料-規程集42）を定めてお

り、教職員は職務に係る倫理を自覚し、地域社会から信頼と尊敬を得るために自律的に行動している。教職員の人事管理については、「学校法人愛知学院就業規則」「学校法人愛知学院個人番号及び特定個人情報取扱規程」「愛知学院臨時職員規程」「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部非常勤講師規程」（提出資料-規程集 28、32、84、85）を整備している。「愛知学院育児休業等に関する規程」「愛知学院介護休業等に関する規程」（提出資料-規程集 64、65）も整備しており、教職員が安心して出産、育児、介護をしながら就業できる体制が整えられている。

また、労務管理として「愛知学院給与規程」等の各種規程、「学校法人愛知学院教職員退職手当支給規則」「愛知学院事務系職員等選択定年退職制度規程」「愛知学院職員定年規程」「役員の報酬等の支給の基準」「愛知学院大学短期大学部非常勤講師通勤手当支給規程」（提出資料-規程集 23～27、86）を整備し適切に管理している。

事務職員は午前 8 時半から午後 5 時半までの原則週 40 時間労働で学校運営に携わっている。教育職員については、職務の特殊性のため時間的拘束は行っておらず、実習科目が多いため責任持時間（授業時間）は規定されていない。

なお、これらの就労の諸規程は事務室で管理している「学校法人愛知学院例規集」（冊子）、<https://kth-kh.d1-law.com/auth/smlogin143.jsp>（備付資料-92、93）に掲載されており、教職員に周知を図っている。

教職員の就業は、事務職員はタイムレコーダーで出退勤を各自で記録し、教員は事務室に備える出勤簿に各自で記録し、その状況とともに、各種規程に従って教職員の休職等に関する事項等も含め学校法人愛知学院の人事部が適切に管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学の基幹教員は歯科衛生学科や専攻科の授業を数多く担当している。歯科衛生士の基幹教員は愛知学院大学歯学部附属病院の担当患者の診療を学生実習の場としている。また、歯科医師の基幹教員は愛知学院大学歯学部の兼任教員となっており、講義・実習と愛知学院大学歯学部附属病院にて臨床実習や診療を行っている。このように附属病院を併設していない他の短期大学と比較して学生教育に係る時間数が多くなっており、さらには歯科衛生士リカレント研修センターの講師も兼任している。本学の教員数は短期大学設置基準を満たしているものの、歯科衛生士の基幹教員の授業時間数が多く、研究活動の時間の確保も困難となっており、慢性的な人的資源不足が課題となっている。特に令和 5（2023）年度には、教員 1 名が育児休暇により休職したため、基幹教員の負担がより大きくなった。

教員は卒業研究指導や専攻研究指導を行っており、各教員は自己の専門性を教育に反映するために、研究活動を行い、教員個人の研究スキルを順次高めていく必要がある。基幹教員の研究活動を充実させるために、学内研究費のみならず外部研究資金の調達が必要であるが、日本学術振興会の科学研究費補助金の申請・採択者が少なく、今後はさらに全学的な採択数の増加のために教員の人的資源の質の向上が課題である。

また、歯科衛生士専門科目の実習科目については、臨時職員（実習助手）として歯科衛生士の実習補助者を配置しているが、補助者としての資質向上に努める必要がある。

現在、非常勤講師の選考については、短期大学設置基準に準じて、教授会の議を経て採用

しているが、詳細な規程を整備していないため、早急に規程を整備する予定である。

歯科衛生士の養成機関の基幹教員は主として歯科衛生士が担うことが望ましいと思われるが、短期大学の教員資格選考基準（提出資料-規程集 31）を満たすための学位の取得は、学内や法人内に修士・博士の学位取得のシステムがないことも課題である。

事務職員は令和 5（2023）年度に人事異動や育児休暇により職員の大幅な交代があった。本学の事務組織は、愛知学院大学とは別組織の 1 つの教育機関として様々な業務を抱えていること、そのために職員 1 名ごとの担当業務が多岐に渡ること、開講科目の約 40%を占める外部講師授業のマネジメントが多いこと、学外での臨床・臨地実習とのマネジメントも多く、授業や学生生活等様々な場面で令和 4（2022）年度までの新型コロナウイルス感染症対策を契機に多様な学生への配慮や授業形式の多様化への対応が求められ、また、歯科衛生士リカレント研修センターの事務も行っており、人的資源の量・質ともに不足している。事務職員は積極的な業務内容への対応と意識改革が求められており、SD 研修会の機会が与えられているが、人的資源不足の解決にまでは至っていない。

なお、専任教員から基幹教員への変更については、令和 5（2023）年度の教授会の議題（提出資料-16）にあげており、令和 6（2024）年度に具体的に検討し、令和 7（2025）年度より短期大学部では専任から基幹教員へ表記変更する事が教授会にて承認された。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

歯科衛生士リカレント研修センターの事務職員については、派遣社員から臨時職員とし事務機能の向上に努めた。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

[提出資料-規程集]

9. 学校法人愛知学院における防犯カメラ管理及び運用に関する規程
57. 愛知学院図書管理規程
58. 図書館情報センター規程
59. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書等選書基準
60. 図書館情報センター運営委員会規程
61. 歯学・薬学図書館情報センター運営内規
62. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書廃棄基準
63. 調達規程
68. 学校法人愛知学院経理規程
69. 愛知学院固定資産管理規程
73. 学校法人愛知学院 情報セキュリティポリシー
74. 情報セキュリティ対策基本方針
75. 情報セキュリティ対策基本規程

76. 情報セキュリティ委員会規程
77. 学校法人愛知学院危機管理規程
78. 用品管理要領
79. 学校法人愛知学院施設管理規程

[備付資料]

95. 学校法人愛知学院 校地配置図
96. 楠元キャンパス配置図
97. 短大部棟平面図（1階～5階）
98. 末盛キャンパス平面図（歯学部附属病院1階～7階）
99. 薬学部棟平面図（3階）
100. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター LIBRARY GUIDE
101. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター HP <https://www.slib.agu.ac.jp>
102. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター・末盛分室（月見坂ライブラリー）概要（2025年度）
103. 愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター平面図
104. 令和7年度（2025年度）歯学・薬学図書館情報センター蔵書報告
105. 2025年度 歯学・薬学図書館情報センター日・祝日会館予定表（楠元）
106. 名古屋市認定エコ事業所
107. 防災管理年間計画（2025年度）
108. パソコン教室平面図（4号館3階）

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学の校地面積は、下表のとおり短期大学設置基準(3,100m²)を充足している。校地は、愛知学院大学楠元キャンパスにあり、愛知学院大学歯学部、薬学部、技工専門学校と一部共用している（備付資料-95、96）。

北館地下1階

区分	収容定員	基準面積	校地		
			専用面積	共用面積	合計
愛知学院大学短期大学部	310名	3,100 m ²	12,342 m ²	28,447 m ²	40,789 m ²

運動場は、楠元キャンパス内のグラウンドを授業や課外活動のために歯学部、薬学部、技工専門学校と共用で使用している。面積は、4,967.93m²であり、これらの活動に適切な面積

を有している（備付資料-95、96）。

平成 27（2015）年度に新設した短期大学の学舎の校舎面積は、下表のとおり短期大学設置基準(3,100m²)を充足している。校舎については、楠元キャンパス内にあり、歯学部、薬学部、技工専門学校と一部共用している（備付資料-97）。

愛知学院大学短期大学部校舎面積

区分	収容定員	基準面積	校舎		
			専用面積	共用面積	合計
愛知学院大学短期大学部	310名	3,100 m ²	4,845 m ²	20,180 m ²	25,385 m ²

校地と校舎は、障がい者に対応している。共用部分も含めたすべての施設でスロープやエレベーターを設置しバリアフリー化して、車椅子で施設を利用することが可能となっている。また、障がい者専用の駐車場を歯学部基礎棟前に設置して、安心・安全な環境が整備されている。

さらに、楠元キャンパスとしては、歯学部・薬学部と各種施設設備を共有し整備している（備付資料-96）。楠元キャンパスと末盛キャンパスにおいて、共用部分としているのは下表のとおりである。共用部分で主に学生が使用しているのは、学生の休憩スペースである薬学部棟1階の学生ホール、4号館食堂、歯学・薬学図書館情報センター、パソコン室（備付資料-99、108）、体育館、運動場であり、短期大学設置基準をはるかに超えた利便性を有する。校地・校舎を含めた共用部分の使用については、各学部の教務担当者が綿密に協議・調整していることから、教育研究上の支障はみられない。

共用施設一覧

施設	建物数	合計面積 (m ²)	主な用途
楠元 図書館1階	1	770.90	図書閲覧、自習、研究
楠元 図書館2階	1	1,001.90	図書閲覧、自習、研究
末盛 図書館分室「月見坂ライブラリー」	1	166.72	図書閲覧、自習、研究
楠元 4号館パソコン室	1	280.90	講義、研究、自習（検索）
楠元 歯学部基礎棟保健室	1	48.91	応急対応、健康相談
楠元 薬学棟カウンセリングルーム	1	32.83	カウンセリング
楠元 講堂	1	903.15	入学式、卒業式、登院式、学会、公開講演会等
楠元 薬学棟学生ホール	1	351.37	自習、昼食
楠元 4号館食堂	1	311.70	自習、昼食
末盛 愛知学院大学歯学部附	1	11,449.62	歯科診療、内科・外科診療、学生

属病院（南・西館）			臨床実習
末盛 歯学部臨床教育研究棟	1	8,452.76	昼食、ロッカー室
末盛 中央棟/月見坂テラス	1	482.87	昼食、談話室
楠元 体育館	1	3,269	授業、課外活動
楠元 運動場（グラウンド）	1	4967.93	授業、課外活動

（備付資料-96、98、99、108）

短期大学部と学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行う講義室・臨床実習室・模型実習室を用意している。なお、令和6（2024）年度より、共同実験室を設置する事になっている。

短期大学部棟は、1階から4階までの延床面積は3,652.66㎡である。講義室7室、基幹教員研究室13室のほかに、1階に事務室、IR・キャリアサポート室、学科長室、学長室・教学改革推進室・歯科衛生士リカレント研修センター事務室、歯科衛生士リカレント研修センターを置き、本学学生や外部訪問者との利便性を図っている。さらに2階には学生用ロッカー室（122.00㎡）を設置、各学年番号で区切っており、ロッカーを各自1本ずつ使用できるようにになっている。また、歯科衛生士教育のためにブラッシングのできる「洗口コーナー」を設け、トイレとは別にブラッシングができるよう、鏡のついた洗口できる水周りを整備している。また、2階には昼休みや放課後に学生同士の談話ができる学生談話室（マグネットラウンジ）（188.80㎡）の設置があり、放課後の自習室としても利用できるようになっている。4階には研究室や共同研究室を設置している（備付資料-97）。さらに薬学部棟の3階には、実習室3部屋を設置している（備付資料-99）。通信による教育は行っていないため、そのための施設はない。

授業用の機器・備品の整備状況は、カリキュラム・ポリシーに基づいて整備している。適宜、教職員や学生からの要望も考慮して改善しており、定期点検も実施している。施設は事業計画に計上し、年度計画で更新・改善を行っている。令和5（2023）年度は、2階と3階の講義室横に内線電話を設置し、講義室使用者と事務室が緊急連絡がとれるように改善した。授業用の機器・備品の管理は、使用する科目担当者と事務室で行っており、点検やメンテナンスとともに老朽化した機器・備品を計画的に更新している。令和5（2023）年度には講義室2部屋のプロジェクターを交換し、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度にかけて、臨床実習室の歯科用チェアをすべて更新した。さらに、令和6（2024）年度には薬学部棟3階303教室、令和7（2025）年度には302教室の模型自習室において、実習机および椅子の更新を実施した。

また、講義室・実習室に設置している機器・備品以外に貸出用パソコンやレーザーポインター等を事務室で管理し、教員が授業で使用する場合や学生が卒業研究などに利用を申し出た場合に貸し出しをしている。令和3（2021）年度からは、授業などで2部屋同時配信システムを201教室と302教室、301教室と305教室に設置したが、現在は、1教室での対面授業を行っている。

薬学部棟の3階にある、模型実習室2室（121名収容）と、臨床実習室1室（63名収容）（備付資料-99）は、収容人数に制限があるため、1学年を2クラスに分け交代制で使用し

ている。

短期大学部施設一覧

校舎	教室		収容 人数	機器・備品						
				マイク	プロジェクター	モニター	DVD	OHC	スクリーン	ロッカー
短期大学部棟	201※	講義室	160	○	○	○	○	○	○	
	202	講義室	56	○					○	
	301	講義室	120	○	○	○	○	○	○	
	302	講義室	120	○	○	○	○	○	○	
	303	講義室	56	○	○		○		○	
	305	講義室	56	○	○		○		○	
	ロッカー室	ロッカー室	120							○
	ロッカー室	ロッカー室	120							○
	専攻科室	専攻科室	10		○					○
413	共同研究室	18								
薬学部棟	302	模型実習室	60	○	○	○	○	○		○
	303	模型実習室	60	○	○	○	○	○		○
	301	臨床実習室	63	○		○	○			
4号館	パソコン室	パソコン室	168	○	○	○	○		○	

※201 教室…1/2 に分けることが可能な講義室。

本学では、元々固有の設備として「短大図書館」を有していたが、平成 22 (2010) 年度に同じ楠元キャンパス内の「歯学・薬学図書館情報センター」と「短大図書館」の統合がおこなわれ、本学の所蔵図書をすべて「歯学・薬学図書館情報センター」に移している。

「歯学・薬学図書館情報センター」(備付資料-100、101) は、平成 17 (2005) 年にそれまでの「愛知学院大学図書館情報センター・歯学部分館」から改称された。平成 21 (2009) 年度には耐震工事实施に伴うリニューアルがおこなわれており、その後先述の「短大図書館」との統合がおこなわれた結果、楠元キャンパス内全体での共用施設となっている。

現在、「歯学・薬学図書館情報センター」では医学・歯学・薬学・歯科衛生学関係の資料を収集し、各種規程(提出資料-規程集 57、58、60、61)に基づいて運営をおこなっている。図書館棟 1 階と 2 階の閲覧室延床面積は 754.2 m²、書庫棟延床面積は 800.6 m²、その他 218.5 m²となっており、短期大学部の学生を含めて楠元キャンパスの学生にとって適切な共用施設となっている(備付資料-103)。

開架収容能力冊数は約 3 万冊で、4 層構造の書庫収容能力冊数は約 18 万冊となっている。令和 7 (2025) 年度の蔵書数は 138,129 冊で、視聴覚資料や電子書籍を含めると合計 141,089 冊、所蔵学術雑誌種数は末盛分室「月見坂ライブラリー」(備付資料-102) の蔵書も含んで、2,404 種となっている(備付資料-104)。館内の資料は、歯学・薬学・歯科衛生学関係の専門教育にかかわる図書の他、語学・人文社会学分野に関する図書も配架され適切な資料数を保

有している。1階と2階の閲覧室の閲覧総座席数は182席となっており、2階の研究用閲覧室は、研究用医療図書館として専門書や学術雑誌等の図書館資料を配架しているほか、電子ジャーナルやデータベースが閲覧・利用できる設備等を設けている。2階の座席はキャレル席24席、内仕切り付き一人掛け用24席、教員専用席4席、障がい者用閲覧席1席を含むものとなっている。また、1階学習用閲覧室は開架図書・指定図書・問題集コーナー、企画展示コーナー、ブラウジングコーナーが設けられており、一般座席のほか個人学習室2室や談話コーナー8席を設け、快適性と利便性を重視した環境としている。ほかにも、書籍以外にも学習・研究に関する情報を得られるよう、館内には蔵書検索用の端末が1階に2台、2階に2台設置されている。情報検索用の端末も2階に8台設置され、それぞれがデータベースや電子ジャーナルの利用において使用されている。そのほか、閲覧室には無線LANが設備されており、パソコンの持ち込みによる学習・研究にも対応できるようになっている。

購入図書の選定と廃棄は、「愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書等選書基準」「愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター図書廃棄基準」（提出資料-規程集 59、62）に基づき、学生から、もしくは各部署からの要望を組み入れながら収集にあたっている。具体的には、毎年歯学部・薬学部・短期大学部で予算に応じて購入図書の選定を行っており、学生には常時図書の購入希望を受け付けている。所蔵資料に重複・汚損が生じた場合などには除籍と廃棄をしている。また、図書館が「学習図書目録」の機能を持つことで利用者のより有用な図書館利用を促すことをねらいとしており、授業で用いられる教科書やテキスト・参考図書は原則的にそのすべてが館内に常備されている。

歯学・薬学図書館情報センターは、所長1名、専任職員3名、嘱託職員1名、委託社員10名で、そのうち司書の有資格者は11名である。また、委託社員の内7名は、日本医学図書館協会が主催する「ヘルスサイエンス情報専門員」の資格を取得し、図書館員としての能力向上に努めている。

開館日は、短期大学部をはじめ楠元キャンパス内の歯学部・薬学部・技工専門学校の授業や行事に沿うように設定されている。令和7（2025）年度における開館日数は293日であった（備付資料-105）。

図書館機能の管理・維持・向上のための取り組みとして、本学には楠元キャンパスのほかにも末盛キャンパス、日進キャンパス、名城公園キャンパスを合わせた4つのキャンパスそれぞれに図書館が整備されており、学内4館の間では図書館の相互協力について文献複写・現物貸借を積極的に進め、また、それぞれにおける図書館施設の地域開放への取り組みがおこなわれている。

本学図書館全体による学外連携については、平成12（2000）年に本学と中部大学・南山大学の3大学図書館による「CAN私立大学コンソーシアム」が結成され、加盟各大学の所蔵資料を横断的に検索するシステムの構築により、加盟3大学の学生・教職員がインターネット上で効率よく資料検索ができるようになった。さらに、平成23（2011）年度に大学図書館コンソーシアム連合「JUSTICE」が設立され、価格上昇の続く電子資料について、出版元との価格交渉を加盟大学の連合体によっておこなえるようになった際、本学もこの連合に加盟したことなどが挙げられる。

「歯学・薬学図書館情報センター」独自の学外との連携については、日本医学図書館協会、

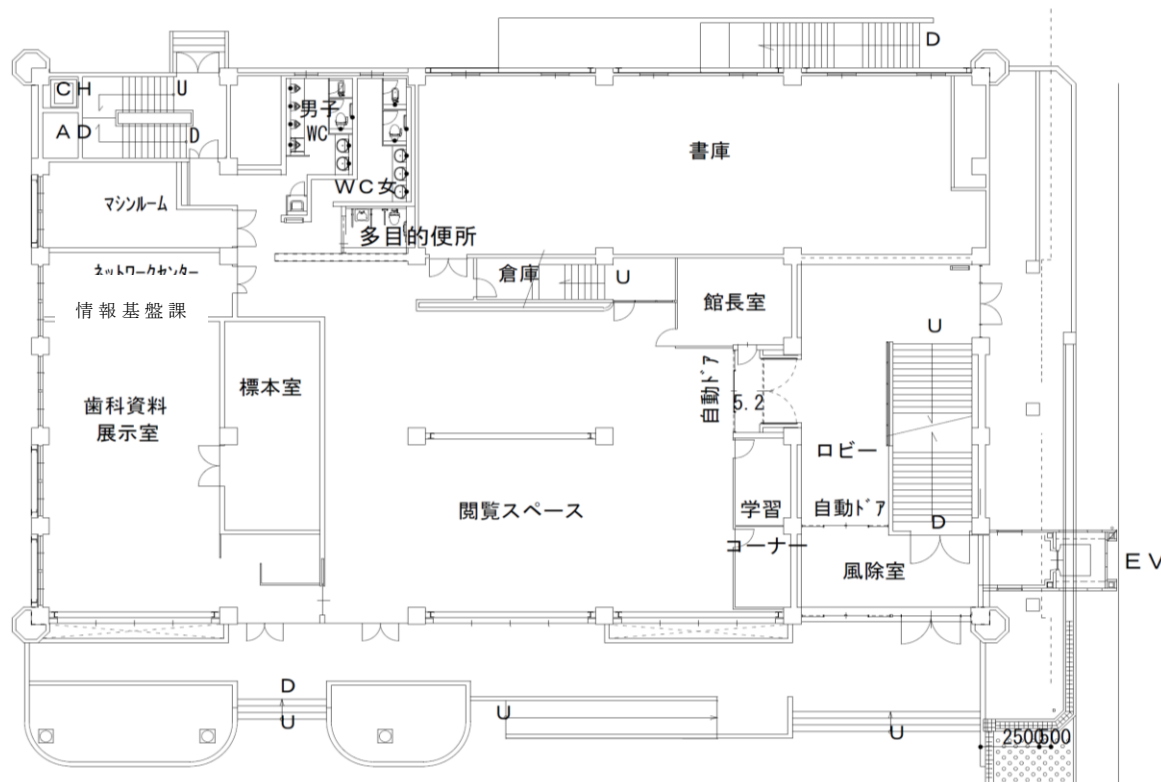
日本薬学図書館協議会、東海地区医学図書館協議会といった組織に加盟し、他の私立大学図書館に加えて国立大学、病院図書館などの加盟館と情報交換をすすめていることなどが挙げられる。

そのほか、近年の管理・維持・向上のための取り組みとしては、令和4（2022）年に学内の図書館全体で所蔵する図書・資料についての扱いを定めた「愛知学院図書館管理規程」の改訂の取り組みにあたったこと（提出資料-規程集 57）、施設面で令和元（2019）年度に書庫1階の棚板3段6枚を奥行400mmに交換、大型図書用書架を2台増設したこと、末盛キャンパスの末盛分室が令和5（2023）年9月末の末盛キャンパス新校舎（臨床教育研究棟）完成時に当該校舎へ移設となったことに伴い「月見坂ライブラリー」としたうえで改めて開室したことなどが挙げられる。

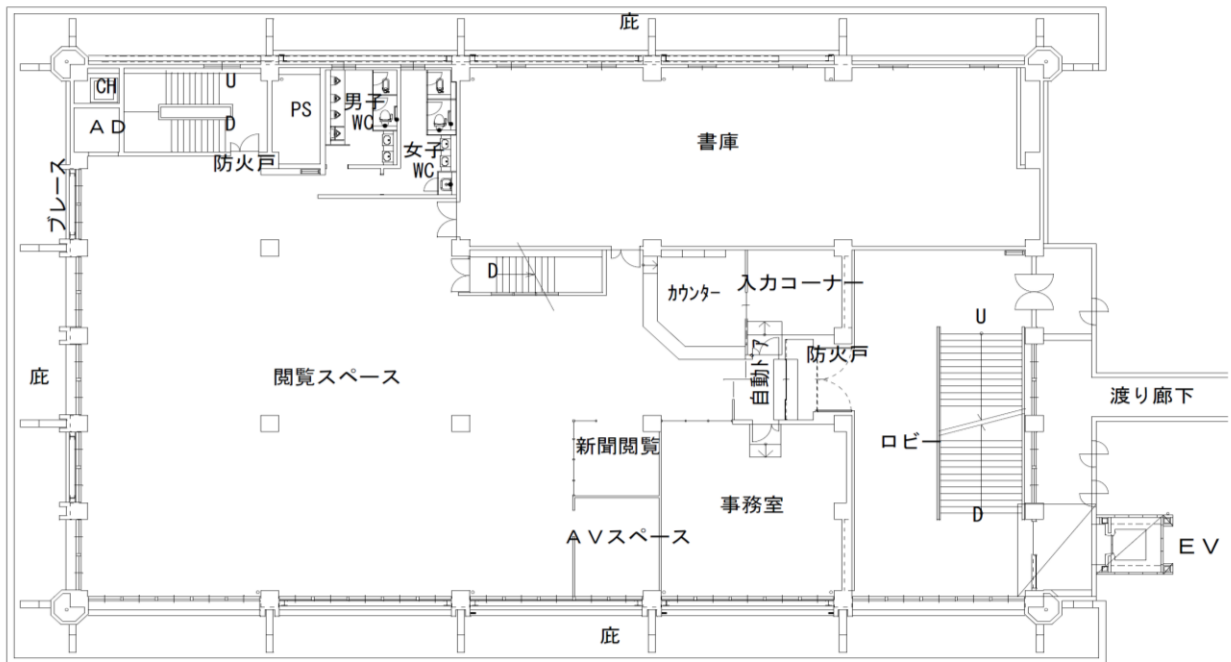
楠元キャンパス内の体育館（3,269㎡）（備付資料-96）は、歯学部・薬学部との共用であるが、授業で他学部と同時に使用することはなく、適切な面積を有している。本学学生の「スポーツ科学」の実技や課外活動などで使用し、例年、「スポーツ科学」の対面授業においてバドミントン、卓球などの実技の際に使用している。また、課外活動において歯学部や薬学部の課外活動に本学学生の入部が可能な硬式野球部、準硬式野球部、バレーボール部、バスケットボール部、卓球部、弓道部、アーチェリー部などは共用施設を活用している。

令和5（2023）年度は、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所での授業は行っていない。しかし、公欠者に対して教室で行った授業をライブ配信で提供、もしくはオンデマンドで提供した。また、これらの授業はすべて教室と実習室で行った。

愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター（全体の配置図）



図書館 1階平面図



図書館 2階平面図

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備に関しては、「調達規程」「学校法人愛知学院経理規程」「愛知学院固定資産管理規程」「用品管理要領」「学校法人愛知学院施設管理規程」(提出資料-規程集 63、68、69、88、89)などの諸規程を整備している。これらの規程に基づいて、備品・用品の管理帳票を作成し、施設設備や物品を維持管理している。

施設設備の維持管理について、電気関係は主任技術者・工事士・エネルギー管理者、ボイラー関係は技士・整備士、危険物関係は取扱免許取得者、冷凍機関係は取扱責任者、衛生・環境関係は管理技術者・浄化槽技術管理者・浄化槽管理士・水道技術管理者、建築関係は設備点検資格者・検査資格者、消防関係は防火管理者、設備点検資格者・整備士、廃棄物関係は管理責任者を法人内に配置し、関係監督官庁への許認可届出のほか常時測定・検査を実施し安全衛生管理を行っており、短期大学部棟についても楠元キャンパスとして同様に維持管理を行っている。

火災等の災害や防犯対策としては、「学校法人愛知学院における防犯カメラ管理及び運用に関する規程」「学校法人愛知学院危機管理規程」(提出資料-規程集 9、87)の諸規則を整備している。

火災・地震対策として、愛知学院法人本部にある秘書部と施設部により、火災・地震などの災害全般の対策が講じられている。中央監視装置・防災監視盤を導入し、熱源設備・空調設備の監視・運転、電気設備・給排水設備の監視、消防用設備の監視・動作の制御および照

明操作盤にて、制御・状態監視を行って定期的な点検を実施している。

楠元キャンパスでは、防災意識の向上と実践力の強化を目的として、年2回の防災訓練を実施している。さらに、防火・防災管理委員会および防火・防災PDCA小委員会において、防災管理に関する年間計画（備付資料-107）を毎年度策定し、計画的かつ継続的な防災体制の整備・運用に努めている。秋（10月）の防災訓練は学生参加型として、法人本部（秘書部）が中心となり、歯学部・薬学部・短期大学の各事務室が学生避難誘導班、消火班、救護班を担当する体制で運営し、授業中の学生も参加して、避難誘導や初期消火、救護活動などの実践的な訓練を行っている。一方、春（3月）の防災訓練は教職員を対象として実施しており、消防設備・機器の巡視点検、自動火災報知設備の操作訓練、非常用避難はしごや緩降機を使用した避難訓練に加え、テントや仮設トイレの設営訓練など、災害時を想定した実務的な内容で実施している。

平成27（2015）年度に短期大学部棟は、耐震・防災に優れた建設物に新築されており、棟内の自動販売機には災害対応ベンダーを設置している。また、2階マグネットラウンジ（談話室）のベンチ椅子には非常用毛布等が格納されているおり、4階エレベーターホールには災害救助用具・非常用BOXが設置されている。1階にはAED（自動体外式除細動器）が設置されていて、教員、事務職員および学生が使用できるように教育しており、細部にわたり、防災対策を施した校舎となっている。さらに各教職員には避難用品として非常用品セット・デスクサイドタイプが支給されている。

防犯対策については、「学校法人愛知学院における防犯カメラ管理及び運用に関する規程」に基づき、学内各所に複数の防犯カメラを設置するとともに、守衛室にて映像の記録および監視を行い、防犯体制の維持に努めている。短期大学部棟においては、セキュリティ装置による夜間・休日の入出退管理を徹底し、高度な防犯体制を構築している。研究室や資料室等にはカードキーシステムを導入して入室を制限しているほか、事務室についても午後5時半以降は自動的にセキュリティが作動する仕様となっている。これら建物内外に配備された防犯カメラと併せ、学生・教職員の安全および施設管理に万全を期している。令和5（2023）年度は、不審者の侵入に備えて、刺股を3本、事務室、実習室、教員室にそれぞれ設置した。設置場所には、使用方法を記載したパネルを掲示し、学内アプリでも使用方法を周知している。

学術活動や業務で使用する情報機器は、法人の情報推進部情報基盤課が運用管理する学内ネットワークへ接続されており、各キャンパス（日進・楠元・末盛・名城公園）間の通信はもとより、学術情報ネットワーク（SINET）とも光回線で接続されている。学内外からのアクセスは、ファイヤーウォールによる防御や各種フィルタリングを実施し、安全な接続環境を構築している。基幹ネットワーク構成は物理的に二重化されており、信頼性の高い接続環境としている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、「学校法人愛知学院 情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ対策基本方針」「情報セキュリティ対策基本規程」「情報セキュリティ委員会規程」（提出資料-規程集 73～76）を定めている。運用面における具体的対策としては、法人全体でアンチウイルスソフトを調達し、ウイルス検疫処理や迷惑メール対策などが行われており、内部情報の流失や改ざんを多層的に防御している。また、フ

ファイアーウォールを設置し、外部からのサイバー攻撃やウイルスの侵入を防いでいる。学外から学内ネットワークに接続する場合は、安全にログインできるよう、バーチャル・プライベート・ネットワーク（VPN）を利用したサービス提供も行われている。ユーザー支援についても、情報推進部に支援体制が整っており、迅速な対応を受けることができる。教職員にはコンピュータのセキュリティを周知徹底し、個人情報に関する漏洩防止対策として、コンピュータソフトやファイルを持ち出さないよう、厳重注意が通達されている。

省エネルギー・省資源対策等の地球環境保全対策として、地球温暖化対策の重要性を認識し、現在増加傾向にある事業活動に伴う温室効果ガスの排出を減少傾向に転換させるべく、エネルギー使用の合理化・改善、空調温度の適正化、廃棄物の減量・リサイクルの推進、緑化事業の推進、節水などに努めている。本学は、SDGsの一環として、省エネルギー・省資源対策として、校舎の空調設備システム、人感センサー付き照明器具を取り入れ、さらにはクールビズ、ウォームビズに取り組んでいる。

なお、楠元キャンパスは平成20（2008）年度に、「名古屋市エコ事業所」（備付資料-106）の認定を受けた。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

短期大学部棟の設備・機器・備品に関しては、一部老朽化による不具合が生じており、今後も継続的な更新を要する状況にある。令和5（2023）・6（2024）年度において、薬学部棟3階模型実習室の実習机および椅子の更新を完了したが、要望のあった手洗いシンクや歯科用バキュームの設置については未整備となっている。近年の歯科衛生士の業務拡大に伴い、歯科衛生教育の高度化への対応が急務となっているが、他大学や専門学校と比較してバキューム設備等の不足が顕著となっており、教育環境の格差が懸念される。しかしながら、対応に必要な新規物的資源は非常に高額であるため、限られた予算内での設備・機器・備品のさらなる充実が困難である点が、今後の大きな課題となっている。

楠元キャンパス全体の環境・施設・設備における管理には常に維持管理費が必要であるが、図書館の電子ジャーナルの価格高騰・図書予算の削減や、教育課程に準拠した指定図書の予算の減額、パソコン室のコンピュータの老朽化等、キャンパスでの共用施設における設備・機器・備品の諸問題があり、充実や強化は今後も強く望まれる。特に楠元キャンパスにおける短期大学部学生と教職員の人数割合や図書館の利用率が少ないことから、図書に関わる予算が少なくなっていることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

「歯学・薬学図書館情報センター」の歯学・歯科衛生学に関する蔵書は、愛知県随一である。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

[提出資料-規程集]

90. 愛知学院ソフトウェア管理規程

[備付資料]

109. パソコン教室平面図 (4号館3階)

110. 学内 LAN の敷設状況

111. 愛知学院情報推進部 IT サポートサイト

<https://it-support.agu.ac.jp/>

<https://it-support.agu.ac.jp/service/freshman/>

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいた技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実として、学習成果を効率的に獲得するために下記の IT 技術の提供と支援、施設の整備を図っている。技術サービスと専門的支援として、情報推進部情報支援課では令和 5 (2023) 年度に IT サポートの一環としてウェブサイトを整備し、Microsoft 365、特に Microsoft Teams の内容を中心に学生・教職員向けに情報発信を行っている(備付資料-111)。令和 5 (2023) 年度からは薬学部棟 1 階に IT サポートオフィスを設け、Microsoft Teams の利用についてはもちろん、デバイスごとのネットワーク環境設定など、利用者が年間を通じ対応・相談でき、IT に関する相談や専門的な支援を受けられる体制を整えている。4号館3階にあるパソコン室には、パソコン(HP Pro Mini 900 G9、令和 6 (2024) 年 7 月 26 日納品) 166 台(教員用 1 台、学生用 165 台)が設置されている。また、教員用のパソコン操作卓には、BD プレーヤー等を完備して、マルチメディア室としての機能、授業やプレゼンテーションを行うための設備を備えている。

情報技術の向上について、情報推進部を中心に Microsoft 365 (特に Microsoft Teams) の利用や、学内ネットワーク利用に関する情報提供や支援体制が学生と教職員へ提供されている。利用に関する不明点や不具合などが発生した際は、個別対応も可能な IT サポートオフィスで対応し、学術活動・学習支援において実効性の高い対応が行われている。また、IT サポートサイトでは、新入生向けの専用ページも設け、入学後の授業利用に必須となる「Microsoft アプリのインストール方法」「Microsoft Teams の利用方法」等についてのマニュアルを展開している(備付資料-111)。

短期大学部事務室では、新入生に対して入学時のオリエンテーションで「Microsoft アプリのインストール方法」「Microsoft Teams の利用方法」等を説明し、さらに IT に関する初歩的な問題に対しては個別対応している。さらに本学では FD 活動として、適宜必要に応じて教職員の IT 機器やアプリの使用方法について研修会を実施するなどのトレーニングの機会を設けている。なお、新型コロナウイルス感染症流行のため、必要に迫られたことから本学は令和元(2019)年に遠隔授業に対応するための研修会を多く行った。それにより教職

員の技術力が上昇し、新型コロナウイルス感染症の流行に対応してきた。なお、令和5(2023)年度については、一定の技術力が確保されたため IT に関する FD 活動は実施しなかった。

これらの技術的資源と設備の両面において、計画的に維持・整備し、適切な状態を保持している。情報推進部では、毎年教職員のシステム利用状況を把握し、技術動向に関する情報収集等を行いながら技術的資源に関する分配の見直しに活用している。

また、本学教職員は、教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいた授業や学校運営に活用できるよう、各自1台以上のコンピュータを専用で使用している。学内のコンピュータは、備品として整備・管理され、使用しているソフトウェアについても「愛知学院ソフトウェア管理規程」(提出資料-規程集90)により厳重に管理されている。

学内 LAN については、パソコン室や研究室などのコンピュータは、愛知学院大学の学内ネットワークに接続されており、学術情報ネットワーク(SINET)を経由してインターネット接続している。また、学内のWi-Fi接続は、学生・教職員が持ち込んだ様々な端末でも接続利用することが可能である(備付資料-109、110)。学内 LAN は常に点検・整備しているが、令和5(2023)年度は学内 LAN のさらなる安定化と速度の向上を図るための改良整備を行った(備付資料-110)。

教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業実施に努めている。現在、1年次の学生を対象とした「歯科保健指導論実習」で撮影した口腔内写真を用いた資料作成で6コマ、2年次の学生を対象とした「歯科と統計手法」で1コマをパソコン室のパソコンを利用しPower Point やExcel を用いた教育を行っている。また、授業外学習として、パソコン室や各自のパソコンを利用したレポート作成や文献を検索することを奨励し、1年次の「栄養支援論実習」や2年次の「歯科と統計手法」等の課題レポート、3年次の卒業研究、専攻科の論文作成、学習成果の作成や提出にMicrosoft 365のWordやExcel、Microsoft Teams を活用している。令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症流行のためパソコン室の利用は不可となったが、令和4(2022)年度より、通常に戻り平日9:15~17:15利用する事が可能となった。

現在、特別教室として整備し開放しているのは情報機器を利用した自習環境が整備されているパソコン室のみである。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学生から、パソコン室は授業外学習に使用したい旨の要望が多いものの、開館時間がほぼ授業時間内となっており短く、授業外で使用することに制限がある。また、パソコン室専属の派遣職員は1名配置されているが、職員が不在の場合は、閉室時間となり、学生の学習の妨げとなる場合がある。また、他部署と使用希望日が重なった場合は授業日程の調整が必要となる。

本学では、入学時にタブレットを安価に購入できる案内を配付しているが、購入を強制していないので、学生各自が保有している機器にばらつきがある。そのため授業で一律に使用することが困難で、授業での積極的使用の足かせとなっている。また、学生の経済的負担を考えると強制購入させることを躊躇している現状があり、課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和2(2020)年度、遠隔授業の実施に際しては、教員と学生へのMicrosoft Teamsでの授業や課題の取り組みについての技術向上を、学内研修会ならびに本法人の新型コロナウイルス感染症対策本部および愛知学院大学教務課にて作成したマニュアル提示により円滑に行う事ができた。さらに、令和3(2021)年度からの対面授業開始の際には、2教室間での分散授業を実施し、密集を防ぐ感染予防対策は効果的であった。しかし、1授業に対する担当教員が1名であることが多く、配信教室ではない教室での双方向授業は難航した。実習においては、令和2(2020)年度後半には、2クラス制により収容人数50%の実習室使用による感染予防対策を講じた以外は、従来同様の対面授業を実施した。これらの経験を踏まえて、公欠者のみに配信授業もしくはオンデマンド授業にて対応した。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

[提出資料]

30. 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)[書式1]
31. 事業活動収支計算書の概要[書式2]
32. 貸借対照表の概要(学校法人全体)[書式3]
33. 財務状況調べ[書式4]
34. 資金収支計算書(学校法人愛知学院)(令和5(2023)年度)
35. 資金収支計算書(学校法人愛知学院)(令和6(2024)年度)
36. 資金収支計算書(学校法人愛知学院)(令和7(2025)年度)
<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
37. 資金収支内訳書(学校法人愛知学院)(令和5(2023)年度)
38. 資金収支内訳書(学校法人愛知学院)(令和6(2024)年度)
39. 資金収支内訳書(学校法人愛知学院)(令和7(2025)年度)
40. 活動区分資金収支計算書(学校法人愛知学院)(令和5(2023)年度)
41. 活動区分資金収支計算書(学校法人愛知学院)(令和6(2024)年度)
42. 活動区分資金収支計算書(学校法人愛知学院)(令和7(2025)年度)
<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
43. 事業活動収支計算書(学校法人愛知学院)(令和5(2023)年度)
44. 事業活動収支計算書(学校法人愛知学院)(令和6(2024)年度)
45. 事業活動収支計算書(学校法人愛知学院)(令和7(2025)年度)
<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
46. 事業活動収支内訳書(学校法人愛知学院)(令和5(2023)年度)
47. 事業活動収支内訳書(学校法人愛知学院)(令和6(2024)年度)
48. 事業活動収支内訳書(学校法人愛知学院)(令和7(2025)年度)
49. 貸借対照表(学校法人愛知学院)(令和5(2023)年度)

50. 貸借対照表（学校法人愛知学院）（令和6（2024）年度）
 51. 貸借対照表（学校法人愛知学院）（令和7（2025）年度）
<https://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
 52. 令和7（2025）年度愛知学院事業報告書
<https://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
 53. 令和8（2026）年度 学校法人愛知学院事業計画
<https://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>
 54. 令和8（2026）年度 学校法人愛知学院予算書

[提出資料-規定集]

40. 学校法人愛知学院資金運用規程

[備付資料]

112. 寄付金募集案内・申込書 <http://www.aichi-gakuin.jp/donation/index.html>
 113. 学校法人愛知学院財産目録（令和5（2023）年度）
 114. 学校法人愛知学院財産目録（令和6（2024）年度）
 115. 学校法人愛知学院財産目録（令和7（2025）年度）
<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人愛知学院計算書類における愛知学院大学短期大学部の事業活動収支計算書は、以下の通りである。年度ごとの収支計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している（提出資料-30～51）（備付資料-113～115）。

愛知学院大学短期大学部事業活動収支計算書 (単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生生徒納付金収入	406,129	408,965	402,235	407,915
その他収入	117,654	117,778	92,493	154,716
経常収入	523,783	526,743	494,728	562,631
特別収入	385	874	0	2,372
事業活動収入（帰属収入）	524,168	527,617	494,728	565,003
人件費	370,214	232,498	288,308	317,158
教育研究費	258,551	284,871	322,142	306,190
（減価償却額）	(110,595)	(114,180)	(115,421)	(111,594)

管理経費	31,402	29,025	29,931	28,854
(減価償却額)	(5,540)	(5,304)	(5,404)	(3,709)
その他支出	0	0	0	0
経常支出	660,167	546,394	640,380	652,202
特別支出	1,409	1,670	9,944	24,540
事業活動支出計(消費支出)	661,576	548,064	650,324	676,742
基本金組入前当年度収支差額	△137,408	△20,447	△155,597	△111,739
主な変動要素				
教育研究経費比率(%)	49.4	54.1	65.1	54.4

教育研究経費比率については、54.4%となり、人件費については、56.4%という結果となった。

学校法人愛知学院貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産の部				
固定資産	108,299,081	108,356,881	107,743,673	104,941,275
有形固定資産	73,453,632	73,821,196	72,556,069	73,035,564
その他の固定資産	34,845,449	34,535,685	35,187,604	31,905,711
流動資産	36,912,879	35,473,701	34,920,016	37,891,173
資産の部合計	145,211,960	143,830,582	142,663,689	142,832,448
負債の部				
固定負債	6,322,733	6,318,792	6,287,936	6,339,816
流動負債	4,986,458	4,919,268	4,804,537	5,843,582
負債の部合計	11,309,191	11,238,060	11,092,473	12,183,398

純資産構成比率は、過去3年間とも90%を上回っており、全国平均よりも高い割合である。総負債比率についても、9%未満であり、財務状況は健全であると考えられる。

法人全体と短期大学部を比較すると、事業活動収支においては、法人全体では令和7(2025)年度は収入超過、短期大学部では、過去3年以上支出超過が続いている。

また、収入の要となる学生生徒納付金比率は、法人全体、短期大学部ともに全国平均よりも多くの割合を占めており、収入については学生生徒納付金への依存率が高いことがわかる。

一方支出の多くを占める人件費比率は、短期大学部、法人全体ともに全国平均よりも高い割合となっており、法人全体では、過去3年間、概ね56%前後となっているが、当期は約

52%となった。

法人の貸借対照表から見た財務状況は、借入金の無い経営を維持しており健全な状況である。したがって、短期大学の存続を可能とする財政は維持できている。

退職給与引当金については、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累計額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上している。

令和7(2025)年度から賞与引当金について、賞与の支給に備えるため負担すべき見込額を計上している。また、役員退職慰労金引当金についても、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上している。

資産運用については、「学校法人愛知学院資金運用規程」(提出資料-規程集40)に基づき適切に行っている。なお、教育研究用の施設設備と学習資源(図書等)については適切に資金配分がされている。教育研究経費について、経常収入の54%と高い割合となっているが、これは実習関連の経費の強化と環境整備が要因であり、事業活動収支の支出超過が続いている。

公認会計士の監査については、毎年10月から次年度5月まで実施され、監査の指摘等に対して適切に処理している。

寄付金の募集については、現在特定公益増進法人となっており、適正に管理している(備付資料-112)。なお、学校債の発行は現在行っていない。

収入において、大きく割合を占める学生生徒納付金に係る学生数について、令和5(2023)年度から過去3年間の歯科衛生学科5月1日時点の状況は以下の通りである。

	事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初年度	入学定員	100	100	100	100
	入学者数	106	107	104	110
	充足率	1.06	1.07	1.04	1.10
全体	収容定員	300	300	300	300
	学生数	316	318	321	325
	充足率(%)	1.06	1.06	1.07	1.08

過去3年間の数値を見てみると、入学定員ならびに収容定員数は毎年満たしており、それぞれの充足率は妥当な水準であり収入の基となる学生数は確保されている。事業活動収支の支出超過ではあるが、安定した収支を示し、収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。学校法人および短期大学部は、毎年度の事業計画と予算(提出資料-53、54)を関係部門の意向を集約し、3月の理事会において決定後、速やかに通知(示達)している。

年度予算については、日常的な出納業務を適正且つ円滑に実施し、経理責任者の承認後、必要に応じて理事長に報告している。

資産および資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

また毎月「月次試算表」を作成のうえ、経理責任者を経て業務執行理事会(理事長含む)

に報告しており、財的資源を年度ごと適切に管理している。

なお、学校法人会計基準及び「学校法人愛知学院経理規程」に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を会計監査人の指導のもと作成し、これらを法令に準拠し保存している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

近年の 18 歳人口の減少と、高校生への進学率の向上から、全国的に短期大学への進学率は減少している。一方、令和 7(2025)年度調査によると、全国的には、歯科衛生士養成校数は専門学校 152 校、短期大学 16 校、大学 14 校と全国合計 182 校で、学校の種別を問わず毎年 1～2 校増加傾向にある。現在、歯科衛生士の養成は専門学校が中心となっているが、医療職への社会のニーズや医療の高度化に伴い、他の医療職と同様に大学での養成が主流となり、短期大学への志願者の減少が見込まれる。本学は歯科衛生学科のみの短期大学となっており、愛知県唯一の歯科衛生士養成の短期大学であることから、当面は短期大学として財政上の経営は安定して維持できると考えられるが、長期的な展望とならないと思われる。

本学の短期大学としての強みとしては、3 年で国家資格を取得できることである。また、教育年限が短いことで教育費に係る経済的負担が軽減される。さらには、歯科衛生士養成機関としては愛知県唯一の短期大学であるため、競合校が少ない。就職については、令和 6(2024)年度の求人件数は 666 件で、これは毎年学生数の 6 倍程度であり、したがって本学の就職率は毎年ほぼ 100%となっており、この高い就職率も強みの 1 つとなっている。本学の弱みは、全国的に短期大学への志願者が減少していることである。また、愛知学院大学の楠元キャンパスは教育年限が 6 年の歯学部や薬学部が併設されているが、医療職として身近な存在でありながら、合同で教育する場面が少ない。また、課外活動も教育年限の短さから満足に活動できない等このように、本学は短期大学であることと、3 年の歯科衛生士養成機関であることの 2 方面から客観的な環境分析を行っている。

法人全体での経営状態は、短期大学部を運営するに十分な財的資源を有している。年度ご

との入学者数は、令和4(2022)年度107名、令和5(2023)年度106名、令和6(2024)年度107名、令和7(2025)年度111名となっており、学生定員充足率は常に100%を超過している。近年少子化、高学歴の社会傾向はあるが、医療職種である歯科衛生士の養成校への入学希望者は一定数確保できており、学納金計画は安定して計画できている。なお、優秀な学生確保のため、さらなる学生募集対策として、現在、オープンキャンパスの充実やホームページの充実を図っている。

本学の教員は、愛知学院大学から異動した教員と歯科衛生専門学校から移行した歯科衛生士教員と新たに採用された歯科衛生士教員で構成されている。かねてより教員の年齢が高く、人件費において高騰している状態であったが、平成31(2019)年3月に基幹教員2名、令和3(2021)年3月に1名、令和4(2022)年3月に1名、令和5(2023)年3月に1名の定年退職に伴う交代により平均年齢が低くなり、年齢構成バランスが徐々にとれてきている。現在60歳代の教員が40%となっており、順次若手の教員と交代することで、人件費の減少が見込まれる。一方、近年では短期大学として教育の質を担保しつつ、教学改革が必要とされており、教職員の短期大学部運営に関わる時間が、以前にも増して増加している。各種委員会活動が時間外に毎週頻繁に開催されており、人件費比率が高くても人員削減は不可能な現状がある。

また、学校法人愛知学院における教職員の人事管理および労務管理の実施状況については、教職員が安心して職務に従事できるよう、規程の整備や労務管理体制が確立しており、人事管理と労務管理の実施状況は、教職員の働きやすさや適正な業務運営を支える体制として整備されている。

設備の管理・運用については、多様な学習環境が整備されており、教育環境の向上に向けた具体的な施策が着実に進められている。施設設備の維持管理や防災・防犯対策、情報セキュリティ、省エネルギー対策については、規程に基づいた適切な管理・運用が行われており、施設の安全性や環境保全にも力を入れ、安全で持続可能な教育環境が整えられており、本学では、情報推進部が中心となり、学生や教職員に向けたIT環境の充実が進められており、学習成果の向上にも貢献している。また、本学では収容定員充足率を維持しながら安定した収支を確保し、適切な財務体質を維持するための管理体制が整えられている。

また、施設に関しては、短期大学部棟が10年、薬学部棟が20年経過しており、年間計画で順次更新され、現状維持はできる状況にある。一方、短期大学と歯科衛生教育の将来を踏まえた計画を立てるにあたっては、短期大学部と財務部との今後十分な協議が必要である。

短期大学部全体ならびに学科ごとの定員管理については、本学は単科で構成されているため、適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスはとれている。

学内に対する事業報告(提出資料-52)や経営情報は学校法人愛知学院のホームページで公開している(提出資料-30~51)。また、危機意識の共有は、学長より教授会などで伝達され、すべての教職員が共有している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

学生定員充足率は100%を超過しているが、過去3年間、基本金組入前当年度収支差額は全て支出超過となっている。

収入面においては、安定的な収入確保ができていますが、本学の課題としては、今後も入学定員の充足を継続していくことであり、安定した入学者を確保することである。しかし現在、奨学金の対象者が増加傾向にあり、事実上の収入減少となっている。本学では新入生に対する特待生制度を設けているが、財源の確保を図るために令和6(2024)年度入試より新入生特待生制度の対象者を8名から5名に変更した。今後の課題としては、本学科として学生納付金のみならず、寄付金等の収入増となる方法を模索し、諸経費の見直しによる経費削減に取り組み、収支バランスを安定したものに近づける必要がある。

支出面においては、基幹教員の定年退職・入職に伴い給与面での増減がみられた。現在、助教以上基幹教員数は短期大学設置基準に基づいた員数であり、さらに定年退職に伴う人件費は今後も発生するため、大幅な人件費削減は現実的ではない。また、今後は施設設備の老朽化に伴う更新にかかる経費が発生することが見込まれることから、専任教職員のコスト意識を高め、担当科目の備品・消耗品、非常勤講師による授業時間数、臨時職員(実習助手)の実習時間以外の配置や業務内容などを検討する必要がある。さらに、受託研究費や科学研究費などの外部資金の獲得について全教員が取り組むよう、より一層努力することが求められる。

本学の健全な運営を行うために、さらなる教職員の経営意識を高めた中長期計画の見直しを行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の教員組織は短期大学設置基準や歯科衛生士学校養成所指定規則に準拠しながら、適切な人員配置を行い、教育の質を維持している。また、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、研究成果を学生教育に反映させることを重視し、以下のよう形で計画が実施されている。

(研究活動の進展)

- ・共同研究の推進:個人の研究だけでなく、学内外での共同研究を積極的に実施し、学術的な成果を上げている。
- ・研究成果の公表:毎年発行する研究紀要や学会誌で成果を公表し、学外の専門学会で論文投稿や学会発表を行っている。
- ・研究資金の確保:科学研究費や外部研究費の申請を積極的に行っている。令和6(2024)年度は3名の教員が科学研究費3件、外部研究費は1名が採択され、令和7(2025)年度は3名の教員が科学研究費3件、外部研究費3件、内部研究費1件、受託研究1件が採択された。

(研究環境の整備)

- ・令和6(2024)年度より実験室を開設している。

(研究倫理の徹底)

- ・ 規程の遵守 研究者行動規範や研究倫理規程、不正防止規程を整備し、適正な研究活動を推進している。
- ・ 倫理研修の実施 FD 研修会として歯学部・薬学部と共催し、定期的な研究倫理研修を実施（2024年度以降は、倫理教育教材 eAPRIN で対応）している。

(教育への還元)

- ・ 専門性の向上 歯科衛生士基幹教員は「全国歯科衛生士教育協議会」主催の講習会に参加し、「専任教員認定歯科衛生士」の認定更新を支援している。
 - ・ FD 活動の活性化 教育方法の改善を目的に、愛知学院大学主催の FD 活動に積極的に参加し、研修成果を基幹教員間で共有している。
- こうした取り組みを通じて、研究活動を教育と連携しながら進めている。

また、本学の事務組織は明確な責任体制のもと、それぞれの係が教育・研究活動を支える重要な役割を担っており、以下の点から、計画の実施状況を整理している。

(組織と業務の運用)

- ・ 法人本部との連携：予算申請や教育支援に関する折衝を行い、法人関係部署との協働を強化した。

(教育・学生支援)

- ・ 学習成果の向上：教務係が授業運営・成績管理を担当し、学生支援アプリや Teams を活用した学生対応を実施している。

(事務業務の改善)

- ・ 人事評価の強化：全ての職員の人事面談を実施している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では、基幹教員および事務職員の人的資源不足、研究活動の充実、非常勤講師の選考規程の整備、歯科衛生士基幹教員の学位取得の課題など、いくつかの重要な改善点が挙げている。以下のような方向性で対策を進めていくことを考えていく。

(基幹教員の負担軽減と研究時間の確保)

- ・ 教員数は設置基準を満たしているため、現在の教員が効率的に時間を活用し研究活動時間を確保することが必要である為、授業時間に関してはカリキュラム改正に伴い以前より研究の時間が確保されるようになったので、歯科衛生士教員に周知し研究に専念できる時間をつくる様に促している。

(非常勤講師の選考規程整備)

- ・ 短期大学設置基準を踏まえた選考規程の早急な策定を検討する。

(事務職員の業務負担軽減)

- ・ 事務職員の業務効率化を進め、残業の解消、有給休暇、夏季休暇の取得率を上げる。
- ・ 法人との連携を強化し、業務改革を進めるための支援策を検討している。

(基幹教員制度の検討)

- ・ 令和 7（2025）年度に具体的な開始時期を決定した。

このような改善策を通じて、教育・研究の質を維持しながら教職員の負担軽減を図る。また、本学では、高度化する歯科衛生教育への対応や共用施設の維持・更新の必要性が認識されており、以下のような改善策を検討していく。

- ・老朽化した機器の段階的更新、令和6（2024）年度から令和7（2025）年度に模型実習室の実習台を計画的に更新したが、更にバキュームの設置を目指し学生の学習環境を改善している。

- ・短期大学部学生の図書館情報センターの利用率向上のため、学内での利用促進策を検討する。

- ・電子ジャーナルのコスト管理として、本学の学術研究紀要の電子化に令和6（2024）年度より実施している。

- ・老朽化したコンピュータの更新計画を策定し、令和6（2024）年度に全パソコンの入替が完了した。

- ・タブレットパソコンの統一と活用の促進として、令和8（2025）年度のカリキュラム改正に伴いタブレットを活用できる環境を整備し、授業内での利用率を向上させる。

これらの改善策を通じて、教育環境の質を維持・向上させていく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

[提出資料]

2. 愛知学院大学短期大学部学則

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>

58. 学校法人愛知学院寄附行為

<https://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>

55. 理事会議事録（令和 5（2023）年度）

56. 理事会議事録（令和 6（2024）年度）

57. 理事会議事録（令和 7（2025）年度）

59. 評議員会議事録（令和 5（2023）年度）

60. 評議員会議事録（令和 6（2024）年度）

61. 評議員会議事録（令和 7（2025）年度）

[提出資料-規程集]

1. 学校法人愛知学院事務組織規程
2. 学校法人愛知学院事務分掌規程
12. 愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会規程
16. 愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会規程
24. 愛知学院給与規程
28. 学校法人愛知学院就業規程
37. 理事・評議員の選任及び理事会運営規程
39. 学校法人愛知学院監事監査規程
40. 学校法人愛知学院資金運用規程
42. 学校法人愛知学院行動規範
64. 愛知学院育児休業等に関する規程
65. 愛知学院介護休業等に関する規程
68. 学校法人愛知学院経理規程
70. 愛知学院国内出張規程
71. 愛知学院海外出張規程
87. 学校法人愛知学院危機管理規程
109. リスクマネジメント・危機管理規程
110. コンプライアンス規程
111. 学校法人愛知学院業務執行理事会規程

112. 学校法人愛知学院寄附行為施行細則

[備付資料]

116. 理事長の履歴書（令和 7（2025）年 6 月 17 日現在）

117. 学校法人実態調査表（令和 5（2023）年度）

118. 学校法人実態調査表（令和 6（2024）年度）

119. 学校法人実態調査表（令和 7（2025）年度）

120. 学校法人愛知学院中長期計画書(令和 7 年 4 月 1 日)

<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>

121. 学校法人愛知学院内部統制システム整備の基本方針

<http://www.aichi-gakuin.jp/regulations/pdf/internal-control.pdf>

[区分 基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準IV-A-1 の現状>

龍谷顯孝理事長は、令和 6(2024)年 10 月から小島泰道理事長に代わり学校法人愛知学院理事長に就任している。龍谷顯孝理事長は曹洞宗の僧籍を有し、駒澤大学大学院卒業後、大本山總持寺で修行、三重県内「佛光寺」の住職を経て「大昌寺」の住職となり、曹洞宗宗務庁教学部長等を歴任した。曹洞宗門のみならず、仏法興隆のための活動を行っている。龍谷顯孝理事長は、本法人の理事および学校法人駒澤学園監事の経験があり、仏教の教義ならびに曹洞宗立宗の精神による禅の思想を基とした建学の精神「行学一体・報恩感謝」と、それに基づく本法人の教育理念・教育目的・目標を理解し、本法人の発展に寄与している（備付資料-116）。

学校法人愛知学院理事長は、「私立学校法」と「学校法人愛知学院寄附行為」第 16 条第 2 項に基づき理事から理事会の決議により選任され、「学校法人愛知学院寄附行為」第 16 条第 4 項に基づき、学校法人の発展のために法人を代表し業務を総理しており、学校法人の運営全般について適切なリーダーシップをとっている（提出資料-58）（備付資料-117～119）。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準IV-A-2 の現状>

理事会については、「学校法人愛知学院寄附行為」第 15 条に学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督していること、第 21 条に学校法人の運営に関わる審議・議決事項を明示している。また、経営面と教学面における意志の疎通を図り、理事会の決定した基本方針に基づいて、その執行にあたりとともに、理事会に提案すべき事項について協議し、業務を

円滑に処理することを目的として「学校法人愛知学院寄附行為」第 24 条に業務執行理事会が設定されている（提出資料-58）。理事会は「学校法人愛知学院寄附行為」第 15 条に基づいて、理事の職責と社会的責任を果たすべく職務の執行を監督し、監事が「学校法人愛知学院寄附行為」第 31 条に基づいて、理事の業務執行の監査を実施している。

理事会は、「学校法人愛知学院寄附行為」第 19 条第 1 項および第 20 条第 1 項に基づき、理事長が招集し、理事長が議長となり開催している。短期大学部学長は理事を兼ねているため、短期大学部を含む学校法人の発展のために、学内外の必要な情報を収集し、法定事項や規程整備等の重要案件のほか、予算、決算、補正予算や事業計画・事業報告等を審議している。このように理事会は、「私立学校法」の法的責任を果たすべく、「学校法人愛知学院寄附行為」に基づき学校法人の業務を決する意思決定機関となっている。

短期大学部では教育の質保証のため「愛知学院大学短期大学部第三者評価委員会規程」（提出資料-規程集 16）を定め、適切な外部からの認証評価を受ける体制を整えており、さらに「愛知学院大学短期大学部自己点検・自己評価委員会規程」（提出資料-規程集 12）に基づき毎年自己点検・自己評価を実施し、理事会に報告しており、7 年に 1 度の大学・短期大学基準協会による認証評価に備えている。認証評価にあたっては、理事会は受審体制を整備することで認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

また、理事会に置かれた業務執行理事会（理事長および業務執行理事 8 名）は毎週開催し、日常的な起案案件を審議するとともに、様々な情報収集、意見交換を行いつつ重要事項については、理事会・評議員会に上程し、協議決定している。このように、理事長のリーダーシップのもと、理事会は短期大学部を含む本法人の管理運営を熟知し常に新しい情報の収集に努め、将来構想を考え経営の安定化を図っている（提出資料-55～57）（備付資料-120）。

「学校法人愛知学院寄附行為」第 3 条において「この法人の運営は、私立学校法その他の法令及び曹洞宗宗制に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる」としている。また、「学校法人愛知学院寄附行為」第 4 条において、「教育基本法」と「学校教育法」に従う旨を規定しており、理事会は、法人が設置している本学の運営についても上記の法令等の関連法令について法的責任があることを認識している。

さらに理事会は「学校法人愛知学院寄附行為」および学則をはじめとして、学校法人運営と短期大学運営に必要な、組織・庶務、人事・サービス、出張・旅費、給与、安全・厚生、財務ならびに短期大学部運営に関わる規程について制定、改正等の整備をしている（提出資料-2）（提出資料-規程集 1、2、24、28、40、64、65、68、70、71）。

また、理事会は「学校法人愛知学院行動規範」と「理事・評議員の選任及び理事会運営規程」に基づき理事の職務の執行が法令および寄附行為に適合するための体制を整備している。さらには、文部科学省令に基づき、理事会は、理事の職務の執行が法令および寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備のために、「学校法人愛知学院内部統制システム整備の基本方針」（備付資料-121）を定め、担当部課所として法務・コンプライアンス室を設置し、「リスクマネジメント・危機管理規程」および「コンプライアンス規程」等の整備を行っている（提出資料-規程集 37、39、42、87、109～112）。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3 の現状>

理事は、「学校法人愛知学院寄附行為」第7条により、理事選任機関は評議員会であり、「私立学校法」第30条および「学校法人愛知学院寄附行為」第8条の規定に基づき、評議員会が選任している。理事を選任するときは、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席した評議員会の意見を聴取し協議により、出席者の過半数をもって決議している。

理事は、11名以上15名以内の定員で、常勤理事11名と非常勤理事3名で構成されている。そのうち9名は曹洞宗の僧籍を持ち、禅の思想である本学の建学の精神「行学一体・報恩感謝」の精神に精通している。また、1名の非常勤理事は、株式会社の元役員であり、経営等の専門的な実務経験と学校法人の健全な経営についての多方面からの学識・識見を有し、建学の精神を理解している。(提出資料-59～61)

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

理事長による理事会の運営は、「学校法人愛知学院寄附行為」第19条、第20条および第21条に基づき適切に行われており、また、業務執行理事会と連携している。しかし、少子化や大学進学率の向上が進み、私立学校を取り巻く環境、とりわけ短期大学への進学率はより一層厳しくなるなか、本学は更なる質の高い教育・人材の育成に努めなければならない使命がある。そのためにも、理事長は教職員に将来構想・経営方針・運営方針等を明確に指示するとともに、様々な課題に対し迅速に対応できるよう必要に応じて組織の整備構築をする必要がある。また、理事長は「学校法人愛知学院寄附行為」第8条第1項第3号(曹洞宗責任役員会推薦理事)および第4号(学外有識者)からなる非常勤理事に対しては、学内の多くの情報を提供し、本法人への理解を深め、今後直面する厳しい状況に対応できる理事会の体制作りを目指していくことが課題となっている。

さらに、令和7(2025)年4月から施行された「私立学校法」の改正に伴うガバナンス改革にも、リーダーシップを発揮していく必要がある。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

本法人は、中学・高等学校、専門学校、短期大学、大学、大学院からなる多岐にわたる総合学園であり、キャンパスが5箇所に分かれているため、理事長自らリーダーシップを発揮し法人運営に反映できるよう法人本部を置き、本学院全体を統括し、学院内の連携を深め、情報収集・分析・共有ができるシステムとサポート体制の構築を進めている。

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

<根拠資料>

[提出資料]

2. 愛知学院大学短期大学部学則

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>

15. 愛知学院大学短期大学部 HP アセスメント・プラン

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/assessment-plan/index.html>

16. 教授会議事録（令和 5（2023）年度）

17. 教授会議事録（令和 6（2024）年度）

18. 教授会議事録（令和 7（2025）年度）

[提出資料-規程集]

1. 学校法人愛知学院事務組織規程

7. 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部情報公開規程

10. 愛知学院大学短期大学部カリキュラム小委員会規程

13. 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部スタッフ・ディベロップメント規程

14. 愛知学院大学短期大学部教学委員会規程

22. 愛知学院大学短期大学部教授会規程

29. 愛知学院大学短期大学部学長の選任規程

30. 愛知学院大学短期大学部学長候補者選考規程

32. 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部非常勤講師規則

46. 愛知学院大学・短期大学部新入生特待生規程

48. 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部外国人留学生の学納金減免に関する規程

91. 愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部障害学生支援に関する規定

96. 愛知学院大学短期大学部学生懲戒規程

97. 学生懲戒処分細則

[備付資料]

19. 名古屋市立大学、愛知学院大学及び愛知学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書（平成 30 年）

20. 一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 愛知県歯科衛生士会及び愛知学院大学短期大学部との包括連携に関する協定書（令和 3 年）

21. 愛知学院大学短期大学部と社会福祉法人九十九会との包括連携協力に関する協定書（令和 4 年）

22. 愛知学院大学、愛知学院大学短期大学部及び愛知県立総合看護専門学校との教育活動の連携・協力に関する協定書（令和 4 年）

122. 学長個人調書 [様式 21]（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）

123. 教学改革推進委員会議事録（令和 7（2025）年度）

124. 教学委員会議事録（令和 7（2025）年度）

125. IR・キャリアサポート委員会議事録（令和 7（2025）年度）

126. 自己点検・自己評価委員会議事録（令和 7（2025）年度）

127. 第三者評価委員会議事録（令和 7（2025）年度）
128. 外部評価委員会議事録（令和 7（2025）年度）
129. FD 委員会議事録（令和 7（2025）年度）
130. 倫理委員会議事録（令和 7（2025）年度）
131. カルキュラム小委員会議事録（令和 7（2025）年度）
132. 専攻科委員会議事録（令和 7（2025）年度）
133. 国家試験対策委員会議事録（令和 7（2025）年度）
134. 広報委員会議事録（令和 7（2025）年度）
135. 愛知学院大学短期大学部中長期計画 VISION FOR 80

<https://tandai.agu.ac.jp/sdgs/action.html>

【区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。】

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、短期大学部の教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、「学校教育法」と「愛知学院大学短期大学部教授会規程」第 5 条（提出資料-規程集 22）に基づき「愛知学院大学短期大学部学則」第 63 条（提出資料-2）により設置された教授会の議長となり意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は令和 6（2024）年 1 月 29 日付けの理事会において、木村文輝氏（愛知学院大学学長）が選任され令和 6（2024）年度から就任している。木村文輝学長は、平成 9（1997）年愛知学院大学研究所禅研究所研究員として愛知学院大学に赴任、平成 10（1998）年愛知学院大学短期大学人間文化学科講師、平成 13（2001）年同助教授、平成 18（2006）年愛知学院大学教養部助教授、平成 19（2007）年に同准教授、平成 23（2011）年に愛知学院大学文学部日本文化学科准教授を経て平成 24（2012）年に教授就任している。また、平成 26（2014）年からは愛知学院大学大学院文学研究所日本文化専攻教授を務め令和 6（2024）年に愛知学院大学学長および愛知学院大学短期大学部学長に就任した（備付資料-122）。

学長は、高潔な人格と優れた学識が評価されて、学校法人愛知学院の建学の精神を理解・教授し、大学、短期大学および法人運営に深く携わり、学校法人の向上・発展に寄与できる者である。また、愛知学院大学学長は、短期大学部学長を兼ねることができる（「愛知学院大学短期大学部学長選任規程」第 3 条 2（提出資料-規程集 29）ことから、短期大学部学長は、愛知学院大学学長が兼務している。大学・短期大学における高等教育の教学運営の最高責任者として教職員をリードしつつ、法人理事として理事長を補佐することで法人運営とのバランスの取れたリーダーシップを発揮し、大局的な視点から積極的な英断を行い、大学・短期大学全体の発展に寄与するために、客観性の高いガバナンス体制の下で大学・短期大学の運営を構築している。

短期大学部において学長は、「建学の精神」を基に教育研究を推進し、本学の向上・充実に向けて、愛知学院大学をはじめ、愛知県歯科衛生士会や愛知県歯科医師会等、各関係機関

との連携・調整を図っている（備付資料-19～22）。また、短期大学部の中長期計画「VISION FOR 80」（備付資料-135）のPDCAサイクルを推進している。

学生に対する懲戒については、「愛知学院大学短期大学部学則」第31条に基づき、学則に背き、または学生の本分に反する行為があるときは学長が教授会の議を経て懲戒する。学長は、「愛知学院大学短期大学部学生懲戒規程」および「学生懲戒処分細則」（提出資料-規程集 96、97）に基づいた愛知学院大学短期大学部学生に対する懲戒（退学、停学および訓告の処分）の手続を定めている。

学長は、「学校法人愛知学院事務組織規程」第53条（提出資料-規程集 1）と「愛知学院大学短期大学部学長の選任規程」第3条3項（提出資料-規程集 29）に基づいて、本学の教育・研究の水準の向上に努めるとともに短期大学部全体の校務をつかさどり、所属職員を統督し、本学の運営や教職員の配置を適切に行っている。

学長は、「愛知学院大学短期大学部学長候補者選考規程」第3条（提出資料-規程集 30）に基づき「曹洞宗の僧籍を有するもので、教育研究の経験を有し、人格が高潔で学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切に運営できる能力を有する者とする。」であることを条件に、学長候補者選考委員会の設置と学長候補者選考委員会の委員を理事長が任命し、学長候補者選考委員会で選考され、理事会へ候補者を推薦、「愛知学院大学短期大学部学長の選任規程」第3条に基づいて理事会の議決を経て理事長が任命する。

教授会は、「学校教育法」、「愛知学院大学短期大学部学則」第63条および「愛知学院大学短期大学部教授会規程」に則り、短期大学部の教育研究上重要な事項を審議している。学長は、教授会の審議事項をあらかじめ教授会の構成員から議題を収集して開催案内を通知し、意見を述べる事項を教授会に周知して招集している。

学長は、教授会の議長となり「愛知学院大学短期大学部教授会規程」第3条に基づき、教育課程、入学、退学、卒業、除籍および賞罰、学生の試験および単位、学年暦、学生補導、学術研究、教員の採用および教員の資格昇任の選考、教育研究に関する規程の制定および改廃など教育研究に関する重要事項の審議機関として適切に運営しており、最高責任者として教授会の意見を聴取した上で最終的な決定を行っている。

併設大学である愛知学院大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している（提出資料-規程集 7、13、32、46、48、91、96）。

教授会の議事録は、議長が「愛知学院大学短期大学部教授会規程」第9条に基づき整備し、次回以降の教授会で審議の上承認している。

教授会は、短期大学部学生の学習成果と、短期大学部・歯科衛生学科・専攻科の三つの方針に対する認識を共有しており、令和5年度には学習成果の査定となる「愛知学院大学短期大学部アセスメント・プラン（2023（令和5）年度版）」（提出資料-15）の策定や、「三つの方針」を議題に取り上げ見直しを実施した（提出資料-18）。

学長または教授会の下に教育上の委員会を規程に基づき複数設置し、教授会で各種委員会の報告（備付資料-123～134）を行って学長が把握し的確に指示できるようにしている（提出資料-16～18）。教育上の委員会として、教学委員会を「愛知学院大学短期大学部教学委員会規程」（提出資料-規程集 14）に基づいて設置し、教授会の諮問、提案および教務に関する事項について、委員長が委員会を開催し、討議した事項を教授会にて審議・報告し、「愛

知学院大学短期大学部教授会規程」第9条に基づき学長が教授会で最終判断を下している。さらに、教学委員会の下部組織としてカリキュラム小委員会を「愛知学院大学短期大学部カリキュラム小委員会規程」（提出資料-規程集 10）に基づいて設置し、カリキュラムに関連する事項について検討している。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

学長は、大学・短期大学の向上・発展のため建学の精神に基づき大学・短期大学運営を計画的に構築し、強力なリーダーシップのもとに陣頭指揮をとり、全教職員からの信頼を得ている。さらには本学の運営、教育の向上、会議の運営に向けてもリーダーシップを発揮している。しかし、併設大学の学長と理事も兼ねていることや、さらにキャンパスが4か所に離れていることから、今後は多忙な学長の本学への更なるバックアップ体制を図る必要性がある。また、本学の教員は併設大学の教員を兼担していること、学外の非常勤教員が多いこと、臨地実習を多くの学外施設で実施していることから学外者や学外機関との関わりが多く、短期大学部として多様できめ細やかな対応を求められており、学長のさらなるリーダーシップが望まれる。さらに、本学は歯科衛生士の養成のための教育に特化しており、学生教育が直接キャリア形成に繋がっていることから、学長の歯科衛生士の職業と将来像に対する理解が不可欠であることが課題である。

また、現在は愛知学院大学と教授会レベルでの合同審議をする場がないことから、併設大学との連携や対応が十分できない場面があることが課題である。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

学長は、愛知学院大学の学長を兼務していることから、多数の教職員や組織を構成している愛知学院大学の運営、教育の向上に関する事項について、強力なリーダーシップを発揮しながら、迅速に本学の運営や教育に反映させることが可能となっている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

[提出資料]

58. 学校法人愛知学院寄附行為

<https://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>

55. 理事会議事録（令和5（2023）年度）

56. 理事会議事録（令和6（2024）年度）

57. 理事会議事録（令和7（2025）年度）

59. 評議員会議事録（令和5（2023）年度）

60. 評議員会議事録（令和6（2024）年度）

61. 評議員会議事録（令和7（2025）年度）

[提出資料-規程集]

- 39. 学校法人愛知学院監事監査規程
- 111. 学校法人愛知学院業務執行理事会規程
- 112. 学校法人愛知学院寄附行為施行細則

[備付資料]

- 136. 学校法人愛知学院 監事監査報告書（令和 5（2023）年度）
- 137. 学校法人愛知学院 監事監査報告書（令和 6（2024）年度）
- 138. 学校法人愛知学院 監事監査報告書（令和 7（2025）年度）
- 139. 学校法人愛知学院役員の概要

<http://www.aichi-gakuin.jp/officer/index.html>

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、「私立学校法」第 45 条および「学校法人愛知学院寄附行為」第 6 条と第 25 条（提出資料-58）の規定に基づき、評議員会の決議によって選任された 2 名以上 4 名以内からなり、「私立学校法」第 52 条、「学校法人愛知学院寄附行為」第 31 条および「学校法人愛知学院監事監査規程」第 3 条（提出資料-規程集 39）に定められた監事の職務として、本法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況について適宜監査している。

また、監事は、定例で行われる理事会、定時評議員会、評議員会および適宜に開催する臨時理事会・臨時評議員会に出席し意見を述べるとともに、審議決定事項を確認している（提出資料-55～57、59～61）。特に理事会においては、評議員会の議案、書類、電磁的記録その他の資料について確認および調査をしている。さらに、本法人の内部監査室と意見交換を行い情報の共有を図るほか、定例で行われる理事会（月 1 回）終了後、事務担当者より業務若しくは財産の状況、理事の業務執行状況や教学に関して説明を受け、関係帳票、現地の聞取り・確認を行う等の監査を行っている。

令和 7（2025）年定時評議員会終了時からは、令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の「私立学校法」および「学校法人愛知学院寄附行為」第 32 条により常勤監事を選任している。常勤監事は、業務執行理事会（提出資料-規程集 111）にも出席し意見を述べるとともに、審議決定事項の確認、理事会および評議員会に提出しようとする議案、書類等の調査および理事の職務の執行状況を監査している。

なお、本法人の業務と財産の監査状況については、「学校法人愛知学院監事監査規程」第 11 条に基づき、会計年度終了後 3 月以内の 6 月末までに監事監査報告書（備付資料-136～138）を作成し、理事会と評議員会に提出している。また、監事が効率良く監査できるよう、平成 28（2016）年度より法人内に設置されている内部監査室にて監事の業務支援を行っている。

「学校法人愛知学院寄附行為施行細則」（提出資料-規程集 112）第 32 条において「監事

は、法令、寄附行為及びこの法人が定める諸規程を遵守し、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない」と規定しており、監事は、学校法人の運営に関して法的責任があることを認識している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、「私立学校法」第 61 条および「学校法人愛知学院寄附行為」第 35 条（提出資料-58）の規定に基づき選任された 12 名以上 16 名以内からなり、「学校法人愛知学院寄附行為」第 6 条第 4 項により、評議員の実数は、理事の実数を超える数の評議員をもって組織している。（備付資料-139）

評議員会は、「私立学校法」第 70 条および「学校法人愛知学院寄附行為」第 44 条に基づき、理事会の決議により、評議員会の一週間前までに通知している。

また、評議員会は「私立学校法」第 66 条ならびに「学校法人愛知学院寄附行為」第 40 に基づき予算、決算、補正予算、事業計画・報告および法定事項や重要案件等について協議し、その意見を理事会に進言し、又は意見を求めて運営している（提出資料-55～57）。

「私立学校法」第 88 条第 1 項において、評議員が「その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定しており、評議員は、学校法人の運営に関して法的責任があることを認識している。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

令和 7（2025）年度においては、私立学校法の改正に伴い令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の「学校法人愛知学院寄附行為」第 53 条により、会計監査人は評議員会の決議によって選任を行っている。また、「学校法人愛知学院寄附行為」第 58 条により、会計監査人は、計算書類（貸借対照表および収支計算書）およびその附属明細書並びに財産目録を監査して会計年度ごとに会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出、定時評議委員会へ報告している。

なお、会計監査人は「監査事務所」として職務を確保する体制を運用することで、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本学のガバナンスとしての公共性と社会的責任および説明責任は果たしており、社会から信頼されている。特に地域におけるステークホルダーである歯科医師と歯科衛生士からの本学へのガバナンスに対する信頼は厚い。一方、ガバナンスが確立された学校法人という

大組織の中で、時代とともに変革を求められている単科である短期大学部の運営が妨げられないよう、常に風通しのよいガバナンスを強化していくことが課題である。

令和7（2025）年度からは、令和7（2025）年4月1日施行の「私立学校法」および「学校法人愛知学院寄附行為」により、ガバナンスが有効に機能する体制の整備に努めている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

[備付資料]

135. 愛知学院大学短期大学部中長期計画 VISION FOR 80

<https://tandai.agu.ac.jp/sdgs/action.html>

140. 愛知学院大学短期大学部 HP 情報公開

<https://tandai.agu.ac.jp/guide/data/index.html>

141. 学校法人愛知学院 HP 事業・財務の概要

<http://www.aichi-gakuin.jp/finance/index.html>

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

公共性と社会的責任を果たすため、情報公開については、「学校教育法施行規則」第172条第2項に基づき、次の教育研究活動等の情報をホームページ上に掲載し広く公開している（備付資料-140）。

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

・ 建学の精神・教育理念、基本的使命

2) 教育研究上の基本組織に関すること

3) 教員組織・教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

4) 入学者の受入方針/収容定員及び在学生数/卒業又は修了した者の数/進学者数及び就職者数に関すること

・ 入学者受入れの方針、入学者数、収容定員及び在学生数、卒業・終了者数、

5) 進学・就職者数・就職率

・ 就職実績、歯科衛生士国家試験合格状況

6) 授業科目、授業の方法及び内容/年間の授業の計画に関すること

・ 教育課程編成・実施の方針、シラバス

- 7) 学修成果に係る評価/卒業又は終了の認定基準に関すること
 - ・ 学位授与の方針、学修の成果に関する評価
- 8) 卒業又は修了認定にあたっての基準
- 9) 校地、校舎等の施設及び設備/学生の教育研究環境に関すること
- 10) 授業料、入学料/その他の大学が徴収する費用に関すること
- 11) 大学が行う学生の修学、進路選択/心身の健康等に係る支援に関すること
- 12) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（文部科学省通知 16 文科高第 304 号）」に基づき、財務情報および事業計画・報告を公開している。具体的には法人として、寄附行為（寄附行為、役員報酬等の支給の基準）、ガバナンス・コード、中長期計画、事業計画書、事業・財務概要（事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事による監査報告書）、資金運用等について、学校法人愛知学院のホームページで公開している（備付資料-141）。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

情報公開に関する取り組みは、大学の透明性を確保し、社会的責任を果たす上で重要だが、課題として以下のような点が課題となる。

1. 公開されている情報が古いままだと、正確な現状を反映できないので、定期的な更新が求められる。
2. 一般の閲覧者（学生・保護者・社会人など）にとって理解しやすい形で情報が提示されているかどうか重要なため、専門的な用語が多用されていたり、構成が複雑だと、アクセスしにくくなる可能性がある。
3. 財務情報の公開は社会的信頼を高めるために重要だが、その情報が十分に詳細かつ分かりやすく説明されているかどうか課題となる。
4. 学位授与の方針や学修成果の評価について、具体的な成果や改善点なども分かりやすく示されているかどうかポイントになる。
5. 大学のホームページが情報をスムーズに取得できる構造になっているかどうか重要なので、検索機能の充実や視覚的な整理が求められる。

情報公開をより効果的にするためには、これらの課題に対応しながら、利用者が必要な情報を正確かつ簡単に得られるように進めていくことが必要である。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

認証評価の結果を受けて、さらなる学則や関連規程の改正を行い、大学を含む法人運営とともに適切な短期大学運営を目指している。

事業計画書では、令和7（2025）年度の中長期計画として「愛知学院将来ビジョン」が策定され、教育の質的転換を目指す方針が示されており、特に創立150周年に向けた取り組みとして、大学・短期大学部・専門学校・高等学校・中学校の本学の各学校が社会の変化に対応していくように、教育の充実を図る計画が進められている。

短期大学部の機関別認証評価結果では、教育理念の実現に向けた改善が進められており、内部質保証の強化や教育課程の見直しが行われている。また、学生支援体制の充実や、歯科衛生士国家試験の高い合格率を維持するための取り組みも進められている。

以上の観点から、学校法人愛知学院は、少子化や大学進学率の変化に対応するため、組織の整備や教育の質向上に向けた改善計画を着実に進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

将来構想・経営方針・運営方針等である「学校法人愛知学院 中長期計画」とともに、学長のリーダーシップの確立のため愛知学院大学短期大学部中長期計画「VISION FOR 80」（備付資料-135）を全ての教職員に周知させ、計画の実施、評価、改善のPDCAサイクルを回していく。

学長の本学への更なるリーダーシップを強化するため、「教学改革推進室」の機能向上により、きめ細やかな学長へのバックアップ体制を図っていく。

適切なガバナンスを確保し、権限と責任を明確にするため、学校法人愛知学院のガバナンス・コードを教職員に周知させていくことが重要となる。